ISSN 1342—8837

松代

—— 真田の歴史と文化 ——

第 12 号

目次

真田家の手伝普請
—正保二年江戸城外堀堀浚普請を中心に—……北原糸子 1

松代藩御料理人大谷津家雑考……鎌田雄次郎 21

天保飢饉時の松代領内の施行について……北村保 32

松代藩士横田家の足跡……仁科叔子 54

松代城の「城附諸道具」
～真田家大名道具論（1）～……原田和彦 71

史料紹介

真田信之の隠居・三代藩主の擁立に関わる文書……84

松代藩における海外情報の収集
—真田宝物館所蔵資料概観—……大橋敦夫 (一)

真田宝物館

江戸濠 麹町通ヨリ小石川口迄 堀方割

真田家の手伝普請
――正保二年江戸城外堀堀浚普請を中心に――

北原糸子

一　はじめに

松代藩真田家初代伊豆守信之の事蹟をまとめた「大鋒院殿御事蹟稿」[1]巻七（以下、「御事蹟稿」と略す）に、正保二年（一六四五）、江戸城外堀の堀浚い手伝普請に関する記録とそれについての普請丁場の写図（外題）「丁酉御堀浚丁場之図」（以下「御堀浚丁場之図」と略す）が含まれている。

なお、この史料の内題は「江府御堀御普請　御手伝場所　都合拾五ヶ所　四ツ谷御堀御手伝場所図」である。

他に、更に一点同じ内容の絵図がある。これは内題・外題とも付けられていない。

写真1に前者の部分図（「水戸様橋」付近）と写真2に後者の部分図（「赤坂土橋」付近）の写真を掲げた。

普請という言葉が建物の建築に限って使われている現在の感覚からすると、堀浚いがどうして普請なのかという疑問を持つ人が少なくないと思われる。しかし、江戸時代、「普請」は土木工事一般を指し、建物などの建築については、「作事」という言葉が使われていたのである。

さて、「御事蹟稿」は八代藩主幸貫の命によって編纂され、天保一四年（一八四三）に完成されたが、明治五年（一八七二）の大火によって焼失した。現在「新編信濃史料叢書」のうちに刊行されているものの原本は、編纂を引継いだ飯島勝休の手許にあった稿本を元に校合され、完成されたものだという（右叢書「真田家御事蹟稿」解題）。したがって、真田家に残されていた筈の「御堀浚丁場之図」は写本以外もう存在していないということになる。

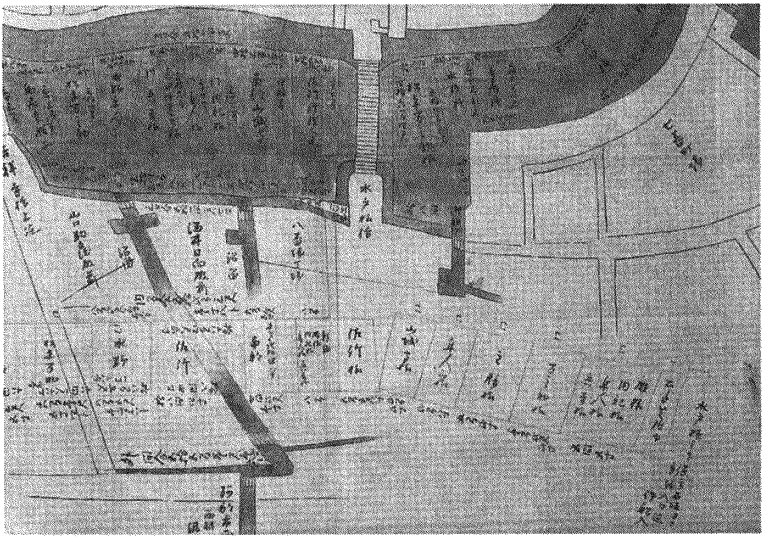

写真１　「水戸様橋」付近

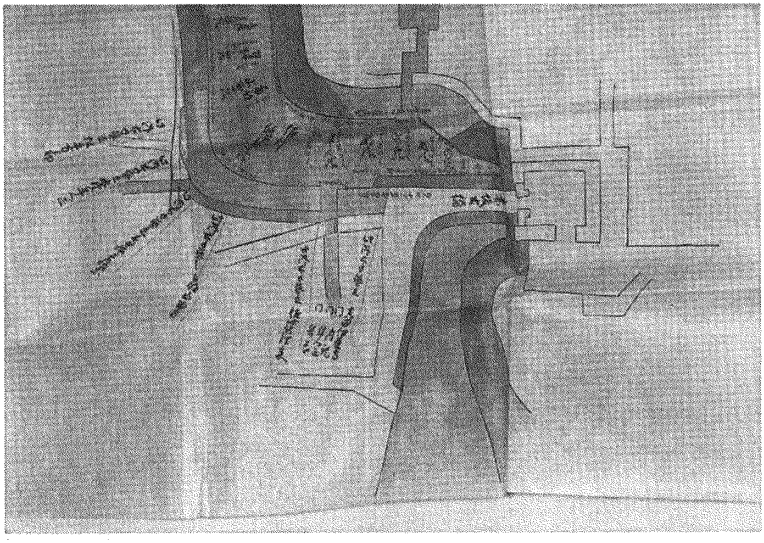

写真２　「赤坂土橋」付近

ところで、この写図と同じものが、東京大学総合図書館「南葵文庫」に「江戸城濠麹町ヨリ小石川迄堀方割」という外題を付けられ所蔵されている（口絵参照）。この絵図には内題はない。「御事蹟稿」には、この写図とともに、丁場毎の普請内容、費用を記した文書が残されている。記録の性格からして、文書が主であって、図の方は従の位置付けである。

したがって、南葵文庫には、付図のみでなく文書も残されていた可能性もなくはないが、今に伝えられているのは絵図のみである。

では、南葵文庫に堀浚丁場図がなぜ残されていたのだろうかという疑問が湧いてくる。

この点については、ひとつの可能性として、紀伊徳川家が、当時この普請を管轄する幕府の行政組織を通じて入手したという考え方もあり得る。しかし、後に図に描かれた内容を検討するなかで明らかになるように、真田本家の信之の普請丁場の箇所には「殿様」と記されている所から、同家の内部資料であって、幕府へ提出されたものではないと考えてよいだろう。

では、何の必要があって紀伊徳川家に堀浚丁場図が残されたのだろうか。図をみてみよう。

伊賀町土橋（現在の喰違土橋）の向い側、現在の迎賓館は、明暦大火（一六五七）で郭内から上屋敷が移転する以前の正保期は紀伊徳川家の下屋敷であった。この屋敷に沿う形で存在した外堀の土手崩箇所が甚しいことが、「堀浚丁場之図」より読み取れる（図中の緑色の土手に茶色で描かれるのが崩所である）。そして、この堀浚手伝普請には、土手崩箇所の修復も含まれていることから、この普請は紀州藩にも直接関わりのある事柄だったと推定することができる。

しかし、全く別のことも考える必要がある。南葵文庫には各地の城郭絵図が多数収集されている。この中の収集品のひとつとして江戸城外堀の堀浚普請図をみることも可能だからである。

紀州藩の兵学についてここに記すほどの知識は持ち合せていないが、同家が兵学者を抱え紀州流を唱えて幕府に対して独特な地位を占めたということである。(2) 南葵文庫中の兵術・その他の厖大な収集書籍の存在はそのことを証明するかのようである。堀浚普請というこの図の書かれた目的に沿ってではなく、一城郭の外郭として堀幅間数が細かく

書かれた図は重要な資料のひとつであったに違いない。この点は推量によるところであって、今後の検討を俟つことにする。

ここでは、松代藩真田信之の代（元和八―明暦二）に課役された手伝普請の実態に多少とも迫ってみよう。手伝普請あるいは天下普請といわれ、江戸幕府が諸大名に命ずる普請役は、これまで専ら戦闘のなくなった「平和」時における軍役の転化された形態としてのみ理解され、普請役によって何がどのように築かれたのかという実態に迫る研究は少なかった。しかし、考古学の発掘成果が徐々に世に問われてきた現状では、そうした成果を踏まえ、文書のレベルに留まる普請課役の段階を乗り越え新しい研究方向を示すことも可能ではないかと考えられる。

本論では、営団地下鉄7号線溜池・駒込間遺跡調査団による発掘調査の結果を踏まえつゝ、手伝普請が江戸という巨大都市の構築・都市機能の維持管理に果した意義を考えてみようと思う。

二　堀浚手伝普請前史

――寛永十三年外堀普請――

真田宝物館蔵「御堀浚丁場之図」、南葵文庫伝来「江戸城濠麹町通ヨリ小石川迄堀方割付」の図中の異動については後に検討することとし、まず、堀浚いの対象となる江戸城外堀の図中に示された範囲について検討を加えておきたい。便宜上、両図を総称して仮に堀浚丁場図としておこう。

これらの堀浚丁場図に示された範囲は、現代の地形図と照合すると、旧江戸城外堀の水道橋（図中「吉祥橋」、以下（　）内図中の表記を示す）から、外堀を西に廻って、飯田橋（「牛込土橋」）・市谷（「市谷土橋」）・四谷（「糀町土橋」）・喰違土橋（「伊賀町土橋」）・赤坂（「赤坂土橋」）までとなる。この間の堀浚いと土手崩所の修復が、東北六藩、すなわち、秋田藩（久保田藩）佐竹修理大夫義隆（二〇万五千石）、盛岡藩南部山城守重直（一〇万石）、松代藩真田伊豆守信之（一〇万石）、松本藩水野隼人正忠清（七万石）、飯山藩松平万助忠倶（四万石）、高遠藩鳥居主膳正忠

春（三万石）の六藩、拝領高計五四万五千石に対して、正保二年（一六四五）二月十九日命じられた。

ところで、堀浚いを行うわけだから、当然堀は出来ていた。この堀は、正保二年をわずか十年遡る寛永十三年（一六三六）に構築された江戸城外郭あるいは惣構えの西の一角であった。そして、更に、堀浚いを命じられた先の六藩のうち、松本藩水野忠清、飯山藩松平忠倶の除く四藩はいずれも十年前に堀普請の手伝を命じられ、東北四十四家の諸藩に交じって、江戸城外堀を築いたのである。

真田家の記録の中にも、このことを伝える文書が含まれている。明暦三年（一六五七）七月、一月の大火で焼失した江戸城郭再建の手伝普請を翌年に控え、幕府がこれまでの普請役を各藩に問い合せた際の松代藩の回答である。その内容を摘記すると、次のようである。(3)

① 寛永十三年新堀普請、高十万石分、坪数一万三三九七坪一四

② 寛永十六年西ノ丸石垣修復、高十万石分、坪数一一九坪六六

③ 正保二年御堀浚、高十万石分、坪数一万八一五六坪四三

松代藩初代真田信之の時の手伝普請は右の三件であった模様であるが、いずれもここでは普請役高十万石を対象とされている。①と③は土坪、②は石坪を表わすものと思われる。

右のうち、①と③については、「御事蹟稿」巻七に関連文書が若干収録されている。これらの関連史料のうち、まず①について、明らかになることを述べておこう。

(1) 寛永十三年江戸外堀手伝普請

寛永十三年江戸城外堀普請は、西国大名六十一家、東北大名四十五家に堀の構築と石垣枡形を築かせた天下普請であった。この普請は家光が将軍となって、大御所秀忠が亡き後行ったはじめての天下普請であり、また江戸城のみならず近世城郭の天下普請としては最終期に位置付けられるものである。

この外堀普請は、江戸城の惣構えの完成であると同時に、四谷・赤坂などの町々を外郭の西南部に向けて開発させる都市計画の許に着手されたものであり、初期江戸の都市改造の一環であった。そうした計画の動機のひとつには、幕府官僚機構の基礎を築いた家光政権に相似しく、増

大する幕臣層の屋敷地の確保、惣城下としての整備などがあったと考えられる。ここでの主題とは異なるからこれ以上触れないが、要するに江戸の都市構造からみて、この普請は単なる堀の構築ではなかったのである。

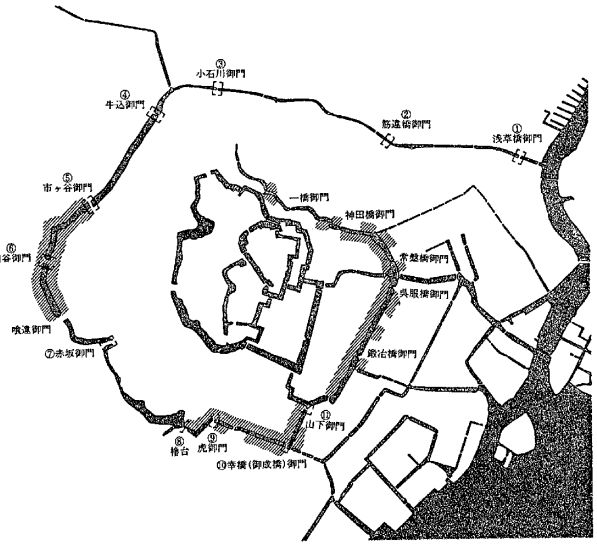

図1　寛永十三年外城普請箇所（番号及び斜線）『牛込御門外橋詰』より引用

さて、この時の外堀普請は、西国大名六十一家に石垣を築かせた。その範囲は、図1に示す雉子橋から溜池櫓台までの外堀の石垣化と、幸橋・山下門及び神田川筋の浅草、神田橋の見付枡形更に新たに堀られた城西の堀に、牛込・市谷・四谷の見付枡形を築くことであった。また東国大名四十五家には、喰違土橋から市谷土橋間の堀を掘らせ、その土を以て、浅く広い谷地形の市谷～牛込間に土手を築き、旧平川の川筋を付け替えた神田川筋へ、堀口を通すことであった。総計百六家によるこの天下普請は、普請組編制の体制を以て臨まれた。当面対象とする堀方に限ってみれば、拝領高総計三七四万五八六〇石、これを一組五〇万石前後の七組に編制した。但し、仙台藩伊達家（六十二万石）は一家一組で、普請役高は半役の三十二万石である。堀方の普請役高総計は、一八五万一〇七〇石であった。因みに松代藩真田家は高田藩松平越後守光長組に属した。真田信之八万二千石、信政・信重八千石、沼田藩の信吉一万石を含め計十万石、このうち、本役は本家信之のみであり、後は半役とされている。[4] ただし、万石以下の信政・信重は信之のうちに含まれるものとして、独立した家として数えなかった。したがって、真田二家となる。

さて、先にみた真田家自体の普請役十万石とは若干の相違があることになる。一般に、普請役半役は、妻子・家臣を証人として江戸に差し出している場合に課役を半減したと理解されているが、寛永十三年堀方普請については、本役・半役とも入り交じっていて、一様ではない。その他の役負担などへの配慮がなされた結果と考えられる。

さて、編制された組毎に普請分担箇所が割付けられる。これを普請丁場という。

堀方四十五家の外堀普請丁場図が残されている。

伊達家文書に残された普請丁場図は、各丁場境の間口・堀幅・深さと堀るべき土坪が明示された簡略な図である。これを堀の地表面を一定と想定して、与えられた数値によって堀の形状を模式化すると、図2のようになる。この図によって堀が掘られる以前の原地形の大まかな輪郭を把握できる点が現在の私たちにとって意義深い(5)。

堀方の丁場図が市谷から喰違土橋にまで限られ、また市谷土橋の丁場境の堀口はわずか四尺（一・二㍍）であるのに対し、喰違土橋では七間二尺二寸三分（一三・二八㍍）と堀の深さに十㍍以上の差があるのは、原地形が喰違～四谷間がほぼ台地状であるのに対して、四谷から市谷に向っ

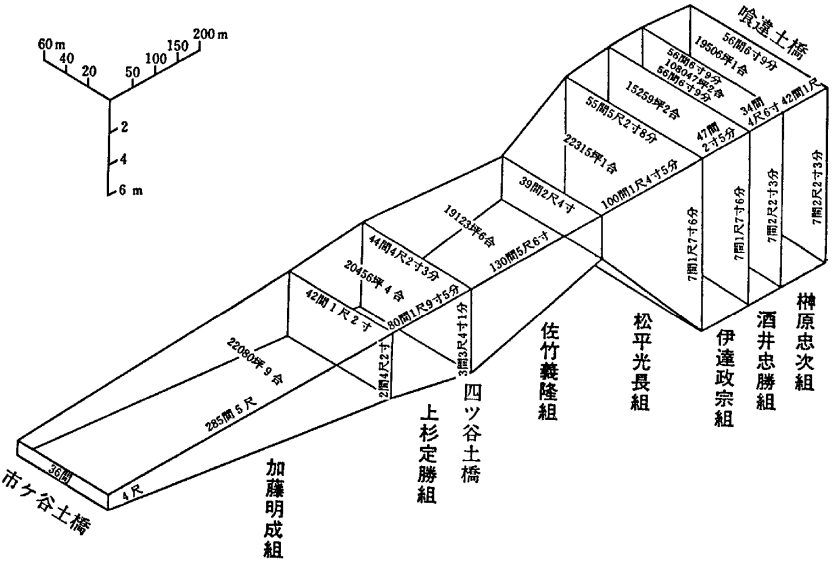

図2　堀方七組普請丁場（模式図）『牛込御門外橋詰』より引用

て起伏を伴いながらも谷筋を成していたことを示していることに他ならない。この点は、その後の同地点の発掘においても実際に確認されている。(6)

さて、伊達家文書の堀方普請丁場図に記された土坪は一四万五七六坪、これを惣普請役高一八五万一千石で割り、一万石につき、七八八坪余の普請土坪を算出している。

この普請土坪を基準に、真田家の普請坪を算出すると、十万石としても七八八〇坪余であり、同家の記録による、先の①の一万三千坪余とは大きな隔りがある。ほぼ倍近い仕事量の差があることになるが、この理由は今のところ真田家の記録から推定することはできない。ただ、伊達家の場合には、予想外に処理すべき土量が多すぎて、仕事が遅れ相当量の日用人足を雇い入れ、仕事を片付けた。堀方の普請始めを祝う鍬始めの儀式は寛永十三年三月朔日、伊達家の実際の仕事着手は三月九日であったが、藩主政宗の死去した五月二四日を以て、普請役を免除されている。しかし、予想外の普請量に厖大な出費が嵩んだ。この点を踏まえると、堀方普請は、予想を上回る土量に悩まされた工事であり、真田家においても、予定に倍する工事量であったことを示す結果になったということかもしれない。

また、この堀筋の喰違・四谷辺の地表面は現在の地形図でも標高二八㍍あるが、飯田橋で二㍍である。堀内水面は、現在埋め立てられた箇所もあり、往時水を堪えていた姿は失われてしまったが、一八八七年の測量図に基づいて堀水面の復元を試みた結果は図3の如くである。喰違―四谷間は水面標高一九㍍、水底面一五・五㍍、平均水深三・五㍍、市谷―牛込土橋間水面三・四㍍、水底面〇・四㍍、平均水深三㍍の水位差があったと推定された。わずか三㌔にも満たない区間の堀の水面が一九㍍から三・四㍍と一五㍍の水位差を保っているのは、これが各土橋に支えられたダム構造となっているからである。このダム構造は外堀構築時に設計されたものと考えられる。土橋と見附との間には木橋が掛けられ、その下は水が低い方に流れ落ちる堰になっている。こうした構造であったから、市谷堀の発掘で明らかになったように、水の滞留する一定箇所には、堀内のゴミ・泥が沈澱しやすい。

また、図3には示されていないが、喰違土橋―赤坂間は、厚い土壁の喰違土橋によって遮ぎられ、ここのみは水の流出入はなく、喰違土橋自体も石垣桝形も設けられなかった特殊な城門である。(7) この喰違土橋を挟んで一九㍍の水

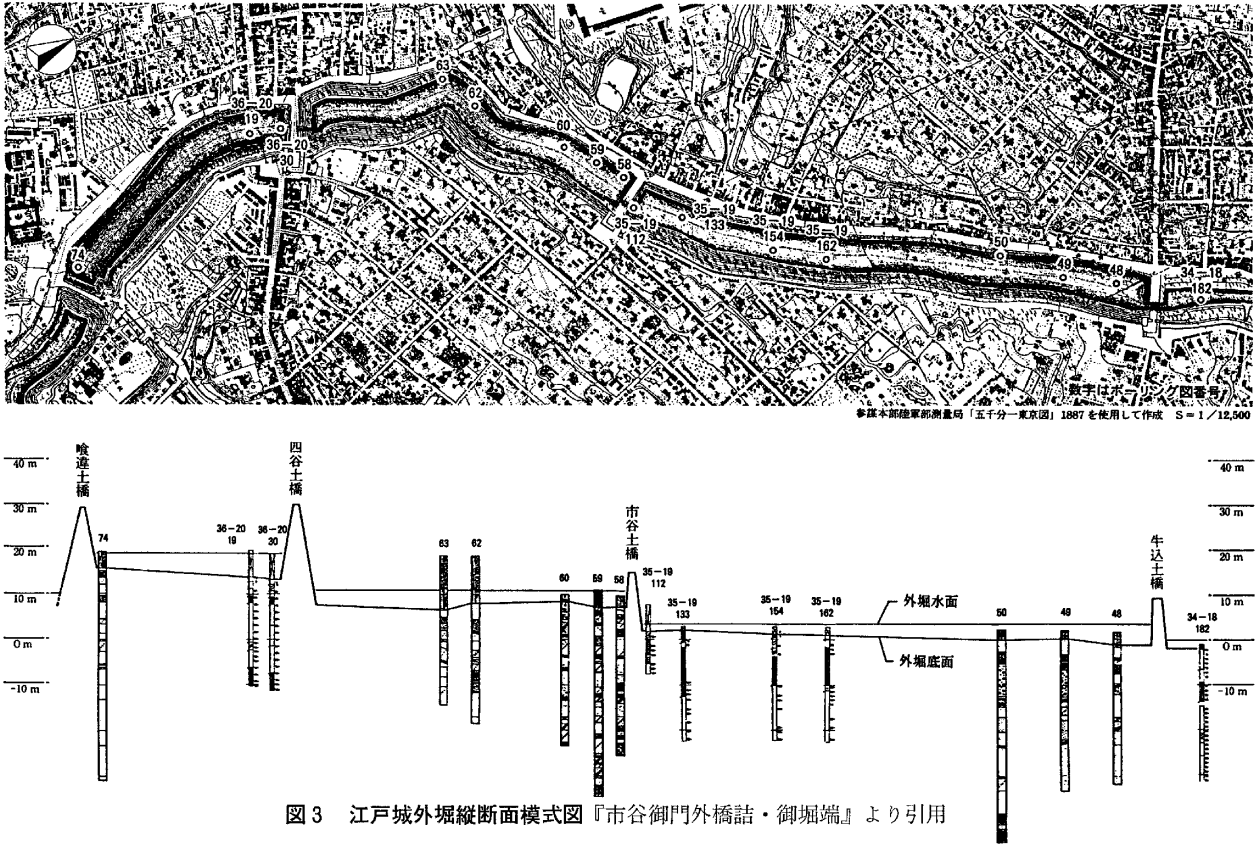

図3　江戸城外堀縦断面模式図『市谷御門外橋詰・御堀端』より引用

面が一挙に零崩になるため、土手の傾斜も急である。構築期から間もない正保二年時周辺の土手崩れが激しかったことも頷ける。

さて、真田家のこの普請に対する対応はどうであったのだろうか。

寛永十二年十一月一日付の藩主信之から家老出浦半平、矢野半左衛門宛の書状では、まず岡島安左衛門以下十六名の侍衆に普請出役として江戸出府を命じるよう指示している。また、同日付で、人足千人を必要とすることが明らかにされ、知行地を持つ侍衆からも人足を出すよう指示している。

また、人足千人の確保は困難であったらしく、組編成下に置かれていない足軽を、普請奉行三人の直属に二〇人づゝ付けることに決している。以上が「御事蹟稿」に載る三点の史料から判明することである。

さて、この堀がやがて十年を経て土砂の堆積がひどく、土手崩も激しい状態となって、堀浚いの課題が、手伝普請として再び浮上したということである。

三　正保二年堀浚手伝御普請

正保二年の普請は二月一九日普請命令が下る。この命を受けて、いつ人足を江戸に派遣し、普請に取り掛ったのか、詳しい経過を示す史料は真田家文書のなかに見い出すことができない。

しかし、普請完了後、二年十二月に、この普請に掛わった藩普請奉行に幕府老中より呼び出しがあったことについてどうすべきか国元の信之に判断を仰いだ次代藩主信重の書状と、同家の普請分担内容・費用を書き上げた普請入用書が残されている。この入用書は、鹿野十郎右衛門以下五名の連判を以て、国元の礒田甚兵衛以下三名に宛てた報告である。入用書は普請の行われた年の翌正保三年四月十三日の日付を以て提出されている。いわば決算書ともいうべき性質の書類である。堀浚丁場図は、この決算書の別図として作成されたと推定される。

この手伝普請は、一五番まで分けられた丁場毎に六藩が口絵・図4・表1にみるような細分された区間を分担しており、先の入用書は各丁場内の真田家の入用分のみであ

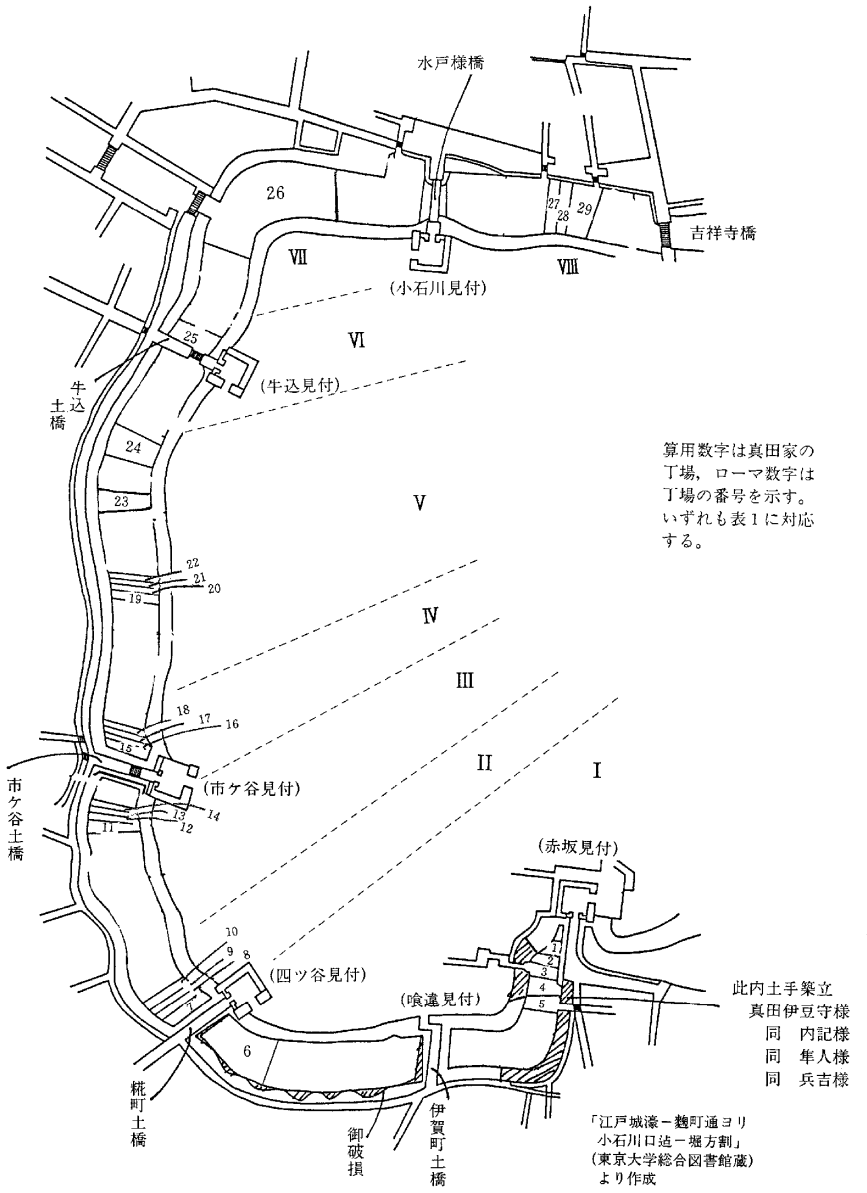

図4　正保二年堀浚丁場図のうち真田家丁場『牛込御門外橋詰』第45図に基づいて，真田家普請丁場のみ表示

表1　正保二年堀浚手伝普請真田家丁場（番号は図に対応）

丁場	番号	記　名	内　（右）	外　（左）	堀幅(下)	堀幅(上)
			間尺寸歩	間尺寸歩	間尺	
Ⅰ	1	内記様	47.3.	47.3.	3.	
	2	殿　様	15.2.	15.0.8	21.4	
	3	兵吉〃	5.4	5.0.8	25.4	
	4	殿　〃	51.3.3	52.3.3	26.4	
	5	隼人〃	9.3.2	13.3.	32.2	
	⑥	真田伊豆守様…（4家にて355間×46間を分担）				
	計		129.3.2	133.4.9		
Ⅱ	7	殿　様	26.3.8.5	25.5.3.2	32	30
	8	兵吉様	5.0.9	1.1.2	30	31
	9	隼人〃	3.2.0.3	5.3.7	31	32
	10	内記〃	6.1.6	6.5.1	32	33
	計		41.2.3.	39.3.3.2		
Ⅲ	11	殿　様	38.5.8	47.5.8	34.5	35.5
	12	兵吉様	2.0.8	2.3.3.8	34.5	34.5
	13	隼人〃	7.1.6	8.1.2.5	34.5	34.5
	14	内記〃	12.3.4.6	12.4.2.3	34.5	34.5
	計		60.5.6.6	71.2.6.6		
Ⅳ	15	殿　様	17.2.5.2	13.4.	31.5	35.5
	16	内記〃	4.4.6	3.4.6	31.5	35.5
	17	兵吉〃	0.5.8	13.4.	31.5	
	18	内記〃	3.2.1	2.3.8	31.5	30.5
	計		26.3.0.2	33.4.4		
Ⅴ	19	殿　様	16.1.2.5	15.1.2.5	30	30
	20	兵吉〃	2.0.6	3.0.6.5	30	30
	21	隼人〃	3.5.4.6	13.5.4	30	30
	22	内記〃	5.5.5	5.5.6	30.2	30.1
	23	真田伊豆守・内記様・隼人様・兵吉様）	23.4.5	23.4.5		
	24	〃	23.4.5	23.4.5	両は(破)口しからみ	
	計		75.3.2.7	85.3.9		
Ⅵ	25	真田伊豆守・内記・隼人・兵吉	24.2.8	（外側佐竹丁場）		
	計		24.2.8			
Ⅶ	㉖	真田伊豆守様	（3家・日用丁場219間185×38間を分担）			
Ⅷ	27	内　記	9.	9.0.6		
	28	隼人正	7.2.	7.2	37	

	29 計	真田伊豆守・兵吉	36. 52. 2.	34. 5. 9 51. 2. 5	36	
総　計			410. 4. 2. 5	415. 0. 6. 8		

注記

- 堀浚丁場図の数値より作成
- 単位間・尺・寸・歩
- ⑥、㉖は間数不記に付き、総計に加えず
- 内(右)、外(左)とは、図中の堀の汀線の右・左を示す

る。堀浚丁場図の真田家に関わる部分の解読、入用書の各丁場入費等を図・表に現わした。

まず、図の方から検討しよう。

さて、南葵文庫(A)と真田宝物館蔵(B)の御堀浚丁場図は、いずれも写図であるが、一応記入された内容を比較しておこう。A・Bの略号で表わすことにする。内題が付されているのはBのみであることは冒頭に述べた。

結論的に言えば、AとBに大きな内容の差はない。但しBにおいて簡略化された表現、A「吉祥寺橋ノ上迄」→B「吉祥寺橋上迄」とする、A「松平万之助」→B「万之助様」などの簡略化や敬称付けなどの違いが多少みられる。Aにおいて「四番丁場・五番丁場」の記載がないがBにおいてはある。しかし、丁場の各分担間数などの省略はなく、A・Bともほぼ一致する。したがって、A・Bにおいての関心の違いから、丁場の番号の記載が見すごされたか否かといった程度の違いが出たものと考えられる。

そこで、堀浚丁場図のうち、真田家の丁場のみを、抜き書きし、図4を作成した。これと、先に掲げた堀の水深およびダム構造を図示した図3と照合させると、水深が推測できる筈である。但し、図には、伊賀丁土橋すなわち現在の喰違見付から赤坂門までの堀は図示されていない。ここは寛永十三年以前の構築によると推定されている。

喰違土橋から四谷見付橋間の堀はこの構築の時もっとも深く掘られた。したがって、水深十九尺でもっとも深い。真田濠と現在も呼ばれるが、その名称の由来はこの正保の浚いによると、「御事蹟稿」は述べている。また官選地誌の『御府内備考』巻三の四谷の概説では、この「6」にあたる近辺の淵は「真田濠」といい、水が澱み、青々と深いと記している。

表2　普請丁場別費用

丁場	小用普請入屋	人定	木材等	土俵	手来（土矢縄）材柵竹・・	芝付	道具代	費用（金）	費用（銀）
赤糀市	一番丁場	○	○	○	○	○		57両2分・	15匁65
	〃			○	○			10両1分・	16匁35
	二番坂町	○		○	○	○		22両3分・	3匁25
	三	○		○	○	○	○	20両3分・	8匁4
	四貝	○		○	○	○	○	23両2分・	13匁75
	五			○	○	○	○	3両2分・	15匁65
	六			○	○		○	5両3分・	3匁35
	七吉祥寺				○	○	○	1両1分・	12匁3
	八				○	○			1分・14匁75
	九				○				3分・17匁4
	十			○	○			2両3分・	13匁3
	十一			○	○				3分・11匁9
	十二			○	○	○			1両・15匁6
	十三			○	○	○			14匁4
	十四				○				2分・11匁6
	十五				○	○			
	その他		○		○		○	3両3分・	14匁92
								(計)157両・	13匁57

糀町土橋から市ヶ谷土橋間は水深十・〇九㍍と推定されている。市ヶ谷土橋・牛込土橋間は三・四㍍であり、この間の水位差は当時においても相当程度あったと考えてよい。

この図に合せて、真田家の堀浚入費の書上から、入用書にみられる各丁場の入用項目を、大まかに、人足（足軽・日用とも）丸太・角材など木材、水留その他に多用されたと思われる土俵代など、土手柵（しがらみ）・矢来竹・縄などの土手築用の材料費・土手の芝付および釘・じょれんなどの道具代や浚い用の船の借用賃などの項目に分け、各丁場の普請内容を見当付けるために表2を作成した。

丁場の箇所は、図中の表記から推定した。

図の一番丁場にあたる赤坂門・四谷土橋は、土手崩れを築直す工事に主力が注がれた模様である。十年前の構築時、喰違土橋・四谷土橋間の掘削土量がもっとも大量であったことを考えれば、土手の「御破損」は自然の結果であった。一番丁場の総計は堀の内側で一二九間余（約二三三㍍）外側で一三三間余（約二五〇㍍）で、普請箇所としてはもっとも長い。また、この間で全体の費用の約三分の一を費やしている。

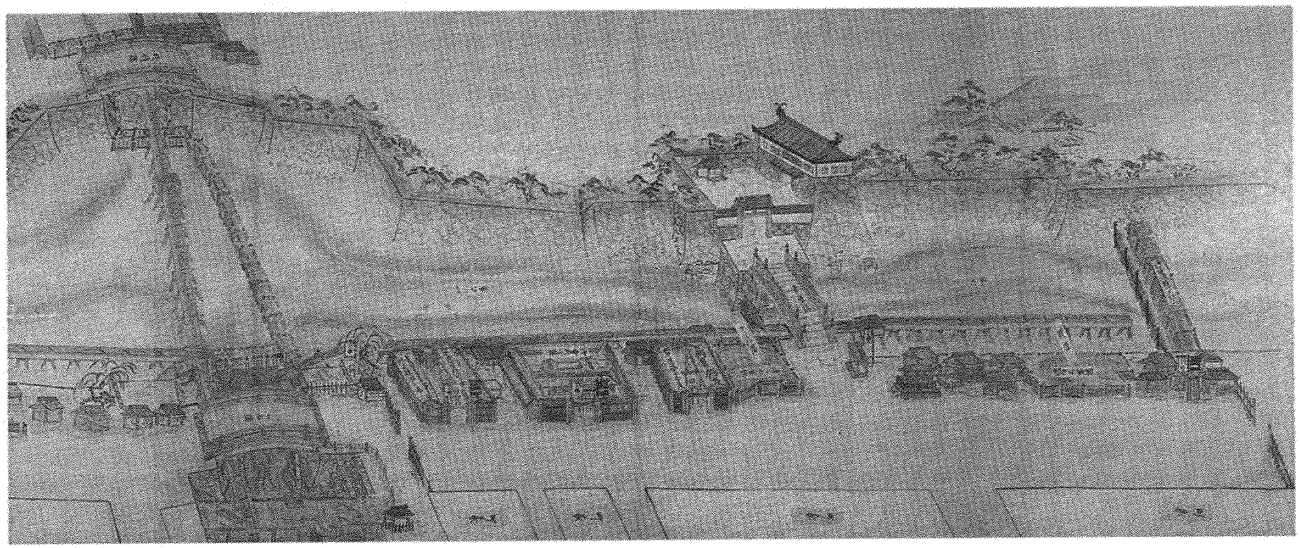

写真３　明和２年（1765）「御手伝御用江戸御堀浚御場所絵図」江戸城外堀常盤橋付近の堀浚作業絵図（岡山大学付属図書館池田家文庫蔵）東京都千代田区遺跡調査会村田香澄氏のご教示による

二・三番丁場は土手柵などの工事も含まれるが、排水工事用の土俵を作り、水留の堰板を補理している。両丁場合せ、百間（一八〇㍍）余強の長さである。

五番丁場では、堀底の土浚い作業のため、土俵の数量が他丁場に比べてもっとも多く、四千三百俵以上使用している。土俵は一両八百俵で調達しているから、五両以上がこのことに費された。なお、この五番丁場までで、費用全体の八五㌫を占めてしまっている。土俵を置き、水留めをして土浚いをする工事の大変さが費用面に反映しているとしてよいだろう。

六番丁場は平太船二艘を十日間借りた。七番丁場は、同じく借船を三艘十七日間借りている。ここは、土俵による完全〆切りなどは困難な箇所であったのであろうと思われる。船による浚いが主であったのだろうか。

なお、四番・五番丁場にあたる外堀通り側の堀縁にあたる発掘調査地点で、土手の崩落跡を修復した痕跡を示す遺構が七基検出された(8)。

この七基の修復跡は、堀構築後の十七世紀中頃までの砂土を投入したケース、十七世紀後半から十八世紀初頭の木桝・木樋・石組排水溝などの排水施設を施したケース、一八世紀前半から後半には土手崩れ防止の石垣と竹柵・竹束を使用した暗渠が施されたケース、一九世紀前半から中期には、崩落箇所に石垣を設けるなど江戸時代の全般にわたる土手崩落防止の技術的変遷を示すものであることがわかった。

このことは、この地点がそもそも浅く広い谷筋に盛土を施し、堀状に補理られたため谷筋へ集水する河川・雨水による土砂崩落が絶えず発生する箇所であったことを証明している。

このため、既に、外堀構築直後の寛永十六年（一六三八）から十九年（一六四一）にかけて、村山藩堀家に命じて、堀端通りの武家屋敷側に沿って市谷・牛込見附間に石組みの大下水を構築させている(9)。

しかし、こうした大規模な石組下水を設けても、この箇所は土手崩落と堀内への土砂の堆積が続いていたのであろう。正保の堀浚い手伝普請はわずか四・五年で、再び堀の大浚いを行わねばならなかったことを示しているのである。

ここでは堀浚いの工事概要を一目で把握できる図を照会しておこう。真田家の参加したものではないが、明和二年（一七六五）、備前岡山藩池田家、土佐藩山内家、松山

藩松平家の三家に課役された江戸城外堀堀浚のうち、常盤橋周辺の堀浚図である。この周辺は南北に亘る外堀と、西から東へ流れる日本橋川の交叉する江戸の中心地である。この図でみるように、まず堀の水を掛樋いを設けて、除水し、浚土の置場を設ける準備作業をした後に、浚いを行う。浚土の処理も大きな問題であったが、一般には、道普請などに再利用していた（旧幕引継書「書上帳」）。それも、一旦道の表土をはがし、ジャリを敷き固め、浚土を置き、再び表土で覆うといった作業を行っている。この浚土の処理まで、課役の内容に含まれていたかどうかは史料的に確認できないが、幕府普請奉行側の管轄になっていたと推定される。

さて、堀浚いについての一応のイメージを得た上で、次に真田家の入費の概要をみておく。

入用書による、この普請入用の全額は二五三両余であった。入費の項目を表3にあらわした。表3のうち(a)は、藩中の足軽の扶持米で、総額の一三%、(b)の工事は全体で行った実際の普請に取り掛る以前の水抜きの懸樋の設置その他と推定される。これが真田家丁場の場合、入費の四分の一にあたる。但し、(b)は恐らく藩の石高に応じた配分と推定されるから、十万石に対して六四両弱、すなわち万石に六両二分弱の割合で、まず(b)の工事が日用を雇って行われたと推定される。(c)の一五七両余は、普請用材の他、足軽・人足代五一両二分余が含まれている。

したがって、真田家の場合で言えば、堀の水抜き装置その他での入用の二五%を差し引いた七五%のうち、人足代等の人件費関係が三三%程度、残り四二%が普請用の材木・道具代その他という内容である。

六藩のうち最大の石高であった秋田藩佐竹家（二〇万五千石）では、国元から一七〇九人を上京させ、堀浚費用では八六二七両掛ったとされている。[10]

真田家が一〇万石の役高とすれば、先の入費二五三両余は如何にも少額にすぎる。が、これは、出府した足軽・侍

表3　普請入用

江戸御普請入用	253両1分・16匁25		100%
内訳 (a)	足軽扶持	31両3分・6匁15	13%
(b)	寄合日用丁場	63両3分・5匁03	25%
(c)	真田丁場普請材・人足代・道具代	157両3分・5匁07	62%
	（内真田丁場足軽・日用人足代	51両2分・48匁9）	

分の費用、普請小屋を作るに際しての幕府用人への儀礼用の入費、その他こうした普請に際しての諸経費が計算されていない、単に普請丁場での普請材の調達・人足費のみであるから費用の一面でしかないとみなしてよいと思われる。

時代は下るが、宝暦十二年溜池出口から山下門までの堀浚普請を課された大和郡山藩柳沢家（十万石）の場合、四万両という費用を要した。この時代には、もはや、藩の侍分・足軽が実際の普請に従事することはなく、幕府指定の請負業者に浚いを委託し、その管理のために若干の藩士が上京、藩の普請小屋に控えて、幕府普請奉行の指示を請負業者に伝えるという形式上の普請役に変貌していた。とはいえ、十冊以上の堀浚一件文書には、普請奉行・用人・その他昵懇の幕臣達にいかに礼を盡して、事を運ばねばならないか細部に亘って記録されている。[11] その気遣いの細かさとそのための入費の厖大さがわかる。約一世紀間の時代の差は考慮に入れねばならないが、正保の堀浚普請の真田家の実際の入費は、佐竹家の例から推して、二五三両の二十倍を要したとしても不思議ではない。

四　まとめに換えて

本稿の目的のひとつは南葵文庫にある正保二年の堀浚丁場図の紹介にあった。また、更には松代藩真田家初代藩主真田信之の時代の手伝普請の内容を考察することであった。資料が少なく、実態把握にはまだ検討を重ねて行かねばならないが、惣城下江戸に向けて行われる大名手伝普請が持つ意味を最後に述べてこの稿のまとめとしたい。

松代藩真田家初代のこれまでみて来た二つの手伝普請は、前者が天下普請による江戸城外郭建設であり、後者はその堀の浚いを東北六藩で行ったものである。都市基盤の構築もその管理保全も手伝普請という課役によって、幕府の直接の負担によることなく行なわれたわけである。前者の、江戸前期の城郭普請はこれまでも軍役の変型された形態として論じられてきた。また、城郭普請が終了した後、宝永期頃から、堤修築の国役普請が、大名に課役されて行くことも指摘され、初期の城郭普請から、築堤などの国役普請へ大名課役が移行し、その後の実態は御金手伝普請、つまり労働を提供するのではなく、費用のみの負担を

請ける形態へ移ることも周知の事実とされてきた。(12) しかし、江戸という惣城下は、城郭建設後も個別城下と異なるその「公共」性の故に、城郭修復・機能保全のために、大名課役が駆使された。江戸城の修築は城郭史の中に位置付けられているが、これまでみてきた堀浚いなど江戸という都市の機能維持も大名課役によって遂行されている実態は殆んど解明されていない。

また、更に分析されるべき問題は、享保一八年（一七三三）飯田町堀留から数寄屋橋までの堀浚いは、東北八大名に命じた堀浚の手伝普請であり、享保一八～一九年の米飢饉による町方困窮人の御救普請を兼ねた。宝暦一二年（一七六二）の大和郡山藩柳沢家の場合においても、一日最高八千人の人足を必要とし、約一ヶ月半に及ぶ普請期間の延人足数は一五万八三〇〇人にのぼることからしても、単に都市のインフラの機能保全に限らず、公共事業への投資による江戸の其日稼ぎ層の雇用対策として活用された点も見すごすことはできない。これらの点は、今後総合的視野から分析の対象とすべき問題であることを指摘しておきたい。

註

（1）「新編信濃史料叢書」十六巻、信濃史料刊行会、昭和五十二年、但し、刊行されたものには写図は略されている。

（2）高橋修「紀州流軍学と上杉本合戦図屏風」『戦国合戦図屏風の世界』和歌山県立博物館、一九九七

（3）「大鋒院御事蹟稿」巻七

（4）営団地下鉄7号線溜池・駒込間遺跡調査会『牛込御門外橋詰』一九九四

（5）注4に同じ。

（6）営団地下鉄7号線溜池・駒込間遺跡調査会『四谷御門外橋詰・御堀端通・町屋跡』考察編、一九九七、拙稿「内藤新宿開発前史―四谷の町が拓かれる―」『内藤新宿――歴史と文化の新視点――』新宿区教育委員会、一九九九

（7）営団地下鉄7号線溜池・駒込間遺跡調査会『赤坂御門喰違土橋』

（8）地下鉄7号線溜池・駒込間遺跡調査会『市谷御門外橋詰・御堀端』第Ⅱ分冊、一九九七

（9）『御府内備考』巻三

（10）「国典類抄」10巻　軍部七三五～七三八頁

（11）柳沢文庫蔵「付記」〈御堀浚一件〉、地下鉄7号線溜池・駒込間遺跡調査報告『溜池遺跡』第二分冊、一九九七

（12）善積美恵子「手伝普請について」『研究年報』一四輯、一九六七、松尾美恵子「御手伝普請の変質」『学習院史学』

一〇号、一九七三、大谷貞夫『近世日本治水史の研究』、雄山閣、一九八六

松代藩御料理人大谷津家雑考

鎌田雄次郎

一

御料理人とは藩主御一家の御料理を作る役職の家臣です。御料理人の勤務の一端が「監察日記」に記されて居ます。この日記は、藩士を監督し視察し見張る役人の記事を祐筆が筆写したもので、享保六年より慶応元年迄、百四拾年間の大部なものです。この中の大谷津家にかかわる記録を抜書すると次のようです。

天保六年乙未十二月廿八日（一八三五）

若殿様（十代幸教公）御婚礼御用懸之面々御褒美被ニ下置一

御酒　御料理人栄治伴

大谷津又蔵

天保七年十月廿八日（一八三六）

嫡孫（家をつぐべき孫）又蔵儀

料理人見習被ニ仰付一候。宛行（給料を与えること）

天保十年五月朔日（一八三九）

月次（月ごとの）の御礼例之通相済、早而左之通一生

宛行（給料を与えること）之礼（御礼を申し上げる）

給人格（藩主から知行地を与えられた者の身分）御料理人

大谷津市之進

天保十年五月十五日（一八三九）

隠居（家督を譲り閑居すること）之御礼

大谷津市之進

名代（代りの人）

橋詰藤五郎

御料理人

大谷津又蔵

天保十二年閏正月廿五日（一八四一）

玄米壱人（一日五合の一年分）
御扶持（家臣に対する俸禄）

（一八三八）
天保九年十月十三日

役筋心懸宜（よろしく）
出精（精を出す）相勤　御料理人見習　神戸金五郎

候付御料理
人へ番入申
付候
同所（右と同じ）　同（御料理人見習）　大谷津又蔵

（一八三八）
天保九年十一月朔日（ついたち）

数年来出精
相勤候付、一
生之内玄米
一人分御　煩（病気）大谷津市之進
名代　飯島平助
扶持（ふち）

（一八四三）
天保十四年癸卯（みずのとう）六月五日

若殿様（九代幸教公）日光（日光東照宮）御供（将軍の代参者の御供）被レ遊二御勤一
付、御供弁当御用向出精相勤候向々（おのおの）御褒美被レ
下　左之通

銀三両　御料理人
大谷津又蔵

（一八四三）
天保十四年十二月廿一日

年来（長年）受方（役目を受けるさま）御出精相勤一段之事（いっそうよろしいおほめのことば）

大谷津栄治

（一八五〇）
嘉永三年正月朔日（ついたち）　江戸廻日記（江戸で勤務の時の「監察日記」の記録）

数年来真実（正しく誠実）出精相勤候付一代給人格（一代、藩主から知行地を与えられた平侍なみの身分）被二仰付一候

（一八五〇）
嘉永六年三月十一日

去十月中於二九村善桂寺一賭（ばくち）ニ紛敷碁会之席
ニ列シ（仲間に入る）其上如何敷場所へ罷越（出掛けて）致二遊興一
（料理屋・待合・貸座敷などで遊ぶこと）候段相聞不埒之事候
依レ之慎（土分に科した罰、家内に屏居し昼間の外出を許さない罰）

御料理人
煩（病気）大谷津又蔵
名代　神戸三五郎

（一八四八）
弘化五年戊申（つちのえさる）　差支之儀有レ之付屋敷之内東之方三拾

弐坪余上納佐川又左衛門揚地之内登方
七拾七坪余之処為ニ添地一内借（内々で借りる）
仕度旨内願（ないない）之通被ニ下置一之
御料理人
大谷津栄治

二

以上の監察日記書抜の外の記録に次のような記録があります。

（一八五〇）嘉永三年正月朔日　御料理人
大谷津栄治
（一八五三）〃〃六年三月十一日　御料理人
大谷津栄治
（一八五三）〃〃六年三月十一日　御料理人
大谷津又蔵
（一七九八）寛政十年　御料理人
大谷津市之進
（一七九九）〃〃十一年　御料理人
大谷津市之進

（一八一九）文政二年分限帳（身分と給料が記されている帳面）
六両・中（白米のしらげ具合が中のもの）一人、下一人
大谷津市之進
玄米二人（一人一日五合の玄米の二人分）
大谷津栄治

（一七八一～一七八八）天明年代　御料理人　大谷津市之進

又、大谷津家の給料が記されているものは次のようである。

寛政（一七九八）十年（一七九九）十一年　分限禄

御役料（御役目に対する報酬即ち給料）　玄米壱人（壱人一日五合の一年分）
江戸詰（江戸で勤務する）之節　玄米壱人
一　金六両　玄（玄米）壱人
中（玄米を白米にし、更にしらげる度合が中の位のもの）壱人
下（右の度合が下のもの）壱人
大谷津市之進

（一八一九）
文政二年分限帳
六両・中一人・下一人・玄一人　大谷津市之進
玄米　二人　大谷津栄治

（一七八一～一七八八）
天明年代の「覚」による諸役
御料理人頭　五斗（玄米）入　二十俵
二人扶持
御料理人　大谷津市之進（片羽町）

三

以上「鑑察日記」と「分限録」の中、大谷津家に関係する分をほぼ年代順に抜き書しました。

次に、大谷津家が現在の所に住む迄の経過を調べてみますと、次のようでした。

遠い先祖は上州（上野の国・今の群馬県）の大谷津城の城主でした。

大谷津家の文書に次の如く記されて居ます。

大谷津城主

一代　大谷津政永昌福　那須家世八代資養子トナリ大谷津ニ分地シテ城ヲ築ク

二代　大谷津持成天徳　千本家ヨリ政長ノ養子トシテ入ル

三代　大谷津茂永天興　持茂ノ弟　大谷津八郎茂永武勇ヲ以テ有名

四代　大谷津茂吉　那須家ト千本氏勢力ノ競ヒニ千本家滅サル千本家ニ殉ジ大谷津城ニ火ヲカケ、自ラ落城　一族離散ス

落城ハ（一五七三）天正十三年十二月八日申ノ刻（午後四時頃）ニテ、今も夕飯を早くする習慣が大谷津家に残っています。

落城後上州沼田城主真田家の庇護を受け、真田家が上田城主に、更に松代城主に転封され、大谷津家も松代に移り、藩主から現在地を頂き、現在もそこに住んで居ます。そこは長野市松代町殿町一六八番地であります。此の所は江戸時代に片端町と言はれた所です。平屋の主屋の標札に「大谷津要人・澄子・信一」とあります。夫妻と息子です。

主屋に続く二階屋の門標に「草月　大谷津恵亭（澄子）」。「裏千家茶道　大谷津宗恵（澄子）」とあります。又、菩提寺の皓月山大英寺の門の左手前に「大谷津先生碑　明治廿

三年四月建　門弟中島黙雷師親筆」の碑が立って居ます。大谷津先生は大谷津又蔵で、御料理人ですが謡曲の師範でもありました。

同寺の墓地に「大谷津家之墓」があり、その墓誌に「蔡華院光譽宗昭大姉　昭和六十三年一月九日　大谷津照子八十六才」と記されて居ます。花道と茶道等の師匠でありました。

四　大谷津家過去帳

「過去帳」とは、死者の法名・俗名・死亡年月日等を記し置く帳簿で、記した者は昭和六十年八月十三日大谷津照子八十三歳であります。

過去帳の記し方は、ほぼ同じです。即ち「日一」この日付が命日であります。本雑考の中に記されて居る者だけを拾って次に記しました。

日
六　松雲院巧誉宣能居士　大谷津又蔵
行年（生き長らえた年数）
（一八九九）明治三十二年七月一日

日
八　昌光院殿法雲義英大居士　（一五八五）天正十三年十二月八日
四代大谷津茂吉自ラ
城ニ火ヲカケ落城離散ス

宗源院殿吉山英許
大禅閑下野福孕玄
性寺ニ那□
資礼加供養爰基碑
建立
其ノ法名那須与一宗隆ハ京都伏見即成院ニ於テ死去　法名月山洞大禅定門

日
十一　精誉厳道居士　大谷津市之進茂廣
（一八四二）天保十二年六月十一日

日
八　昌福院殿崇徳快大庵主　一代大谷津政永
那須家二十八代
大谷津二分地

日
八　天徳院殿一雲了徹大庵主　政長養子　千本家ヨリ入ル

二代　大谷津持茂

八日　天興院殿義山昌雲大庵主　持茂弟大谷津八郎義永

三代　大谷津茂永

九日　大谷津照子　昭和六十二年一月九日

五

大谷津家は、市之進・栄治・又蔵と代々御料理人の家系であります。住所も変はりません。文化年代松代藩士住宅図に大谷津市之進とあり、又、慶應四年松代城下図に大谷津又蔵とあります。

次に大谷津家の姻戚を過去帳で調べますと次のようです。

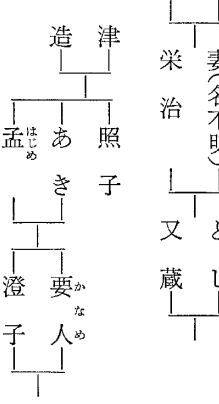

信一

終に沼田藩と真田家の関係を調べますと、次のようでした。

建久年間(一一九〇～一一九九)より沼田氏居城。

天正十八年(一五九〇)　真田昌幸沼田城入城。

関ヶ原役(一六〇〇)に、昌幸・幸村は徳川秀忠の軍勢をくいとめたが、嫡子信幸は徳川の東軍に味方をした功績によって、信州上田城主十一万五千石、後、元和八年(一六二三)松代城主十万石に転封されました。明暦二年(一六五〇)に、孫の信澄に沼田藩三万石を分け与えました。

六

終りに大谷津栄治の旅日記が大谷津家に残ってゐました。その書き出しの所だけを解読します。

大谷津栄治旅日記

天保三辰年(一八三二)

如月(二月)十三日吉辰(きっしん)(めでたき日)ニ付、仮旅立伊勢町・鍛冶(かじ)町両社え参詣

同行
菊池波治
堀内太一郎
坂西正右衛門
大日方玄順
（同僚でしょう）
大谷津栄治

十六日　松代発足　矢代え三里
岩野村　土口村　雨ノ宮村

一　矢代ヨリ三里
小島村・菽蒔村此辺木綿・真田打紐・腰帯類商ふ店家多ナリ。
下戸倉村間の宿（正規の宿駅間に設けられた旅人休憩の宿）也。上戸倉村・横吹峠ニて
へまた残る春の寒さに嵐さへ身にしみ〳〵と横吹の坂

右

一　坂木宿ヨリ三里　遊女（うかれめ）抔在て町賑〳〵し
中条村　横尾村　金井村　新地村
鼠宿間ノ宿也。出はつれ岩鼻といふ所大なる岩出張て、物冷き所也。此辺夏ハ螢沢山ニ居ル由。下塩尻村・上塩尻村・生塚村。

一　上田宿ヨリ七里泊り。海野町奈良屋嘉吉。百六拾四孔（文）
繁昌ノ地也。城主松平伊賀守五万八千石。

晴天
十七日
常田村・踏入村・堀村・岩下村　大谷村出はつれ、右之方ニ
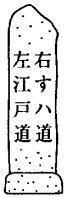

トアリ。此所ヨリ南へ下り、長サ三十二間程の土橋あり。此川則千曲川なり。渡り、少々行て、長瀬村甚長き大呂（大きい村）。下丸子村・中丸子村・上丸子村・腰越村。中程右ノ方ニ金芳禅院といふ大寺あり。
武石村・有坂村・長窪古町

一　長窪宿ヨリ二里
飯盛女（宿駅の宿屋で旅人の給仕をし売春をかねた女）抔有て、余程賑ハしき所也。
宿を出て四方山を詠れハところ〳〵に残れる雪
夕日耳移りて、その景色いとあハれに覚へて
〳〵よも山に残れる春のあハ雪とともに消ぬべき旅の物おもひ

一　深山村　下和田村

上和田宿ヨリ五里八町　泊り　米屋鉄五郎　百三拾弐孔(文)

能宿之。出はつれ𠮟峠也。五里八町と云共遠し。

十八日曇ル

余程登りて柄澤と云所、茶屋（茶店）三軒計有、又一里半程登茶屋五六軒有、此辺𠮟上は未だ雪積りて土見へず。峯はおよそ六尺も積りて有レ之と云。

おちこちの手つきもいさや白雪之つもり積りもしれぬ深山路

峯𠮟九町下りて、十重橋村。茶屋有り。此峠登り下り共に、すさまじき谷川有り。余程行て遥向ふに諏訪の湖水見ゆる。

氷うくけさ早とけて波よるさまを見て

通ひ路も絶にし諏訪の海面をひとは見て渡しけり。

右ニ下りて下野原村、茶屋町也。慈雲寺ト云寺有り。

下諏訪宮、春宮・秋山ト二処ニ有。此所ハ則春宮也。秋の宮ハ宿之突當ク、小高キ処アリ。

本社・二社惣白木（あら皮を除き、白く削つたままで、塗り飾らぬ木地のままの材）裏ニ杉・檜二本有、是神木なり。

左右ニ楼門又神楽殿・拝殿其外末社四社四社有レ之。社地廣シ。御柱四本立テ有。出先左ノ角ニ観喨寺是別當（別当寺の略。神仏習合説に基づいて、神社に設けられた神宮寺の一つ）也。石ノ鳥居出る。宿へ入口左ニ、手長大明神の小社在り。又春ノ宮之方ニ御作田ト云有。傍ニ小社有之。信濃の七不思儀の一ツ之内也。毎年五月□□ニ植て八月朔日（ついたち）稲実入ると云。一坪計の田也。七不思儀とは左ニしるす。往古（大昔）公義（朝廷又は幕府）え書上之由。

神渡り　蛙狩　管粥煮　裂耳鹿　御作田　紋付ノ鮒　社頭ノ雨

外ニ

天水塔ノ影　上原奥ずい　大黒石笑美子石　中洲沢摺　御膳　根入松

委敷ハ其処ニ至リ可レ尋。

一　下諏訪ヨリ一里半

能宿也。留女（宿引きの女）沢山ニ有り。亦諸方ニ温泉涌出ル。町中程𠮟末、小高キ処ニ秋の宮有。春の宮𠮟美麗也。本社二社、左右楼門唐銅之夜燈一對。末社四社・神楽殿・拝殿・幣殿ほりもの見事也。

天水塔ノ影　上原奥ずい　大黒石　笑美子石　中洲

沢摺御膳　根入松。
委敷ハ其処ニ至リ可レ尋。

一　下諏訪ヨリ一里半
能宿也。留女等沢山ニ有リ。亦諸方ニ温泉涌出候。町中ゟ末、小高キ処ニ、秋の宮有。春の宮ゟ美麗也。本社二社・左右楼門・唐銅之夜燈一對。末社四社、神楽殿・拝殿・幣殿ほりもの見事也。
神木□也。行克殿其外末社沢山也。夫ゟ左え入、宿はつれニ神宮寺（神社に付属する寺）有、たんぼニて高島之城見ゆる。湖水え突出したる城ニて甚絶景也。又、湖水一里半四方有といふ。
高木村入口采ノ紙道ノ側ニ有。大輪村出はづれ左ノ方ニ鳥居有。諏訪古社有レ之、又湯之脇村入口左方ニ温泉寺ト云寺有。夫ゟ右の方松松并木有て、百五拾間余之馬場有レ之。此辺御家人（家臣）住居也。甚居宅よし。

城主諏訪伊勢守三万五千石。

一　高島ヨリ一リ三十町　泊リ　中町　牡丹屋孫次　百四十八孔（文）
城下賑敷処也。温泉内湯ゟ（等）有て、宿や宜シ。又、秋ノ宮と城下之間に諏訪小社有。大□大明神ト云也。昔シ湖水ヲ七重二巻給ふて尾不レ見と也。依レ之　禁裏不思義之事ニ思召、御尋有しに、高木（地名）ニ有之由答給ひしにつき、所々詮義し給ひしに、前ニ記し置大輪村の大木ニ尾先懸りて有しゆへ、今ニ大輪高木ノ名有ト也。其節、禁裏ノ御不興（きげんをそんずる）ヲ請たまひしニ依テ其後八位ニ昇る不レ論ト也。

一　天気
十九日　竹津村　細窪村　普門寺村
中程ニ足長大明神小社有。桑原村中程ニ

ト石ひ有。是ヲ右へ入行。

一　信州一ノ宮　上諏訪宿ヨリ一里　御朱印（江戸幕府から、その所領を確認された土地）千石、昔ハ七千石のヨシなり。
石ノ鳥居入、廻廊四十間程、神楽殿、勅使殿、拝殿。入口左右ニ御宝蔵七年ニ一度作替ルトいふ。甚結構なり。拝殿・本社・幣殿五六百年も先ニ出来（完成）トいふ。奥ニ神木檜ノ木壹本アリ。誠ニ神さび尊キ事無類也。唐銅之夜燈五ツ有、甚見事也。其外に四社計古キ宮有り。夫ゟ外え出、御柱四本・護摩堂・天水堂一日両三粒宛おち天龍

川へおつるといふ。是天龍川之源ト云。末社十三社。山際ニ薬師堂、脇ニ法華寺禅宗也。左ノ方弁才天小宮有。少登て、五重塔甚古キ塔ニ而棟柱等虫くふ。突鐘應仁年中鋳ルといふ。とぐ時は甚だひびも強しと云。本寺□□ト云ハ、九間四方、大同年中坂上田丸之建立ト云。年歴今年迄千五拾年之余ニ成といふ。木柱ず檜揃、總朱ぬり也。前ニ唐銅之夜燈一對。如法寺別當也。又、右側ニ神宮寺大寺也。神宮寺村此辺之寺共ニ皆大祝神主ゟ社領拝分すと云。寺院沢山ニ有レ之。神宮寺村出、左之方一町先大祝村に大祝神主之住居見ゆる。高辺村入口ニ神長丸、大祝ニつぎ┐家宅美し。一躰(等)大祝ゟ古き家筋ニて古器ず沢山有レ之由。大祝ハ官位正一位、京都え不レ登、自分ニ昇進ストいふ。小町や村前ノ宮ト云右之方ニ至り小社也。此處え三月酉ノ日鹿・猪・鳥ず(等)の節、七十五頭備ひ祭と云。安国寺村、此処裏山ゟ御柱の木出候也。中原村茅野村出之道ゟ右ニ安川と云有。是天龍川の源也。御射山・神戸村・木船村。

一 金澤宿 三里十二町　往古ハ青柳宿云由、今一統(みなみな)金澤とよぶ也

神戸原村・茅ノ木村・瀬沢村。右之方に釜なし川とて大河原有、常ハ水細けれ共、長雨之節ハ、一面水出ルト云。机村・上蔦木村

一 蔦木宿 三里不レ足　泊　油屋市之丞

百三十弐孔(文)

天氣
廿日　昼過ゟ曇ル。半町程行、釜なし川土橋弐あり。是甲信ノ境地。上教來石村入口関所有、少行て大なる樅林之内、宮有、所の産神(生れた土地の守り神)のよし。下教來石・鳥原村・白洲新田村二三軒之小村也。此辺十八九丁余松林有、白洲村是ゟ壹ヶ原取付迄、度々塩川と云を渡ル也。

一 甲斐
壹ヶ原宿 四里八町　上味吹村・下味吹村・牧の原村此辺左右ニ山有て、ひくれ共、甚嶮岨ニて美景也。宮ノ脇村・上圓井村・下圓井村・鵜林村・樋口村・南下條村・鵜林村入口左ノ方ニ、武田勝頼之城跡え行進アリ。是を二丁程行、岩間ニ細キ道アリ、信長公此所ゟ攻入給ふと云。是ヲ登、南ノ方え壱町半程行て、城跡有、今芝野也。側ニ稲荷之大社有、此城跡を新府と云。宮之後口土を少ほれば」

以上で「大谷津栄治旅日記」は、尻切れとんぼのように終はつてゐますが、大谷津家には其の頃「旅日記」の原本があった筈ですが、今は右迄で打切りに致します。

七

「栄治旅日記」には、五七五七七の和歌が記されて居ます。

一　まだ残る春の寒さに嵐さへ身にしみじみの横吹の坂

二　よも山に残れる春のあわ雪とともに消ぬべき旅の物おもひ

三　おちこちの手つきもいさや白雪のつもり積りもしれぬ深山路

四　通ひ路も絶えにし諏訪の海面を人は見て渡しけり

右の和歌はどれも旅情を端的に表現して居ます。

それにつけても、大谷津照子が「落城後一族離散し細々と此処に住みつく長き年月」を、短歌誌「アララギ」昭和五十八年四月号に残し、アララギ派歌人として幾百の短歌を遺して居る事を思ふ時、大谷津家に歌詠みの血がつたわってゐると考えない訳には参りません。

八

大谷津栄治旅日記の原本は大谷津家にある筈と思って、尋ねましたら、見た事はありませんとの御返事でした。どこかにきっとある筈と考へて居まし所、更埴市の県立歴史館にある事がはっきりしました。こんな事情で、尻切れとんぼの解読で終った事を御わびして、拙稿を閉じる次第であります。

天保飢饉時の松代領内の施行について

北村保

一　はじめに

天明・天保両度の飢饉は全国規模の大惨状をもたらし、庶民は悲惨な生活におとしいれられ、多くの餓死者を出した。この両度の飢饉が単年度の災害で終らずに、その凶荒が数年間にわたったことは、単に天候不順や冷害・風水害などの自然条件だけではかたつけられない、複雑な因子を含んでいたことは周知のことである。

奥羽の地に猛威をふるった天明の飢饉に、領内から一人の餓死者も出さなかったという上杉鷹山の米沢藩、松平定信の白河藩の対応は世に名高いが、その五十年後に発生した天保の飢饉に、大坂では狂騰する米価に困窮者を救えずその無策を憤慨した大塩平八郎が乱をひき起したが、ひるがえって松代藩の対応はどうだったか。

天明の飢饉には、幕府領では酒造を三分の一に制限し、三分の二の酒桶に封印したというのに、松代領では二分の一の酒桶封印や穀類の金納相場を町相場より高く設定したりしたため、領内山中筋に天明四年（一七八四）十二月に一揆（松代藩山中騒動）が起きるという状態であった。[1] 文政六年（一八二三）家督を継いだ、養子真田幸貫（白河藩松平定信の二男）は多方面の藩政改革に着手したが、そのひとつとして備荒貯穀の必要性を説き、文政九年松代城内および領内村々に社倉を設けて、貯穀を実施させて凶荒に備えさせたので、[2] 天保の飢饉には藩からの施粥もたびたび行われて、山中筋の村々においても天明凶荒の時のような騒動はおこらずにすんだ。

『松代町史』下巻（昭和四年刊）では、「当時藩に於て領

内の窮民に救恤した食料品及び金員の全額に就いては史料を発見しないから記すことを得ないが」とあるが、松代藩家老鎌原桐山（安永三年（一七七四）―嘉永五年（一八五二））の「朝陽館漫筆」の中の『賑恤録』によって、「天保飢饉時の松代領内の施行」について、その一端を述べたい。

二　天保凶荒時の松代領の状況

諸書の記載から天保前半の豊凶を見ると

天保三年（一八三二）

夏の霖雨によって千曲川・犀川、その他諸川氾濫。気候冷涼で秋作の作柄不良となる。

天保四年

前年の冬はまれな大雪で、領内の水内郡の村々は彼岸すぎても雪が消えず、田植えがひどくおくれた上に初夏には雹が降って稲苗がいたみ、六月に大洪水があり冷夏で稲の生育は不良で、夏秋作は前年より一層ひどく作柄は甚だ不良となる。

天保五年・六年

天候はやや不順だったが不作という程でもなかった。

五年九月、藩の勘定所は村々に社倉囲い穀を命じた。

天保七年

天候不順、冷害、再三の暴風雨。五月に雨天続きで千曲川・犀川洪水。全国的に凶作となる。

十月、松代城下伊勢町の菊屋八田家で施粥を始める。

十二月、城下練光寺境内で施粥を始める。

天保八年

前年の不作のため食料をはじめ諸物価異常に高値となる、四月にはいっても非常に寒く山中筋では綿入れの重ね着をした程であった。山中筋の村々は凶作のため難渋を極め、食用となるような程のものは草根木皮に至るまでも食い盡し、また、城下の町場窮民は食料・物価の暴騰で、困窮の度は山中難民にも劣らない状態となった。

この年が天保の飢饉の最悪の年になったが、領内でも山中と呼ばれた行政区画の約九十か村三万石に被害が集中し、里方の藩の中心部の善光寺平の約百四十ヵ村七万石の領域は、難渋の度合がいくらか軽微だったとみられる。

数年にわたった天保の飢饉も、天保九年にはいると作柄も回復し穀類価格も順調に下がって急速に終息をみた。翌十年には久方ぶりの豊作にめぐまれた。（表1・2）

表１　天保凶歳米価（但し金壱両につき）『松代町史』下巻により作成

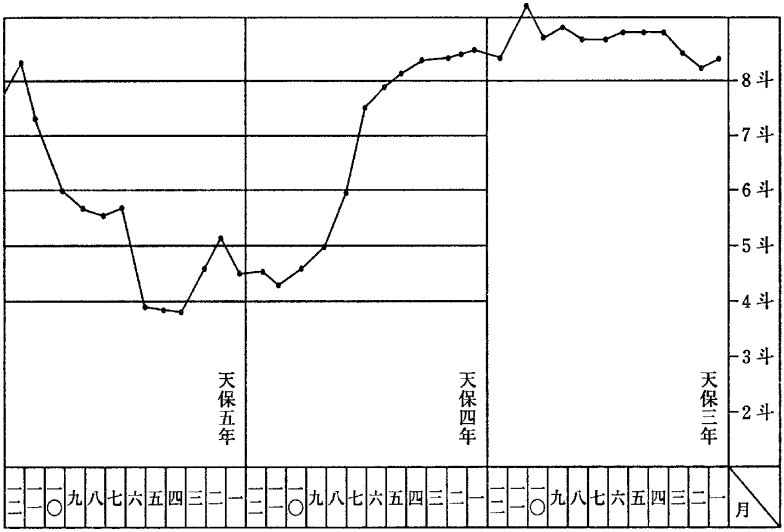

※ 天保３年閏11月
　天保６年閏７月　の米価を欠く

表２
松代金納相場
金十両につき
（籾俵五斗三升入）
『上水内郡誌』
歴史篇九二三頁

天保１	36俵
2	36
3	34
4	25
5	34
6	29
7	22
8	24
9	25
10	37
11	39
12	37

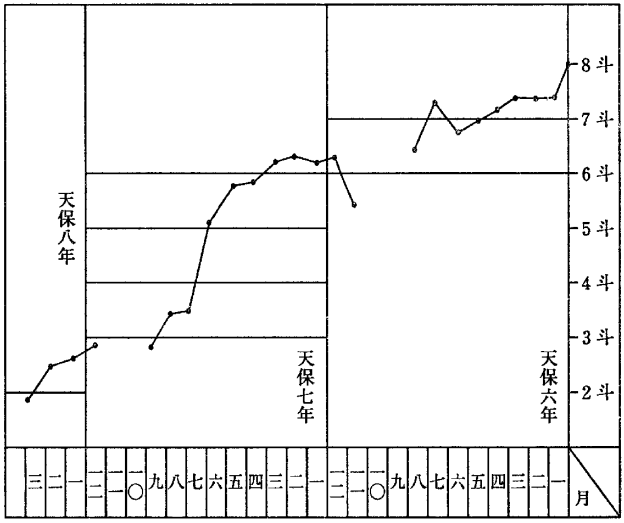

三　山中筋の村々への粥施行

松代藩の支配地は、埴科・更級・高井・水内の北信四郡の内で他領と複雑に入りくんでおり、御判物高十万石の村数は百九十五か村であるが、分村・新田村の中から独立村が出て、二百三十二か村に増加した。これらを行政上、里方百三十九か村、山中九十三か村に二大区分し、それをさらに里方四、山中五の九通りの区域[3]に分けていた。

『賑恤録』に記載されている、「天保七年丙申冬荒歉ニ付御手充」として「山中筋難渋人別へ粥被ㇾ下」（表3）の凶荒激甚地への藩の救済状況をみると、該当地域は水内郡（現在の上水内郡、明治十一年七月、水内郡は上・下の二郡に分割された）と更級郡の山間地で、領内の川中島および周辺の平坦部の村は該当していない。山中筋の村々のうち犀川・裾花川・土尻川に沿った、とりわけ標高の高い傾斜地で、水田の乏しい畑作地帯は、自然条件もきびしく冷害をうけやすかった。

天保四年以後、状況検分のために山中筋の役人廻村は数多く行われたようだが、『賑恤録』に記載の天保八年三月十七日松代出立、廿五日帰城のものがややくわしい、これによると、

郡奉行　寺内多宮・金児丈助
目付　〆木新吾
元〆・手代・下目付各一人。手附三人。鎗（槍）持草履取兼三人。元〆付人一人。　〆十三人。
下白米　壱石四斗　但壱人一日壱升十日分、
味噌　八貫四百匁　但右同断　壱貼二十匁ヅツ、
蠟燭　百挺
右持送、其外野菜并灯油等総て入用之品御買上、人足馬共賃銭被ㇾ下

とある。天保五年十月五日の布告[4]に

（前略）御用廻村の節は都て村賄の処、此度は格段の儀を以て賄方追々御差継被ニ成下一候事（下略）

とあることによるものだが、賄が一人一日下白米壱升、味噌一日六十匁、その上に一人分多い給付、さらに出張日数一日短縮。凶荒激甚地へ槍持を従えての仰々しい廻村を、飢と疫病に苦しむ百姓の眼にはどう映ったか。簡潔に記された文面から汲みとることは不可能に近いが、この廻村について述べられた論考[5]を引用してみたい。

表3 「山中筋難渋人別へ粥被下」一覧

鎌原桐山 賑恤録により作成

村名	現市町村名	難渋者数	施行場数(釜場数)	人口(文化6年) 男	女	計
山穂刈村	上水内郡信州新町	165	4	627	592	1,219
外鹿谷村	〃	133	1	232	218	450
本鹿谷村	〃	81	1	343	319	662
大原村	〃	98	1	212	205	417
里穂刈村	〃	93	1	227	195	422
山上条村	〃	203	3	418	389	807
水内村安用組	〃	147	1			
同村平組	〃	55	1			
市村南組	〃	160	2	173	136	309
聖沢村	〃	21	1			
竹房村原組	〃	85	1			
大門組						
牧之島村	〃	70	1	322	285	607
瀬戸川村馬曲組	上水内郡小川村	394	2	558	528	1,086
同村成就組	〃	105	2			
同村埋牧組	〃	108	2	337	304	641
花尾村	〃	50	1	218	218	436
椿峯村	〃	226	2	329	303	632
和佐尾村	〃	154	1	189	191	380
伊折村上組	上水内郡中条村	148	1			
同村中組	〃	69	1			
梅木村上組	〃	60	2			
下五十里組	〃	101	1			
長井村	〃	78	1			
鬼無里村上組	上水内郡鬼無里村	566	5			
同村元組	〃	226	3	829	745	1,574
同村東京組	〃	145	2			
日影村	〃	315	3	608	507	1,115
追通村	上水内郡戸隠村	107	1			
上祖山村	〃	199	1	292	275	567
下祖山村	〃	117	1			
志垣村	〃	142	1			
栃原村平組	〃	163	1			
同村西条組	〃	193	1			
宮平組	更級郡大岡村	240	1	565	410	975
入山村影山組	長野市芋井(旧上水内郡)	110	1			
同村犬飼組	〃 〃	122	1			
岩草村	〃 七二会	72	1	379	329	708
倉並村	〃 〃	165	1			
小鍋村国見組	〃 小田切	59	1			
同村千木組	〃 〃	96	1			
大田原村	長野市信更(旧更級郡)	107	1	41	24	65
軽井沢村	〃 〃	100	1	48	50	98

・人口は天保8年(1837)に近い、文化6年(1809)の人口を参考に用いた。(朝陽館漫筆巻五「松城封内人員」文化己巳による)。

・本表の施粥の年月は不明だが、天保8年1月以降と考えられる。

鬼無里村諏訪宮の祭りに昔から使われていた三幅対の掛軸は、氏子たちの礼拝の対象であった。軸はそれぞれ上部に文、下部に正座した武士を描いたもので、文は三幅一連のもので文末に、寺内安静の署名と印が押されている。少々長くなるが、寺内多宮安静の文を引用する。

（前略）公より代官に命じて廻村せしめ、米・麦・粟・稗・その他食塩、または食料に当るべき昆布・瓜・角菜など種々をもたらし、行て、これを窮民に給ふ。また冬となれば猶食乏しく、寒を凌ぐこと能はず。大煮粥の場を開きて糜粥を与え飢寒を凌がしむ。その年も暮れゆきて明ける天保八年丁酉の春にいたり、駒隙のはやなる二月も過ぎ、三月となりぬれば、農事をおこすべき時節とは成りにけれども、山家農民もとより食に乏しければ、気體疲れて耕作に立つ能はず愁訴しける。こゝにおいて郡奉行寺内多宮安静・金子丈助貞賢・目付役〆木新吾定員・代官西沢軍治実政・勘定所元締菊地孝助など、各々槍壱筋を持たせ歩行して、馬・駕籠の身を省き山中を廻村なしける。右の食料と味噌村々伝送してその用に当ぬ。

と、役人廻村の様子が賑恤録の記述より具体的に書かれており、続いて

鬼無里村は殊更に窮民多く救助の術も尽きぬとて、村長訴ぬれば、この夏の麦作熟すまでの救方を、本藩勝手用役の者へ申述べ、右にて飢渇を免る者少からざりし。（後略）

と、凶作に露命をつなぐことの出来た御恩に感謝し、寺内・金児・西沢の三人の像を画いて、二十余年後の文久二年寺内多宮宅に持参し、あの凶年の御恩を決して忘れないように、これから生まれてくる若者たちのためにも、一言当時の有様を書いてほしいという名主の願いを断りきれずに書いた。

以来、年毎七月廿七日の産神諏訪明神の祭日に、老若男女とも農事を休み、神詣でして、この三人の像を拝して公の御恩を忘れないようにしたと言う。

寺内多宮一行の廻村に当って給された、一日一人一升の米も、壱賄一人二十匁の味噌も、一人分多い給付も、出張を一日短縮した分も、文面には表われないが、残余は施粥にまわされたものと推察したい。武士に対しては一日米一升で百姓・町人等の困窮者に与えた食料はどうだったか、

「天保八年正月、水内郡鬼無里村一ノ瀬組御粥接待人別

帳」[6]によると

一　米五升
一　同稗五升
一　水八斗
一　塩壱升

右立割合ニて何程成共製候様、壱人ニ付弐合入の柄杓ニ壱つ。壱合三人ニ割の義は、松代諏訪宮ニて被レ下候割合。

天保七年十二月、松代の施粥の場合[7]は

松代殿様ゟ十二月朔日ゟ粥、松代かぢ(鍛冶)町諏訪之宮北練光寺境内ニ而、町々外江御見附(目付か)様御同心衆立合ニ而、粥毎日朝五ツ時(午前八時)ゟ四ツ時(午前十時)迄出（中略）誠ニ米壱升ニ水壱斗余モ入候様成かへ(かゆ)ニ而（下略）

と、薄粥が一人に二合、或いは壱合を三人で分けるなど、武士と格段の差が見られる。

天保八年五月六日、山中の生活が特にひどく、飢渇から疫病にかかった者が多くなったので、役人の廻村が行われた。郡奉行金児丈助、代官西沢軍治、手代一人、他八人の総員十一人が五月十三日迄廻村した。その報告によると、鬼無里上組、病家百六十四軒、男女病人三百六十二人。同村、四月中より五月九日迄、病死人四十五人。同村、御粥頂戴二百十軒、此人数千十七人、内三十九人病死。

と悲惨な数字が並ぶ。

食料不足は栄養不良を、そして多くの病人を生む、病人でなくても体力乏しく農作業は不可能となる。作付の委節が来ても働き手がなければ不作は明らかである。廻村の結果、鬼無里村周辺村々に次の様な救援がなされた。（表4）

表4　山中村々へ御救被下

村名	塩代 両	分	朱	稗 俵	三品 俵	難渋者 人
下祖山村	一九	一	一三〇	四三〇	九	
上祖山村	二〇	二	三三五	五三三	一	
日影村	四〇	〇	〇五〇	八六四	〇	
鬼無里村上組	一五	〇	〇二一	三二四	〇	
同村東京組	五	〇	〇七	一	八	〇
同村元組	五	〇	〇七	一	八	〇
追通村	一五	三	二二五	三	二五	四
志垣村	一三	一	二二二	二	二一	四
栃原村平組	九	三	三一	二	一五	九

・塩代は一人に付いて壱朱ずつ。
・三品は、昆布・ひじき・あらめ。
・難渋者の数は日影村以下記入がないが、塩代より算出して表を作った。
・上祖山村に「金二分病人開作出来兼候付雇料」の特記がある。

鬼無里・日影・桐山組へは四月朔日より、壱人一日壱合ヅツ被レ下。

鬼無里上組、極難の上、病人多くニ付尚又御手充（てあて）

塩代金　拾両ヅツ但六月ゟ八月迄月々被レ下

米・稗取交（とりまぜ）　粥一日壱人　米五勺稗五勺ヅツ

米五十俵拝借

稗百俵拝借

金五十両拝借

これ以外にも、天保七年十二月下旬には、山中村々難渋人へ、

銭　九百六十八貫文　此人数　四千八百四十人

稗　三百弐俵

塩　十叭（かます）　同二駄四叭

三品　昆布十俵　ひじき二俵　あらめ一俵

玄米　十八俵壱斗三升　但壱暮被レ下之分二斗八升入、

この村名は不詳だが、記載の前後関係からみて表4の村々と思われる。

また、山中筋の村々への施粥は左のように行われた。

粥壱人前　一合　但米と稗と交て炊く、尤村柄難渋の深浅に依て増減有レ之。

山中筋粥被レ下、酉（天保八年）正月十五日前後より五月晦日迄、格別難渋村々ハ六月も被レ下レ之。

粉糠は格別難渋の村々へ粥の外に被レ下。

施粥のほかに、次の様な減免措置も行われた。

郡役　三分ノ二御免。

月割上納金　当暮（天保八年）迄御取延。

耕作出来兼、拝借金願の村々、入用だけの金子才覚差出御借入ニ取計、村方へハ当暮元利御下取成被レ下、返上の義は御礼金御免、来年ゟ五ヶ年賦。

飢渇から百姓の体力も弱まって、十分に働けなくなり、その上に疫病もひろがり、働ける者がますます不足したため、適期の作付も手入も出来なく収穫はさらに激減した。貨幣経済の進展は百姓の生活を変化させ、施米・施粥だけでは解決されない状況にあった。農村社会も富農と貧農の両極への分化が進み、飢饉をさらに悪化させた。

四　町方難渋者への粥施行

松代城下の町人居住区である町八町[8]と、貨幣経済の進展

にともなって生じてきた、在方の貧農・離農層が町へ流れて、武士の家中長屋や寺院の長屋、さらには場末の年貢地に住居を求めて、町外町(9)という居住区をつくった。

町八町の往還に面した表通りに店をはる上層商人と、借地・借家の裏店住いの小商い・行商人・諸職人・日雇い等は、貨幣経済の進展によって両極に分化し、また町外町の住人も裏店住い同様に生活不安にさらされていた。彼等は日雇い・小商い・諸職等で生計を立てていたが、平常の年ならその日のかせぎで、一家の生活がなりたっていけたが、凶年に出あってこれらの人々は、仕事にあぶれて現金かせぎの道を失ない、その上に穀類をはじめとする諸物価の暴騰に直面し生活に窮した。

天保七年の初秋から米価は上りつづけ、町方に難渋者があふれはじめた。

『賑恤録』の「天保七年丙申冬荒歉ニ付御手充」に

十月十日、町・町外難渋人別

町方　六拾五軒　借地・借屋者

町外　百五十二軒

〆　七百八人　内九拾五人七歳已下(いか)

御手充　米大人江二升ヅツ七歳已下へ壱升ヅツ

町方　玄米四石壱斗六升

町外　九石五升

晩秋から初冬にはいって、尚米価は上昇し続け町方に窮民はあふれた。

十月廿七日ゟ申(七年)十二月上旬迄、松代木町菊屋ニて粥出し候之事、尤町・町外斗(ばか)り(7)、

松代殿様ゟ十二月朔日ゟ粥、松代かぢ(鍛冶)町諏訪之宮北練光寺境内ニて、町・町外江御見附(目付か)様御同心衆立合ニて、粥毎日朝五ツ時ゟ四ツ時迄出（略）八田ニてたき出し、とうじの役諏訪之宮江はこび呉候之事(7)、

施粥は、まず菊屋八田嘉右衛門によって始められ、次いで、八田嘉右衛門懸りで藩の施粥が行われた。

十一月廿九日ゟ鍛冶町諏方宮におゐて粥被レ下、八田嘉右衛門懸り。

十二月下旬　千四百人余、

と、賑恤録に記録されている。十二月下旬には、一日に千四百人余に達した。続いて、

十二月廿七日、壱人前銭二百文、米五合ツヽ被レ下。

此人数千四百十五人。銭〆二百八十三貫文、米〆七石

七升五合。
酉(八年)正月四日より三月晦日まで、嘉右衛門御助力施行(せぎょう)。
四月朔日より尚又、上より被レ下。米壱合三人分也。

天保七年暮から翌春まで施粥が連続していたことを賑恤録は右の様に伝えている。また別の記録に、

殿様ゟ申十二月廿七日白米五合ニ銭弐百文つゝ、町・町外江難渋者ニ被レ下広太之事、尤此日ゟ粥止又酉正月四日ゟ粥御出し被レ成候事。(ア)

酉正月月末ゟ二月木町升田徳左衛門ニて、二月十五日迄ト申粥出候事、誠ニ以水之様成ト申、此内ニて菊屋ハ一番宜かへ(かゆ)出候之事。(ア)

松代殿様かゆ申(七年)冬ゟ年内、〆人別拾万七千何人とか申候事、五月上旬一日ニ千七百何人トカ粥貰ニ参候事ト申。(ア)

天保八年春、ますます事情は悪化し、一部の上層商人の施行だけでは、増加する難渋者の救済が不可能となった。在方の百姓も食を求めて町へ集中した。それらを救うために合力した町方の奇特者について、項を改めてまとめる。

五　天保八年荒歉に付町方奇特者

飢餓にあえぐ人々のために、金銭食料を寄せたものを町別にあげる。

○　馬喰町

一白米　二石四斗七升五合　二月ゟ四月迄
右白米　百文ニ付四合五勺ニて買入、五合直段ニて売出申候、此間(※あいぎん)銀壱両程。(※手数料・口銭)
庄右衛門外四人（略）

一金壱両　御町方粥の内へ内々指出人別
内仁朱ヅツ　和吉外六名（略）
壱朱ヅツ　政治外壱名（略）
右馬喰町　名主　又左衛門

○　紙屋町

一白米　四石二斗　二月ゟ四月迄
前同断、此間銀壱両壱分程、此人別
佐助外弐名（略）
右紙屋町　名主　甚左衛門

長町人　要八

○　紺屋町

一白米　十九石五斗

右白米、百文ニ付四合五勺買入、五合五勺直段にて売出、此間銀拾壱両三分三百九十五文、

但十壱人割、壱人分壱両四匁四分づつ出金、此人別

彦兵衛外十人（略）

右紺屋町　名主　長左衛門

長町人　総左衛門

○　伊勢町

一銭二百貫文程　賀助

去九月中ゟ難渋者へ施申候

一籾四十表　間金十五両程　相沢貞蔵

一大豆百五十表程　間金五両程　同人

右町内難渋者へ時々売出、豆腐へ融通取計申候、

一素麺九百六十わ、代金二両二分程

一小麦三表余

一銭、米、小物少々づつ　駒五郎

右去秋中ゟ難渋者へ施仕候

一籾四斗五升、金壱分仁朱、銭二百文、割麦等五升、炭壱表、　徳兵衛

一白米壱石程、小豆三斗程、　芳右衛門

一大豆二表余、春麦四斗五升、銭七貫文程、ぬか類、　孝之助

一銭五貫文程　勘兵衛

一素麺九箱　壱箱五百わ入代金拾壱両程　金作

右伊勢町　名主　伴之助

○　中町

仲右衛門外七人（略）

一右人別にて其町難渋者へ、五月十七日ゟ六月朔日迄十四人へ、壱人一日二合づつ施仕候、

一籾八表二斗壱升　名右衛門

右去秋中ゟ当三月中迄、極難渋者へ施行仕候、

一間銀二分程　忠三郎

右去十一月十四日ゟ同廿五日迄、町内難渋人別へ五勺安売出申候、

一大豆五斗　宿年寄　酒井七郎太

一大豆五斗　　検断　伴　栄作

右去十二月廿八日、町方宿抱馬士十人へ施行仕候、

一金壱両弐分　仲右衛門　一金壱両　勝蔵
一同弐両　忠左衛門　一同壱両　総助
一同壱両　弥十郎　一同二分　常八
一同二分　久兵衛　一同壱両　名主善兵衛
一同二分　酒井七郎太　一同二分　伴　栄作
一同二分　横谷総右衛門　一同三分　渋谷権左衛門

右人別ニて、二月ゟ四月迄、其町難渋者へ白米百文に付二合安ニ売出申し、前書の金高間金施仕候、

右中町　　仮名主　壱郎太

○　荒神町

一白米十三石二斗

内拾石、百文ニ付五合値段ニて買入。三石二斗、百文ニ付四合値段ニて買入。

右間銀二十壱両三分百文、此出銀人別

大蔵外三人（略）

右去十月中ゟ当三月中迄、其町内難渋者へ百文付壱升値段ニて売渡申候、

一金三分仁朱　　伊八
一金壱分　　覚左衛門外六人
一銀仁朱　　要右衛門外二人

右人別間銀差出、当町内難渋ものへ当二月中ゟ四月迄、白米百文ニ付四合五勺直段の処、五合直段ニて売渡申候、

一籾二表、粟二表　　要右衛門

右ハ下田町辺、極難渋ものへ施仕候、

右荒神町　　名主　庄右衛門

○　肴町

一金四両二分　　市十郎・栄蔵

右両人、二月中ゟ四月中迄、町内難渋ものへ合銀差出、百文ニ付六合直段ニて売渡申候、

一小豆三斗五升　　市十郎

右町内御施の内へ指出度旨を以、役所迄指出、

一昆布、肴類、白米　　栄蔵

右去十二月中、町内難渋ものへ為歳末相配申候、

右肴町　　名主　伊右衛門

○　鍛冶町

一金壱分壱朱　仁科松碩役代　勇作
一金弐分三朱　恩田木工殿御家来　和田九郎右衛門役代　甚之亟
一同二分　権左衛門同居　佐右衛門
一同二分　名主　久作
一同二分三朱　長町人　権左衛門
一同壱分一朱　健左衛門
一同二分づつ　平蔵外二人（略）
一同二分三朱　太七
右人別ニて、四月十七日ゟ五月中迄、町内難渋者へ合（間）銀指出、安穀売渡申候、
一金二分づつ　久作外五人（略）
右人別ニて、二月中ゟ四月迄、町内難渋者へ合（間）銀指出、安穀売渡申候、
一間金四両二分程　多吉
右ハ去八月中ゟ、町方相場ゟ少しツツ安直段ニて融通売仕候、
一間金壱両二分程　先名主　儀兵衛
右は去十一月中ゟ当二月中迄、町内難渋ものへ、白米安直段ニて売渡申候、

右鍛冶町　名主　久作
長町人　権左衛門

六　飯山籾買入・同運賃融通金

松代藩では、天保七年初冬に飯山藩の年貢米三千五百俵を買入れた。その買入れや運賃として、左の様に無利息の融通金が調達された。

一金五百両去十月中ゟ当五月中迄　無利足（息）　八田嘉右衛門役代　伝兵衛
一同五十両同断　新馬喰町　仙助
一同二十両同断　馬喰町　治助
一同百両　同断　紺屋町　彦兵衛
一同百両　同断　木町　賀助
一同二十両同断　紺屋町　彦五郎
一同二十両同断　八田喜兵衛役代　相沢貞蔵
一同三十両同断　宗兵衛
一同十両　同断　北沢半兵衛
一同十五両同断　藤岡甚右衛門内　池田常左衛門

飯山籾運賃融通

一金三両二朱三匁六分三厘　荒神町　三平

右は飯山籾買入方へ指出、

天保八年五月、前記の融通金の返済が完了して、町役人の連書で次のような礼状が関係者におくられた。

覚(10)

一金五百両也但去十月ゟ当五月中迄無利足ニて御取替被下候、

右は去秋中稀之違作ニて一統米穀払底及ニ難渋一候間、飯山御物成三千五百俵買上之内致ニ足金一、御町方は不レ及レ申御家中・御長屋・御町外・御近在迄一統融通穏ニ相成忝存候、則前書金子返済いたし候、右之趣御奉行所へ申上、連印書を以御礼如レ此御座候、以上、

天保八酉年五月　御町穀屋懸り物代（鏡屋町）七左衛門㊞
御町穀屋行司（紺屋町）弥左衛門㊞
（中町）忠左衛門㊞
掛り合　荒神町　三　平㊞
名主（馬喰町）又左衛門㊞
名主（紙屋町）甚左衛門㊞
名主（紺屋町）長左衛門㊞
名主（伊勢町）伴之助㊞
仮名主（中町）七郎太㊞
名主（荒神町）庄右衛門㊞
名主（肴町）伊右衛門㊞
名主（鍛冶町）久　作㊞

伊勢町伝兵衛殿

前書之通融通ニ相成忝存候、依レ之奥書致ニ印形一候、以上、

横谷綱右衛門㊞

前記の伝兵衛外九人の上層商人に続く左記の有志も、融通金を飯山籾買入融通方へ指出した。

間嶺(峰)治五左衛門二両二分、木町金作二両二分、木町孫兵衛同断、木町彦兵衛壱両、北村茂兵衛二両、伊勢町栄左衛門壱両二分、同芳右衛門壱両、同源左衛門二両二分、同伴之助壱両二分、同周兵衛壱両、鏡屋町駒五郎壱両、十一人、〆十九両指出し、

中町の名右衛門は、豆腐屋囲い大豆買入方へ、去暮ゟ四月中迄、無利息にて金五十両を指出した。

七　町内の施米・施粥

松代町内の施粥は、天保七年の十月より部分的に始まった。最初は藩御用達の菊屋によって行われ、次いで十二月からは藩の囲い穀が出されたり、町役人の懸りで施粥が計画的に進められた。

天保八年の施粥は次の様に実施された。

正月四日ゟ二月廿九日迄　北村茂兵衛
　初四人之者
三月朔日ゟ同晦日迄　伊勢町
四月朔日ゟ同廿日迄　紺屋町
同廿一日ゟ同廿五日迄　鍛冶町
同廿六日・同廿七日　中　町
同廿八日ゟ五月二日迄　紙屋町
五月三日ゟ同晦日迄　八町穀屋共
六月朔日ゟ七月三日迄　別段下ヶ金
　日数〆　百七十七日

右の様に施粥が分担されたが、義捐金品や使途の内訳の判明しているものをあげる。

○　北村茂兵衛外四人　正月四日ゟ二月廿九日迄

一金十壱両壱分仁朱、銭二百五十八文　間嶺(峰)治五左衛門
　内訳　白米三石代金　拾両
　　金弐分仁朱銭二百十六文　下村へ遣
　　金三分銭四十二文　諸入用
一金拾壱両壱分弐朱　孫兵衛
　内訳　右同断
一金拾壱両弐分仁朱　銭四百三十六文　北村茂兵衛
　内訳　白米三石代金　拾両壱分銭百七十四文
　　金弐分仁朱銭二百十六文　下村へ遣
　　金三分銭四十弐文　諸入用
一金拾両三分壱朱　銭六十九文　総兵衛
　内訳　白米三石二升代金　拾両壱朱銭二十七文
　　金三分銭四十二文　諸入用
一金弐両　吉左衛門
総〆金四十七両壱分　銭六百五文
　内訳
　　金四十両壱分壱朱銭二百五文　白米十二石二升代
　　金三両銭百七十二文　薪木其外諸入用
　　金三両三分仁朱銭六百五十文　下村百三十五人へ
　　壱人前二百文ツヽ遣ヒ之、

正月四日ゟ二月廿二日(ママ)迄
人数〆四万五千五百七十八人外二百三十五人下村、
御下(おさげ)籾五表　摺立壱石　粉壱斗六升
外米振合を以、金壱両ニ付三斗値代金三両三分銀七匁

○　伊勢町　三月朔日ゟ同晦日迄
一玄米六俵但二斗八升入　賀助五俵、惣兵衛一俵、
一小豆二斗　惣蔵
一真木(まき)四十駄　伝右衛門三十五駄、総八郎五駄
一塩一叺　祖吉
一金二十二両壱分仁朱　伴之助外三十二人
当町粥施行人数〆三万六千二百四十五人

○　紺屋町　四月朔日ゟ同廿日迄
（施行金穀の記録を欠く）
当町施粥人数〆二万千四百四十五人

○　鍛冶町　四月廿一日ゟ同廿五日迄
一金七両弐分　勇吉外六人
一真木十四駄　己之吉・新八
当町粥施行人数〆六千九百五人
四月廿一日　八百廿七人
同　廿二日　千四百廿一人
同　廿三日　千四百三十五人
同　廿四日　千五百廿七人
同　廿五日　千六百九十五人

○　中町　四月廿六・廿七日両日
一金三両　名右衛門外四人
一真木六駄二束　伴栄作
千二百六十七人　四月廿六日
外ニ往来非人躰の者　九人
当所三小屋并穢多迄百廿九人
千四百三十五人　同　廿七日
外ニ往来非人躰の者　廿四人
当所三小屋并穢多まて百廿九人
〆二千九百九十三人、当町ニて粥施行仕候

○　紙屋町　四月廿八日ゟ五月二日迄
一御下ヶ小豆六升六合

一白米壱石二斗二升　代金五両三分ト五匁但四日分
一真木六駄五束　代銀十壱匁弐分五厘、
一品々入料　銭四百六十九文　此銀四匁壱分六厘
〆金五両三分銀弐十匁四分壱厘
四月廿八日　千百五人
同　廿九日　千二百四十人
五月朔日　千二百五十壱人
同　二日　千三百三人
〆　四千八百九十九人、当町ニて粥施行人数
一金六両壱朱壱匁六分六厘　喜一郎外廿六人
一真木弐駄五束　佐助外四人

○　八町穀屋共　五月三日ゟ同晦日迄
一金三十三両　軒別二十二軒　壱両弐分づつ、
御内所金人別
馬喰町　三郎太、
紙屋町　安左衛門・戸佐久・要吉・佐助、
紺屋町　豊吉・弥左衛門、
西木町　直八・平兵衛・権左衛門、
伊勢町　幸之助・藤蔵・喜右衛門、
鏡屋町　七左衛門、
鍛冶町　栄蔵、
中町　忠左衛門・善兵衛・要吉、
荒神町　喜三郎・三平・用右衛門、
田町　与作
一御下ヶ籾四十三俵弐斗五升、此白米八石六斗五升
一金壱両　御下金　此白米弐斗弐升
一金壱両　頂戴金　此白米弐斗弐升
三口〆　白米九石九升
五月三日ゟ三十日迄〆白米拾石三斗弐升（一日当り三斗八升～三斗四升）
内、白米九石九升御下米
差引白米壱石二斗三升不足此分穀屋中ニて出精仕候、
一金壱両三分四匁壱分八厘　真木六十八駄
一金三分三朱　日雇両人ニて廿八日分
一銀壱朱　幕損料
一五百文　まくり代
一三百拾四文　ざる代
一三百文　小保屋代
一二百五拾文　紙代
一七拾九文　付木代、ひしやく直し、火縄代、

〆金三両ト銭弐百十九文
内金壱両弐分権左衛門出金、同断平兵衛出金、
差引て銭二百十九文不足、
右之通御下ヶ俵并御下ヶ金被ニ成下置一先月三日ゟ晦日迄施粥仕候処、前文不足之分仲ヶ間中ニて出精仕候、賄日割入用相調御書上仕候以上、
天保八酉年六月　御町穀屋惣代
御町穀屋行司

一　四万五千六百六十三人
右ハ五月三日ゟ六月三日迄、粥貰人別御書上仕候以上
酉七月　穀屋総代

以上町内施粥の状況について、不十分な史料から窺ってみた。八町の中、馬喰町・荒神町・肴町が施粥に加わっていないことと、中町のような有力商人の多い町が二日間だけの割当てになっていることが不可解である。六月朔日から七月三日迄分担の藩からの下ヶ金による施粥については史料が欠除しているが、穀屋中の施粥人数調べに六月三日迄（割当ては五月晦日迄）になっているので、或いは別段下ヶ金による六月朔日以降の分は中止になったものか。

以上の割振りのどこにもはいらない金穀がある。
一金壱両　両役所（町奉行所と職奉行所か）
一同五両　名前無レ之（匿名によるものか）
一同壱両　馬喰町（八町中、割振りされない為か）
一五俵　伊勢町藤左衛門
一赤小豆三斗五升　肴町　市重郎

正月四日よりの町方粥施行人数調でみると、正月・二月では一日千人以下であるが、人数の確実にわかっている鍛冶町が担当した四月廿五日は、千六百九十五人で、その他は平均人員を算出してみると、千四百人前後で後半が漸増している。山中筋村々の凶荒激甚地の施粥は六月晦日で打ち切られ、格別難渋村はそれ以後も継続されたことは前述した。貨幣経済に完全に組みこまれた町方窮民と、自給自足が可能な在方難民との生活の違いが、過去に発生した飢饉と異なる姿を見せたと思われる。

八　施粥余談

山中筋の村々と町方の難渋者への粥施行を、『賑恤録』

によって見てきたが、領内里方の窮状も五十歩百歩だったとおもわれる。松代城下の施粥場へ里方の百姓も来たと思われるが、集まった難民にはすべて粥が与えられたのだろうか。天保七年十二月晦日付の覚が賑恤録に貼付してあったが、場所は不明であるが町内と見られる。

覚

一凡千百人程　壱人壱升ツヽ　七才以下五合ツヽ
一道心坊※五拾人　壱人弐合五勺ツヽ
一乞食　六拾人　壱人壱合ツヽ

右之通御座候　以上

※成人して後、仏門に入った僧のこと、ここでは乞食坊主。

十二月晦日

これによると、町の住人とは考えられない道心坊や乞食も施しを受けている。

一村内難渋之者え二月七日ゟ三月八日迄三十日之間、森村興正寺ニて粥施行。(7)

とあるので、平坦部の村でも施粥が行われており、森村だけのこととはおもわれない。

一御粥被ニ下置一候人別増減有レ之候は鑑札持参可レ申候こと、
一鑑札紛失不レ致候様、難渋之者え能々申含可レ致候、(6)

これは水内郡鬼無里村一ノ瀬組の場合であるが、粥貰受について鑑札を必要としたことがわかる。

町方で有志・奇特者によって、融通穀や融通金の醵出が行われたが、在方でも同様に行われた。

一去年中格段之違作ニ付、村方難渋之者共は勿論、一統夫食差支迷惑仕候所、従ニ御上様一厚御情御手充等度々頂戴仕難レ有仕合奉レ存候、(略)村内少々も手廻り有レ之候者共え熟談仕、実意を以融通致呉候始末左ニ申上ニ候、(11)

と、名主以下役席一同の呼びかけによって、金穀の醵出をした四十三人の者の賞詞願が代官所にあてヽ、更級郡中牧村（現上水内郡信州新町）名主から出されている。

松代伊勢町の吉兵衛借屋に住む藤左衛門は、

一山中上野村出生也、(当隠神領、現戸隠村)当年稀の違作ニ付、右出生村方年越肴として鱒壱本づつ村中へ遣并村方融通として金六両無利足ニて(息)借(貸)遣、

一籾五表　同人

御救の内へ、内献上仕度旨ニて役所迄指出

町年寄　横谷総右衛門
宿年寄　酒井七郎太

検断伴栄作

の様に町役人を経て、出生地に贈った者もあった。

九　おわりに

『賑恤録』を残した鎌原桐山は代々家老の家柄に生れ、桐山も文政六年（一八二三）から天保七年（一八三六）までの十四年間家老職をつとめた。桐山は水内郡馬曲村の桐山組（現、上水内郡小川村大字瀬戸川字桐山）を知行地としていたことから号とし、晩年は桐山を通称として用いていた。朝陽館漫筆（桐山漫筆）巻之廿五（文化八年）の「桐山村御百姓暮方」に、

予が采地（領地）山中水内郡馬曲村の中、桐山村といふは馬曲六組の其一也、甚僻遠の地なり。

とあり、馬曲村の名主に村の暮し方を質した答書が続いて載録されている。その中に、

一、当村桐山組之御百姓之義は極難場に御座候て、御他領御境目に御座候得ば、御領分に並も無二御座一候程之悪所に付、御百姓渡世之いとなみの義は、先　御上様之御上納之引当に仕候物は、麻少々宛手作仕候計に御座候て、諸作之義は畢竟稗専に御座候、其外蕎麦・粟等も少々づゝ手作仕候、大豆・小豆の義も少々は御座候得共誠に銘々の味噌大豆程も無二御座一候、田作之義は不レ及レ申、楮・たばこの義も無二御座一候（略）夫食の義は平日は稗・野菜等に御座候、祝日抔に心懸人々相応仕候て蕎麦・粟に御座候（略）年越之義は銘々年内心懸居候て米少々ヅツ買もとめ候所、三ケ日之外計給候義は無二御座一候、餅等搗候所手作之粟にてつき申候（略）乍レ恐有躰申上候。

とあり、平常の作柄でも難渋の暮しである。更に、

一　極難渋之者五十軒ほど、此暮し方まめ・あづき少々づつ手作仕、くそ（糞）・ところのやきい（甘藷飯）にまぜ夫食に仕候事。

一　村数は十七ケ村あり、此内に石高は御本田〆弐拾石程、諸新田〆拾六石余。

一　正月ゆわい（祝）日には、そば・ひゑ・あわなどを相用候。

と村の生活を伝えている。鎌原桐山が知行地の村名を号にした程であるから、桐山地方には格別の思い入れがあったのであろう。

平常でも想像を絶する生活を営んでいる地域が、凶荒に遭遇した時を想い、為政者桐山は心をくだいていたのであろう。『賑恤録』は、名詞と数詞を多く並べた無味乾燥の記録であるが、桐山が給所の百姓を含めて被災者全体を思う気持ちが感じられる。

桐山は『賑恤録』に、瀬戸川村馬曲組之内

高二十石八斗　　桐山組

軒数九十七軒　人数五百九人、内四十八軒極難

高十四石五斗　　明加組

軒数三十二軒　人数百八十四人、内十四軒極難

と、給所の村高を特別に書付けている。桐山組の村高を一人当りにすると米四升余にすぎない。桐山は地頭(とうざん)として此の寒村からも年貢を徴収しなければならなかった。

来る年も来る年も、凶作に遭ったような寒村が、ひと度凶荒にさらされれば、それは言語に絶する苦しみとは思っても、飢餓の実体験をした其所をすみかとする者でなければ、本当のところ理解はできないであろう。

『賑恤録』の末尾に、桐山は「歉歳百韻表」として立左(りっさ)（寺内多宮の俳号）等の句を抄録している。そのうちから関連ある句を転載して本稿をしめくくりたい。

人命も危き春そ年の歉　　立左

粥の烟りにかすむ村里　　同

兎に角に畑打力衰へて　　立左

雀烏の何を鳴やら　　同

中八月検見、田の口にて（天保七年）（東級郡田野口村）

痩馬の喰残してや草の花　　立左

酉元旦（天保八年）

咲初て梅に余寒の手充かな　　立左

二月

待得たり人めも草も春の色　　立左

三月山中廻村の心を

百姓の手につかまって山桜　　立左

麦秋をほきて

わくら（纔）はも（葉）青み出しけり麦の秋　　白斎

九月漸豊熟の色を見て

吹晴ていよ〳〵高し秋のそら　　立左

註

(1)『長野県上水内郡誌』歴史篇　八七一頁

(2)『更級埴科地方誌』第三巻　八四〇頁

『松代町史』下巻　一七二頁、三七一頁

(3)『更級埴科地方誌』第三巻　四四二頁

松代藩領分の「通」別村付によると

上郷通（川南通）	四〇村		
川東通	二六村	里方	一三九か村
川中島通	二七村		約七万石
川北通	四六村		
茂菅通	一六村		
新町通	一八村	山中	九三か村
有旅通	一九村		約三万石
吉窪通	一九村		
大岡通	二一村		

(4)『松代町史』下巻　三七五頁

(5)『長野』第一七九号　仁科叔子「松代領鬼無里村と天保の困窮」

(6)『長野県史』近世史料編　第七巻(三)　二〇八頁

天保八酉年正月十七日、「従御上様当組極難渋人別江御粥接待帳」水内郡鬼無里村一ノ瀬組

(7)『長野県史』近世史料編　第七巻(三)　一九八頁「天保七年申歳ゟ戌迄　埴科郡倉科村高地筆吉　稀違作難渋日記」

(8)　松代町の中心部を、西の清野口から東進する北国脇往還に並ぶ、馬喰町・紙屋町・紺屋町（上の三町）、続く伊勢町の中間で鉤の手に折れて北進し、中町・荒神町（本町三町）で寺尾口に出る、本町三町の東に並行して肴町・鍛冶町（脇の二町）を町八町という。

(9)「町外町」は、「八町以外の町」という意味で、「いろは」組分、三十二組、慶応三年（一八六七）の人口二七一〇人だった。家中長屋居住者は町外町と人詰改めが別になっていて、借屋人七〇〇軒、人口二六七〇人（文久四年（一八六四））である。

因みに町八町の人口は、安政七年（一八六〇）、二八三〇人、

(10)『長野県史』近世史料編　第七巻(三)　二一五頁「天保八年五月　松代伊勢町伝兵衛宛町役人籾買付融通金礼状」

(11)『長野県史』近世史料編　第七巻(三)　二一五頁「天保八年五月　更級郡中牧村名主融通穀醵出者賞詞願」

(12)　立左は姓を寺内、通称を多宮といい、六代藩主真田幸弘（俳号を白日庵菊貫という）より俳諧の教をうけ松濤軒の号をたまわり、幸弘の晩年に近習となる。立左は松叟の別号をもつ。幸弘・幸専・幸貫の三代に仕え、普請奉行・郡奉行など多くの役を歴任した。慶応三年（一八六七）没、享年七十七歳。

松代藩士横田家の足跡

仁科叔子

はじめに

横田家については既に『松代』六号に特集されているが、真田勘解由家に保存されていた「横田家文書」の中には、甚五左衛門と数馬が藩政に関わった記録が多く、それは幕末の日本歴史そのものであった。横田数馬の手記による「水戸天狗党の探索」「上野彰義隊の探索」「松平容保家来共高田藩并に弊藩江御預」などに至っては、数馬が実際に歩いて書いた探索記であるだけに興味ある文書である。

例えば元治元（一八六四）年水戸藩の武田耕雲斎一行が、信州から美濃を経て飛弾に入った頃に、数馬は探索の命を二度までも受けて出発していた。慶応四（一八六八）年五月、江戸詰の数馬達三人は上野寛永寺を屯所として立て篭もった彰義隊と、新政府軍の戦況を上野の山に潜入して報告している。続いて奥羽越列藩との戦は九月終結を見るが、松代藩には難題が持ち込まれたのである。これの解決に当たった中の一人である横田数馬の記録である。

甚五左衛門と嫡子九郎左衛門は、千曲川通船に尽力した人であるが、甚五左衛門の「内願之趣認取」には、通船に対する熱意と嘆願の意味が記されている。これについては国立史料館蔵の真田家文書、安政五（一八五八）年大瀧見分一件の中に「御取次役横田甚五左衛門伺書草案」など、六月より八月まで数通、その二年後の万延元年五月「千曲川筋取開通船路取立一条に付諸入用取調御内々申上一件」が横田甚五左衛門他の名で出されている。

大瀧堀割計画については『松代町史』下巻に詳細であるが、一家が通船に関わる発端とも思える書、九郎左衛門が

嘉永元（一八四八）年「諸国川々見積書取」を藩に提出していたのである。九郎左衛門は海のない松代藩の産業発達には千曲川通船をより盛んにすることが重要と考え、弘化二（一八四五）年より諸国を見聞した結果であった。しかし弘化四年の震災に崩れた大瀧の川筋は、幕府からの役人が見分に赴いてはいるが、遂に再び通船には至らず九郎左衛門が、志半ばにして死亡した後、父甚五左衛門の努力は続くのである。

一「内願の趣認取」横田甚五左衛門

「去る六月中大瀧筋再普請の儀に付、壱岐殿（小山田）迄申上置き候通、柴村住居彦四郎儀、先年堀割普請最初より柴村河岸守並びに川筋差配兼ね相勤居候者にて、通船路年来手入れ無レ之に付、追々手戻りついに空敷罷成可レ申と残念至極に存居り、去戌の早春丹波国亀山在まで罷越、池田良助え参会し、右手入れ普請致し呉候様深く相頼み候処、右良助先祖より代々上方筋川々差配致し居候者にて、年来手心有レ之、千曲川筋きっと通船路永続に可二相成一処、度々相下り普請場見置き候故に早速営膳致し呉れ、弥去六月二日金主河合忠治郎同道にて当町え来着、長崎屋に止宿、彦四郎其外立ち入、良助存念承り候処、兼ねて川筋案内には候え共尚よく見受け、堀割普請取り懸り可レ申段申聞、直ちに大瀧筋え出立致し子細取調、壱岐殿まで相伺候処、御衆評と申候とて彼是四十日も手間取り、御差図御座なく、その間右の者共上下六人諸賄い此方にて支払い、入料多く相掛かり、其の間致し方なく散財に及び候間、先手初試み可レ申に付、大綱二筋其外鉄物類諸道具まで用意に付、彼是入料金八十両程相懸り候処、其の節は未だ良助事、川路引請と申場合に対談調兼ね、此方にて万事仕向遣し居、御様子によっては是非なく川筋末富家の向え、通船路譲り可レ申心事の処、兼ねて段々歎願仕候通、甚五左衛門儀必至と行尽し罷在候」

この文で始まる甚五左衛門の文は、柴村住居の彦四郎が先年堀割り普請の最初から差配を勤めていたが、通船路の手入れが年来されておらず残念至極である。丹波亀山の石田良助に依頼した所、河合忠治郎を同道して松代に止泊し大瀧筋を取調べたいと、家老小山田壱岐へ伺いをたてたが、四十日たっても差図がなく、甚五左衛門は、その間の費用に行き詰まっていると書いている。

「忠之進儀厚く相心得前条入料金種々才覚手段を以、中半助成致し呉れ」石田良助はいよ〳〵川路引受、入料金迄差し出し、取り開きの入料五千六百両にて引受けた。甚五左衛門は「この度社一世の場と精々を尽し相計へ候儀に御座候」と決意の程を述べている。それには長岡城下へ掛りの者同道、船扱取極に四五度の往来をせねばならぬのに、賄い費用一切ござなく当惑至極心痛と述べ、この内願では甚五左衛門と従僕二人、大里忠之進と従僕壱人、川路差配彦四郎の六人賄い、今年三十両掛かる分だけ御下げ金を願いたい。その様子伺いの上「通船路の成否取捨相決し申し度く」と結んで覚悟をのべた半紙二つ折竪帳で、年月日は記されていない。

最近東京横田家保存の文書の内に、嘉永六年十二月「一金四十六両也、御用立金元利の内慥に請取仕候」と、雨宮直策から甚五左衛門宛一通、嘉永二年酉六月「一金拾五両也。但年中壱割弐分利足付、右は差掛かり無レ拠要用付、御無心に及び候所早速御才覚被二成下一、忝次第に御座候。尚又御用次第早速返済可レ申為レ念如レ此候」と、これは九郎左衛門が同藩書役丸山源左衛門から借用している。前年一月から六月にかけて、九郎左衛門は九州から山陰に旅をしているが、或いは通船に関する金額であろうか。

大瀧堀割計画については、既に文化十一年頃より着手され、越後との物資産物の交流も除々に成果も上げてきた。しかし弘化四（一八四七）年の地震は、大瀧辺を壊滅し通船を不可能にした。嫡子九郎左衛門は嘉永元年「諸国川々見積書取」を藩に提出した。通船の必要を諸国見分の上での書であり、父と子二代にわたる悲願であった。

大里忠之進は明治二年忠一郎と改名し、明治六年松代西条に同志と蒸気製糸工場六工社を建てた人である。「御先代様御志願の上、大金御下被二成下一候儀の処」とある御先代は、嘉永五年六月逝去の八代藩主幸貫である。大地震変災によって領内中疲弊難渋に及び、何か取復になる手段見込申立てよと御勝手方恩田頼母殿より触示され、愚昧勘考仕大瀧難場堀割通船路取建の次第を認めた甚五左衛門である。

安政五年大瀧見分一件にある同年六月の「御取次役甚五左衛門伺書草案」は、千曲川筋通船路見分のため幕府普請役が、近日来訪を伝えその手配方の草案である。

八月十一日「幕吏明日松代到着の予定、来る十六日舟路にて西大瀧村へ赴くにより、上下十八人、宿一軒泊まり賄

いの用意、八月十七日より二十六日、幕吏ら舟にて西大瀧村より越後国十日町まで、千曲川通船路堀割箇所見分」と、甚五左衛門の書は続いている。藩士も同道して一行は、二十七日長沼駅より松代着、掛かり一同取調物、絵図面作製して幕吏は九月朔日帰府、その見送りをしている。

国立史料館の文書中に見た部厚い横帳の「千曲川筋取開通船路取建一条に付諸入料取調御内々申上一件」は、万延元（一八六〇）年五月「甚大瀧」と綴目にあり、この一件の関係者の文に続き、親類中宛の文中には窮状を吐露したものがある。「前条四百両御内借願奉り候内、出格の御情けに甚五左衛門義、三ヶ壱出金の割合上納何卒御聞き済み下され候様、右三ヶ壱金百三拾三両壱分五厘、外に金五拾

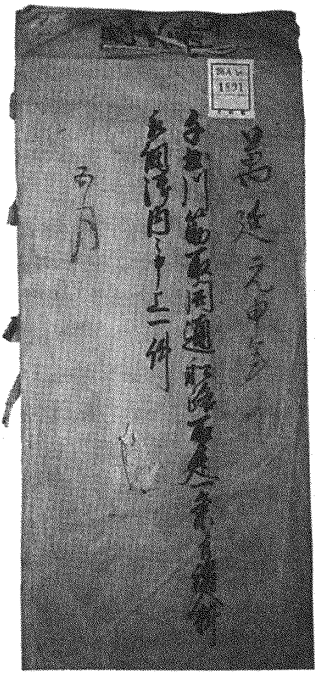

横田甚五左衛門書　国立史料館
千曲川筋取開通船路一条

両御内借、右は大瀧見分後江府にて御勘定吟味方御手段金の由に付、三ヶ度御内借分二口合、金百八拾三両壱分五厘、右上納に付御聞き済み願いたく、是以て極難の中、上納の義何卒取り続きに罷なる様歎願ねがい度候」の極難の文字に横田家一族がおかれた状態を見るのである。

大瀧の難場については、「水底は一面巌にて大石岩床夥しく、以外の大金の入料に及び、最初水面上の積りにて申立候処、形の如き大金入料に及び候段は、不調法至極恐入奉り候」とある。その上幕府普請役見分の内実は、役人一行が長雨で逼留が延引した事を、「其の砌霖雨にて途中差支え、以外の長逗留、江戸出立より前後三十日にて帰府有之筈の処、五十日に及び、右に付き途中見舞料を始め、見分中度々の見舞料並びに諸雑費、凡そ甚五左衛門にて取賄い」と、役人接待料は横田家の持出しになった。「右霖雨洪水にて堀割ヶ所、聢と見居に相成兼ね、大金無稽の費と相成」、甚五左衛門の心中が述べられている。

同藩勘定役の酒井市治に宛てた文に、「彦四郎按の如く坂本にて両所に行き会い候由、書状・進物とも差出し、軽

井沢昼にて目通り致し、進物は快く受納の上甚だ上機嫌の由、本陣まで手付同心が案内、出迎の上御普請役両人に銀三枚宛、熨斗台附、小者二人に百疋宛附のし、賄いは菓子・吸物・鉢・大平・硯蓋・大鉢、差遣し申」、幕府役人への接待はこの様である。官官接待が横田家の持出しか。

安政五年であろうか「今明日、亡息の七回忌法事いたし甚だ取り込み候。七月廿四日なお取り込みに付、日記留に及ばず」とある。亡き九郎左衛門の法要が行われた事を記している。酒井市治と春日儀左衛門の両人は、御内用懸かりとして横田甚五左衛門と連絡を取り行動した。

甚五左衛門俊忠は、寛政十二年小松軍左衛門の次男に生まれ、文政三（一八二〇）年四月、横田助右衛門の養子となった。文政五年家督、御近習から御使役になり、弘化三年御取次御先手一番組鉄砲頭御使役兼、嘉永二年御勝手評議役、同七年御取次へ帰役、慶応二年九月御役替表御用人を勤めた。没年は明治七年七十五歳であった。

二「諸国川々見積書取」　横田九郎左衛門

九郎左衛門は、甚五左衛門の嫡子で父を助け、千曲川通船に尽力したが志半ばに、江戸昌平黌勉学中の死亡である。

真田宝物館所蔵の九郎左衛門提出「諸国川々見積書取」には、「君家の徳澤恩恵に浴し、普く天下を遊歴する事二百廿有余日、只娯楽の為ではなく、山川海の形勢利害を観察記憶して帰り、心の限り筆にまかせ見聞してきた事を藩に報告せよ、と兼ねて父命を受け」の文で始まる。

南は薩摩・大隅、北は奥州・会津新潟に行き、奥羽・松前には至らず遺憾である。時を得て極めた

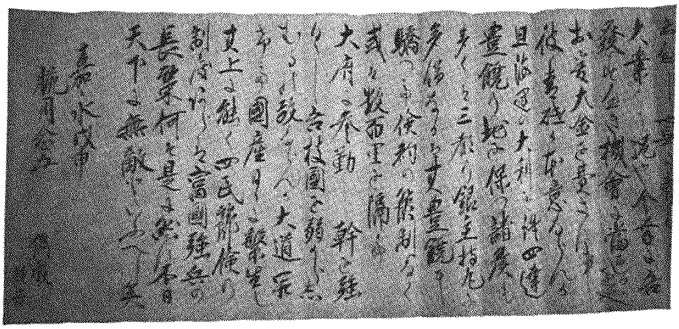

横田九郎左衛門申上

真田宝物館

いと述べている。

「およそ見聞する処、大小百川険流有り、易流有り、悉く船筏登下り通用せざるはなし。信濃川は天下無双の大河であり、其海口越州新潟は、天下大湊多き中、摂州大阪・泉州堺・肥前長崎・長州赤間ヶ関の外、大小船入津の多分なる諸品物の安料なる、諸工商悉く備り一として欠けたるなく、人戸万有余戸、今に立ては二万戸に近しと云。其民皆運送の大利に養れて他事なし。繁栄豊饒海運の大利、世に類ひなきを知るに足る——大国の府城繁栄豊饒四達の富みを見ては心に羨まさるはなく」「吾松代の如く不繁の国も希なり。諸品物の高価なる、諸運送の不便なる、普く経歴する処、西南僻遠の地といへども是より甚しきは希なり、さればとて国家の産物甚だ些少なるにもあらず、また上下四民只驕り只怠るにもあらず、実に解し難しといふべし」

青年九郎左衛門は、巻紙に右の名文を書き心情を吐露し、「その所以を考えるに地故なり。これ海運通船の大利漁猟の上貢等さらになく」「大瀧の天険がある故である。しかし岩石土砂は人力をもって穿ち浚えば足りる、自分は、尾州・薩陽・東肥・臼杵において、十余町の峻厳を穿ち、数十万両も費やしているを見聞してきた」と、意見を書いて結び、嘉永戊申臘月念五、俊成謹書と署名している。嘉永元年十二月二十五日の書である。読む者をして心をうつ文であり、文字も力強い筆跡とその博学に、八代藩主幸賈も動かし父甚五左衛門の期待も窺える長文である。

九郎左衛門の最初の旅は弘化二年、同藩の青年達七人と共に、四月十五日出立上州から会津にかけて歩き、新潟湊越後路をへて松代には五月十八日帰宅している。この旅日記については『松代』六号に詳しい。

第二の旅は、弘化四年六月二日より同月廿七日までの北陸路の日記が残されている。同年三月廿四日より始まる善光寺地震と水害直後に出発しているのは、大瀧が崩れ通船不可能になった為であろうか。

第三の旅は、弘化五年一月六日より六月一日まで、筑紫・伊勢・山陰を見聞している。旅行中に改元されて嘉永元年となり、同年十二月上記「諸国川々見積書取」を書き上げたのである。

九郎左衛門の死亡は嘉永五年二十八歳であった。その後父の甚五左衛門が格別にも通船に力を注ぎ、「犀川大瀧見分に付、附添御役人方村賄取調帳」「西大瀧村より越州十

日町迄往返人馬賄取調覚八月」と、幕府普請役到着して父子の願は達するかに見えた。九郎左衛門の上申書から実に十数年の歳月である。この間にも幕府自体が瓦解への道をたどった幕末であった。

三「水戸天狗党の探索」横田数馬

横田数馬は始め作大夫と言い、嘉永六年斎藤家から横田甚五左衛門の養子となった。妻は甚五左衛門の二女喜代である。元治元年御警衛方御番士となり、同二年払方御金奉行から御目付となり慶応三年御納戸役となった。

この書は半紙二つ折横帳で、巻末に十二月十日と記されている。元治元年の出来事である。次の文で始まる。

「当月朔日浪士一件に付、御内用被二仰渡一、夕刻八軒家出船。同二日伏見より大津・膳所・勢田橋前後え出張の膳所様（本多氏）御人数の内、探索方等えも密々問合仕候次第早速引返し申上候処、猶又同三日被二仰渡一、即刻出立仕、大津宿より太田川辺迄、宿々宿外諸家様御固め住来改、其外逸々申上候。指向き浪士罷越候次第左に申上候」

元治元年九代藩主幸教は、京都警衛のため六月十四日松代出発、京都到着は廿八日、八月十日大坂警衛となる。（監察日記書抜）次に「十一月十七日、常州辺の賊徒敗走中山道落行節は、討取べく候」の命令を幕府より受けた。

横田数馬は藩主に従い上京中、常州賊徒即ち武田耕雲斎率いる水戸天狗党の探索を命じられた。十二月朔日夕刻出立して、伏見から大津へ出て勢多橋付近に出張りの膳所藩探索方から、秘密情報の提供をうけて帰り報告した所、再び翌日から探索を命ぜられ、一行の足取りを追った報告である。

水戸天狗党は元治元年三月、攘夷延期を不満として筑波山に挙兵し、京都にいる徳川慶喜に訴える目的で上洛したが、途中で力尽き金沢藩に降伏したのであるが、数馬は一行のたどった道筋探索と、各藩の動静も詳細に記している。

「十一日平賀村泊、同十八日望月泊、同十九日和田宿泊、同二十日和田峠の内、同二十一日伊奈街道（那）居鍋村泊、同二十二日上穂村泊、同二十三日片桐村泊、同廿四日飯田在三里西駒場泊、同二十五日泊不二相知一、同二十六日馬籠・落合両宿泊、同二十七日大井宿泊、同二十八日伏見・御嶽両宿泊。同廿九日太田川越渡り鵜沼宿泊の処、河渡川へ彦根

様大垣様御両家御固め御座候や、鵜沼宿より一里登り二十軒立場より横道、岐阜裏通りにて長良の渡しを越え、同晦日栗野村・天王村・大洞村右三宿泊にて、十二月朔日揖斐村宿。同二日総人数出立の後、何れの方よりか浪士拾人余、跡改めとして罷越、夫々相改め総人数の儀は、同日金原・日当両村止宿、同三日長峰・天神堂両村泊り、同四日黒津・大河原両村泊、越前路へ赴くには相違ござなく旨、たしかに承知仕候。

右越前路は何方迄出申すべきや、所々相尋候処、同国大野御城下へ出候より外、馬足相立申さず旨、揖斐村より大河原まで里数十四里程。越前路の秋曽・元当・黒当・中島笹又峠あり、右村々より大野城下え出、それより何方え赴き候儀にや、もとより上京の心組みにて西江州筋か、または若狭路通りにて上京やも計り難く故や、既に一橋様当九日大津より大溝辺へ御出張、その外加州様御人数は、当四日より草津宿へ出張の処俄に引上げ、同七日より今津辺へ出張、会津様御人数海津辺へ出張に相成り候」

横田数馬の報告は、揖斐泊の夜中の様子について、本陣前の見張番は抜き身の槍を持ち、町の口々に火を焚き鉄砲・槍で固め見回り厳重にし、本陣前に花菱紋の高張二本を立て、浪士の口上は立派であったと宿の者から聞き取りしている。「此の度我等同勢京都表え願の筋有之、罷登り候間余り火急の儀には候え共、今宵一宿致度旨迷惑ながら取り計い給うべく」と挨拶して一泊したと記している。

武田耕雲斎一行は、十二月十一日敦賀市新保に到着した所を、布陣していた幕府軍に捕えられたのであるが、数馬は十二月十日までの報告である。十二月の越前路は雪道である。真田淑子著「家の手紙」に「貴方様この節、浪人の行方御尋ね仰せ付けられ、お留守の由、この地も雪少し降り母上も達者にて御安心、足袋四足御送り申し候」と、夫数馬に宛てた妻喜代の便りが所載されている。松代も雪の頃である。数馬は各藩の動静についても記している。

一、一橋様同九日まで逗留、同日絹川泊にて大溝辺へ出張
一、松浦伊賀守様、当三日大津宿へ出張、今以て御逗留
一、会津様御人数、当三日夜中大津宿へ夫より海津辺出張
一、膳所御城下へ当四日、桑名様御人数出張
一、鳥井川へ膳所様当二日出張、今もって御在陣
一、勢多橋当三日より往来留、尤も膳所様御人数両岸改め
一、守山宿へ当四日夜、小田原様・宮津様出張程無引上げ

一、加州様御人数、草津宿引き払西江州へ出張
一、松平民部大輔様当八日、守山宿御泊、三四日も逗留か
一、武佐宿より今須宿迄、宿々・宿外へ領主より少々宛人数差出置、昼夜往来改め
一、伊州様御人数当九日大津宿へ出張
一、大垣様御人数、越前路へ繰り出、当五日春照泊りの由
一、彦根様御人数十一月二十九日、千人程赤坂泊、夫より美江寺河渡川へ出張、当六日関ヶ原越前路へ繰出様子
一、豊前・筑後、晦日暁垂井宿、五日揖斐町より今須宿へ
一、歩兵隊四百人程、日当村出張の処浪士越前路へ赴候付六日加納辺へ引上（以下畧）

右の通承知仕候。此段早々申上候、以上

十二月十日

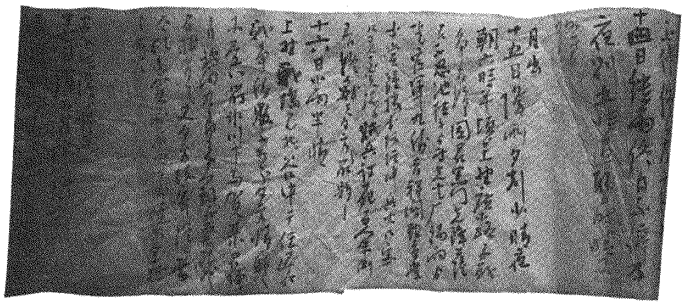

横田数馬彰義隊の戦を見る

真田家

「福井県の歴史散歩」（山川出版）には、「木本から清滝川沿いにさかのぼっていくと、宝慶寺の集落につく。この地区は明治初年には五十五戸余りあったが、豪雪のため今では定住者がない。宝慶寺から山を越えると今立郡池田町大本方面にでる。一八六四（元治元）年天狗党の武田耕雲斎一行一〇〇〇名近い軍勢が、このコースをとって敦賀にむかった」とある。豪雪地を通った一行は、敦賀市葉原で加賀藩をつうじて幕府に降伏し処刑されたが、各藩はそれぞれ探索しながら情況を伝え行動している。朝廷と幕府のどちらにつくのが有利であるか、態度を決めかねている様子が見えてくる。

四　「彰義隊探索」

慶応四年二月、旧幕臣が結成した一隊に彰義隊があっ

た。一橋家の関係者が中心となって、上野寛永寺を屯所に江戸市中の警衛と徳川慶喜の護衛と称して、新政府と対立し、遂に五月十五日大村益次郎の指揮する政府軍の攻撃が始まり壊滅したのである。

その頃江戸にあった松代藩士達、横田数馬・根村熊五郎・牧野良平の三人は、探索方として具(つぶさ)に戦いの場を見て書いている。半紙二つ折の竪帳である。そのほかに巻紙の分もあって、これには四月朔日から五月十六日迄、天候と日記を簡単に懐中していて書いたかに見える文である。抜き書きすると次の如くである。

四月　朔　日快催少暑、菅氏御在所表へ御用済みにて四時出立、箱崎大砲の義に付、根村一同罷越、昼后出夜帰邸

四月　四　日降雨烈風不ㇾ停、柘植出行、仙台藩中島市蔵参会

四月　五　日陰天、宇敷義御在所表より早脚にて忍(おし)城立寄それより、当邸へ五時前着

四月　七　日陰天有風、彦藩橋本様受候謀附、稲津新四郎面会、それより薩藩会計方小谷恵助に面会帰邸

四月十一日陰天降雨、無ニ別条一

四月十四日降雨、西丸登城受の謀局より御用達、用済帰邸、昼后小梅へ行、舟にて汐留より出、根村に行会

四月十五日降雨昼后晴、越前邸高倉御内、応接方宮部六右衛門面会、玉川一学館林岩倉御総督より引取る

四月十六日快晴、根村・川口一同浅草寺より小梅、増田大砲方鋳造所へ行、拾八斤・拾二斤・拾五斤御払付、夕改め夕七時過相済、それより大七楼へ

四月廿一日降雨有風寒候、箱崎町松野屋方金談相話候所、金弐百両持参致し、同夜柘植へ引渡

四月廿四日降雨、留吉御在所表へ両人飛脚にて、朝六半時出立暇乞に来る。馬喰町弐丁目枡屋十兵衛方止宿の甲斐国総代、嘉七郎・八郎右衛門と物語

四月廿五日陰天、嘉七郎・八郎右衛門、右両人相尋に付、送別の為め泉文において一杯差遣す。矢筈毛利御人数御国許より着、西窪にて行き逢う

四月廿七日降雨、牧野良平御在所より着、九つ時前河口多喜人横浜より着、宮下と一同七つ時帰邸。雨夜に及び不停

四月廿八日降雨、原桂仙御在所より着、同右飛脚友作赤坂

一つ木へ行、彼新聞紙を調ひ松代政府局へ送る

四月廿九日陰天有風降雨終日不レ出、雨夜に及

信州富竹村医師金井秀庵来る

五月　朔　日降雨夜に及、一柳員様甲府表へ四つ時御発途と申事箱崎より便来る、谷町へ行入湯。御在所表より西沢甚七郎・宮原柔兵衛、御年貢金添付て着

五月　二　日前宵雨降りて甚、終日不レ停。箱崎より新蔵来る。金策付、二葉町伊勢沢へ出会、夫より慎銭奥窮

五月　三　日陰天、三上元達・金井秀庵暇乞に来、関門行通手形遣す、宇治運行迄有す、別杯を酌て送別。呉服橋内土州上邸来尋候所、何れも壬生辺進軍に付きそれより呉服橋見付へ出、築地同侯下邸へ行き三宅某を尋ね候所、出宅に付空しく帰邸

五月　四　日陰天夕陽降雨夜に及。橋本殿へ上伺、それより太政官へ罷越、岩上覚右衛門面会、牧野功一郎・山越一之進越後小千谷より早にて夕方過着

五月　七　日半晴黄昏小降夜に及、新銭吹合に付、中村鉄蔵両人小梅へ行き夜八つ時帰邸

五月　八　日降雨甚流軸暴風雨夜甚し、桐畑入湯、それより氷川花月楼雨見催一杯

五月　九　日陰天小雨、暁七つ時半頃、南部坂南坂下二ヶ所崩落、人家何軒壅出、死人五人崩口何間

五月　十　日陰天小雨、小梅鋳造所へ行、それより今戸大七楼

五月十二日終日大雨、夜に及尤も甚し

五月十三日前宵より降続て更に不レ停、終日夜に及甚敷

五月十四日継雨終日不レ停夜に及、則五つ時過暫時晴又降る月出（雨降りが続いている）

五月十五日降雨夕刻少晴夜、

朝六時半頃より上野広小路にて戦争始る。因州黒門先鋒、薩州不忍池横手より第先登。雁鍋向より登る。官軍九勝、吉祥閣観音堂・本堂・鐘楼・本坊中兵火、御宮と御霊屋は残る。賊兵打死百人余倒れる。終戦は夕方分取夥し

五月十六日小雨半晴、上野戦場見物、谷中千住辺にて戦争勝敗相分らず、夕方帰邸候所、昼八つ時氷川下多賀某召捕に付、稲田九郎兵衛人数にて発砲召捕有レ之。終に暮合頃多賀屋敷火を掛け余程焼

数馬の書いた別の竪帳には、早朝上野山内へ斥候のため根村熊五郎と牧野良平の三人で登ったが戦争の実見には、話しのほかで驚いたと書いている。文中雁鍋とは、当時上野にあった鍋もの料理屋で、この二階に官軍は大砲を上げ山中に向って打ったという。山内一円の戦いに大砲は天地に響き、三人が引取ったのは七つ時（午後四時）前であった。三枚橋では西郷吉之助に面会して、戦争の訳と御門主様の様子を尋ね、御門主は退去に相違なしと聞き、大勝利を確認したと書いている。その上山内に入り、ゆる〳〵戦争の実見できたのは、松代藩は他藩に秀で、総督府の印鑑なしで通行できたという。薩州・長州・有馬・因州・鍋島など諸藩の様子と、十六日・十七日・十八日の市中探索もしている。実戦に初めて出会った驚きも述べ、「相馬侯も御不審、紀州侯の江戸詰は佐幕の論で、はなはだむづかしい御様子」と、市中の不穏状況を記している。中でも大橋や今戸橋、王子などには、梟首（きょうしゅ）が名前を付けてあり、戦いの生々しさ激しさを報告し、河川明き次第、牧野良平が帰ってから申上げると書いているのは、松代への事であろうか。松代藩士の見た彰義隊探索記であった。

五　「松平容保家来共高田藩并弊藩え御預」

慶応四年一月から鳥羽伏見の戦い、上野の山での彰義隊の戦いに続いて、奥羽越列藩同盟の会津戦争へと進展したが、同年九月廿二日戦いは終った。九月八日は明治と改元された十二月、松代藩へ「松平容保家来の者共当分御預」と、降伏人取締役三枝甚左衛門が早追でやってきた。

「会津降伏人引取に護送の兵六十人小隊二大隊、至急若松まで差越す様、日延べの分には諸藩の兵をもって送届る」という。総計二万人余を高田藩と引き分け、中には銃瘡の者、老人子供三千人もいるとの事である。

明治二年正月五日、江戸詰の玉川一学・長谷川五位・斎藤新蔵・白川税・横田数馬は、木戸準一郎（孝允）を三谷有明楼に招き、相談をした上で文章に認めて軍務官の大村益次郎に、「とても松代藩には受入れる場所も、食料を負担する力もない」と差止めを依頼した。

正月十三日宇敷元之丞は若松へ出向き右の旨を交渉する。しかし既に高田藩は受取りを承知しているという答に、「高田藩御城下は御手広、寺町もあって米穀は豊饒の

御地にて速やかに御引受の由なれど、松代藩は土地矮少、米穀は川中島より上げるのみ、雨天続き千曲川出水いたせば必至と差支え、大勢の降伏人を入れる場所もない」と嘆願した。ところが返事は、「東京で大村益次郎に何様お咄か」と疑わしきようの口上で「西園寺卿が今晩白川(河)御泊りであるから、その場所で相談してくれ」と取り合ってくれる気配もない。ようやくの事に人質同様にされている鎌原龍太郎を同道して、若松を出立するのが十四日であった。

正月廿一日、歎願の趣もあるが、最前の如く仰付ける

同月廿二日、軍務官へ玉川一学・横田数馬・近藤民之助、伺書を差出し、民之助は今晩在所え早追出立

同月廿三日、横田数馬、弁事御役所え伺書持参。松代に仮小屋建てるには、山中より用材伐出さねばならず急場の間、藩邸へ入れ出来た上に送る案

同月廿五日、横田数馬、「伺の趣当分不レ苦候事」の返事受

同月廿七日、横田数馬伺書持参、講武所に置く預人は来月一日受取、同所において扶助。護国寺の分は、南部坂中屋敷に受取り、飯米雑用金作事入料の受取り方伺う。

同月廿九日、横田数馬弁事御役所へ、南部坂中屋敷手狭にて、猪苗代の千三百七十人引取りには、番町元歩兵屯所の借用を願い出る

二月朔日、願の通り拝借の儀、弁事御役所より当分拝借仰せ付けらる。

右が会津降伏人御預け一件についての交渉のあらましであって、新政府の方針は一貫せず変更され、江戸詰も在所の藩士も苦労している現状である。慶応四年一月から、戊辰(ぼしん)戦争は明治二年五月十八日、五稜郭の戦いで榎本武揚らが降伏して終結、明治天皇制統一国家となった。

六　明治天皇東幸

慶応三年明治天皇が践祚(せんそ)、東幸の証書を出し、翌四年七月江戸は東京と改められ、年号九月八日明治となった。

天皇は明治元年十月江戸に入り十二月京都に帰ったが、翌年の明治二年三月再び東幸されて帰ることがなかった。

横田家から最近持参された中に、前出の上野彰義隊の戦いが始まる一カ月前の文書と同様な巻紙があった。年号の書き入れはないが、入輦(れん)の文字に東幸の時と判断した。

陰暦廃止は明治五年、十二月三日をもって、明治六年一

月一日としたのである。横田数馬が関わった水戸天狗党探索・彰義隊の頃から天皇東幸に至る文に見る天候が、冬の雪、梅雨特有の雨降り続き、明治初年の天候が見られる文である。巻紙は十月十四日から始まる。東京の文字が目新しい。

十月十四日天色快然
御輦入りに付き、行宮へ参入、右につき天機を伺い奉り候所、増田房、蘇鉄の間御廊下にて謁す。何の趣執達申上ぐべく段對ひ、壱宮帰宮す。大総督府へ罷り出候所、最早段々制限になり引取る
十月十五日快晴
大総督府へ罷り出、戦記畧太政官御届写、小国覚之助をもって差上げ候所御落手下され候段仰せ出られ候。伊達若狭守様御屋敷へ、伊達老公御出営に相成り、御着の内使者相勤め、中村立蔵承る（伊達家は幸民の実家）
十月十六日晴
彦邸桂川源蔵へ行く。又御上屋敷の義に付、上水屋敷へ罷り越、井上氏へ面会
十月十七日快晴昼后小雨
日影町より山下御門へ掛り帰邸、通筋にて土方理左衛門に面会致し、寄合町にて夕餉致す
十月十八日快霄
五つ時東京府へ郷原力作召連れ罷り帰る。幸橋御門出八丁堀河岸九屋へ、板垣退助を尋ね到り、則留主空しく帰
九月十九日快然ならず無聊
玉川氏行き、夜陰引取る
十月廿日降雨
青山百人町、山縣・井上へ周施に出る
十月廿一日降雪昼后晴
十月廿二日夜雨
前橋侯御邸内留主へ問合せ参り、八丁堀行き夜に入る
十月廿三日朝雨半晴
東京府郷原力作召連れ、それより大総督府へ御請書持参差出す。又上水屋敷の役所へ参り内話に及び、藤岡氏・小出・玉川・桜井、磯古着
十月廿四日快晴
昼后より目黒不動へ参詣、夜に入り引取る。御在所表へ両人飛脚差出す
十月廿五日快霄

上水役所へ罷り越、山縣氏参会致し御屋敷御一件依頼す。
夕刻藤岡氏に水野一同山下通りに行き夜に入り帰邸
十月廿六日快晴
根村御在所表立ち帰りに付、御中屋敷へ行き夜に入出立
十月廿七日陰天
皇上、壱の宮へ行幸。御用に付き玉川行政官と西城へ参内。三御屋敷、徳川用地家作共一囲い下賜の旨御沙汰候
十月廿八日寒候陰天
山縣氏へ行き、段々周施の礼述べ引取り、昼隣御用地頂戴に付き内見分、柘植・玉川・藤岡一同、その外役々立合い引取る
十月廿九日陰天
吉本御屋敷の義に付来尋、昼時引取り、又出向き藤にて一杯夜帰邸
十月三十日快晴
東京城昨廿九日大宮駅より還幸に付き、天機伺いの為参内へ罷り出、北山藤三郎義に付き云々有レ之、同人御預。
夕陽帰邸、夜柘植氏へ行く（北山藤三郎は、佐久間象山姉の二男）

文中に板垣退助（土佐藩出身、幕末倒幕運動に参加）を尋ねたり、山縣とあるのが山縣有朋（長州藩出身、総督として幕末の動乱に活躍）であれば、横田数馬は西郷隆盛には上野彰義隊の戦いに会い、木戸孝允（長州藩出身、通稱小五郎のち準一郎、桂家を継ぎ慶応元年、木戸と改姓、倒幕運動指導的役割をした。＝（　）内は日本史辞典）大村益次郎など、多彩な人物と関わりを持った人であり、探索方として綿密な報告をしている事が、のちに警察署勤務になっていったかに考えられる。

おわりに

横田甚五左衛門は、元治元年「農兵御推挙の儀に付御内内認取申上」も提出、藩士のみでなく農兵をつのり訓練させてはどうかという意見を書いている。

横田九郎左衛門の没年については、横田家過去帳から、嘉永五年七月二十五日であり、それも横田秀雄氏の記入であるという。父甚五左衛門が安政五年「今明日、亡息の七回忌法事いたし、甚だ取り込み候。七月廿四日なお取り込みに付、日記留に及ばず」と、忘れ難き長男を思う文があ

った。江戸昌平黌に勉学中死亡、病名は傷寒（腸チフス）二十八歳であった。「東濃路草」は、弘化二年二十一歳の時である。葬地は当時松代藩江戸菩提寺の盛徳寺という。秀雄の妹つやは母への手紙に、「七月十四日盛徳寺へ、伯父九郎左衛門の墓参りに行き、帰りにフランス公使館の革命祝いの館内に入った」と便りをしている。

大瀧一件で家財をなげうち、親類にも助けられた甚五左衛門は「右御様子伺い、断然と覚悟仕り候。病中に付斎藤亀作をもってこの段御内願申上」又は「私共螻蟻の微忠赤心を尽し見込み申し立て候所、一端の如きは大金の費えと相成り候共、遠からず取復尚永久の御益に仕るべく」と心中を述べている。斎藤亀作は数馬の実兄である。

横田数馬は、廃藩後、松代戸長・上田警察署・埴科郡長を務めた。廃藩時の辞令であろうか。

「当時宿所信濃国　養祖父横田故俊一（助右衛門）
埴科郡松代　養父　横田俊忠（甚五左衛門）
嫡子勤
士族
生国信濃　横田数馬俊正
未四十歳

文久三癸亥年三月廿日ヨリ勤仕、明治三庚午正月十一日議事被ニ申付一、同四辛未八月十九日職務免、更ニ任權大属、同年十一月廿日廃縣ニ付、長野縣貫属被ニ仰付一」

横田数馬の没年は、明治十三年五十四歳の急死であった。妻喜代の奮闘が始まる。長男秀雄と次男謙次郎は、この年東京遊学である。「家の手紙」に「月謝は食料・湯銭まで一切で六円五十銭、二人で十円で暮らせる。東大受験は七百二十五人、課目は孟子の意義と日本外史の解読、合格は五十人の由」と秀雄は母へ手紙を出している。

父への手紙に宛名

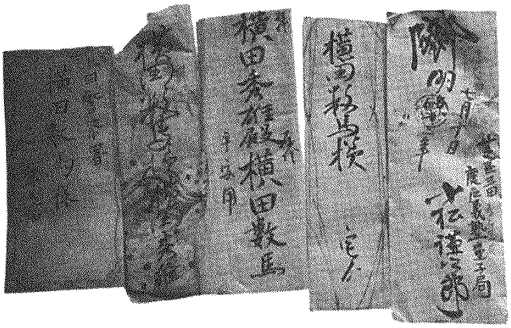

横田家の手紙

真田家

は、御尊父様として、一家の目上の者に対する言葉遣いは謙虚で丁寧である。父から子供へ、妻への手紙、妻や子供から父へ、甚五左衛門も数馬も留守宅を気遣う文面である。

甚五左衛門と九郎左衛門の意志を継いだ一家は、数馬の次男謙次郎が母に送った便りに「横田の子故、偽りを嫌い真直ぐなるを好み、卑怯の仕方はつかまつらず」と書いている。横田家に語り継がれた「家訓」であった。謙次郎は祖父甚五左衛門の実家、小松家の名跡を継いでいる。

横田家の足跡を語る家は、旧代官町にあって平成三年保存修理がなされ、長野市へ寄贈を機に重要文化財の指定を受けている。横田甚五左衛門の娘由婦と、数馬の娘寿の嫁ぎ先である真田家蔵の文書と、東京の横田家から運んで頂いた文書に、幕末から明治への草創期に、松代藩士が深く関わっていた事を見る機会を得た。真田・横田両氏に感謝申し上げる。国立史料館真田文書からは、千曲川通船のより詳細な文書に接すると共に写真に収めることができた。

松代城の「城附諸道具」

～真田家大名道具論（1）～

原田和彦

本稿は、「真田家大名道具論」を展開するにあたって、その出発点ともなる居城の道具の引継ぎについて考えようとするものである。

はじめに

「真田家文書」の青貝御紋附御文庫内には、『松城本丸残置諸道具目録』をはじめとする江戸時代初期の松代城（海津城とも）に付随する道具を書き出した帳面三点が納められていた。これは一時期、現用文書として武具方という役所に置かれていたものらしい。[1] 花井主水（義雄）から真田家では二代松代藩主となる信政まで、代々の松代城主によって受け継がれてきた、城に置かれた諸道具（「城附諸道具」）の目録である。この道具帳の持つ意味は、真田家の大名道具を検討するうえで極めて重要と思われる。また、松代城の成立期のさまざまな検証にも何らかの示唆を与えるものと思われる。

一　『松城本丸残置諸道具目録』について

これら目録のなかで注目すべきものとして、『松城本丸残置諸道具目録』（表1・写真1）がある。これは、松代城本丸の道具を代々の松代城主が引継いだものである。

元和二年（一六一六）七月十三日の道具の引渡し帳をその後四回にわたって使っている。すなわち、元和二年の原本に紙を継ぐなどして書き足して、道具の引渡しがなされているのである。このため、明暦三年（一六五七）の最終段階にあっても、それまでにどの道具がいくつ減ったのか

表1　松城本丸残置諸道具目録より作製

名　　称	元和2年引渡し	元和4年引渡し	元和8年10・2引渡し
花井主水正仕置道具分			
鉄　　砲	200		百丁金具指申候
と う ら ん	150		
口　薬　入	150	19不足	
さ や が う	80	2不足	
火　　縄	930輪		
鉄砲（長谷川八郎右衛門より）	20丁		
鉄砲（八匁玉）	12丁	（2を消す）	3丁たかなし
ぬ り や	100張	絃有、60張絃無	外に13張絃なし
うつぼ（矢なし）	40本		
矢（すやきかう）	11000本		
鏃	200本		150本朱に5本さやなし
すくおうさすまた	4本		
あかね吹ぬき	20本	2本不足	
の ほ り さ ほ	48本		
同 う け 筒	20		
吹ぬき輪たけ	15本		
足軽うけ筒	200		
同さしものさほ	200本		
鉄砲薬（土蔵に有り）	150貫目(15桶)		
鉛（八匁玉）	1460(3桶)		
同（六匁玉）	650(1桶)		
同（三匁五分玉）	八千(2箱1桶)		
硫　　黄	2固		
小　馬　験	合計　4本		
張　　笠	200		
城付諸道具分			
番　具　足	410領		
番　　鏃	88本	33本矢蔵・3本不足	5本不足
鏃　の　柄	130本	95本矢蔵に有り	
鉄砲薬（二之丸矢倉・松平善右衛門番所）	70貫目(7桶)		
時 之 太 鼓	1		
す き か ね	1		
薪ぬりこめ（二之丸）	4つ		
同ぬりこめ（同所）はば8尺、長さ12間	1所		

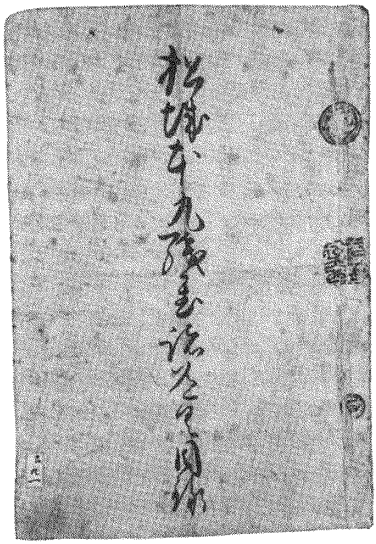

写真1

知ることができる。この引継ぎの様子を見ると、

i　元和二年七月十三日（写真2）
　松平忠輝の改易にともなって
　（阿倍正之）から小笠原忠実へ

i　（この間に、小笠原忠実から松平忠昌への引継ぎがあったものと思われるが、「目録」からは確認できない）

ii　元和四年五月二日（写真2）
　松平忠昌の移封にともなって
　松平忠昌から酒井忠勝へ

写真2

iii　元和八年十月二日（写真3）
　酒井忠勝の移封にともなって
　酒井忠勝から仙石忠政へ

iv　元和八年十月十九日（写真4）
　真田家の松代入部
　仙石忠政から真田信之へ

v　明暦三年七月二十三日（写真4）
　真田家二代藩主・信政が沼田城主から松代城主と

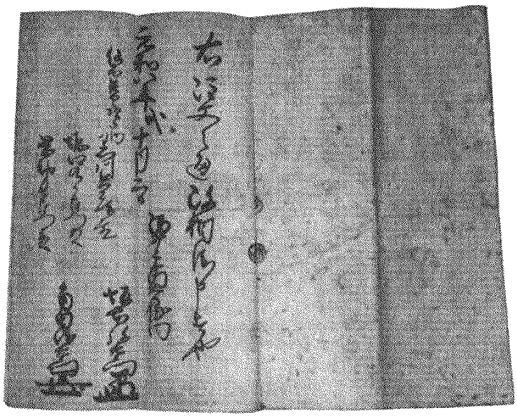

写真3

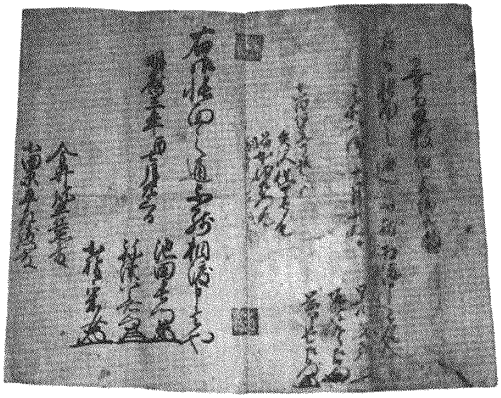

写真4

なり、信之が柴に隠居するにあたって真田信之から真田信政へなお、このうち、小笠原忠実・仙石忠政は城の請取り役のために松代城に派遣された人物である。

まず確認しておきたいことは、この帳面の装丁である。今確認できる在り方は、元和二年と元和四年の道具引継ぎ目録が一つの帳面として装丁されており、そこに紙一枚を足して、元和八年十月二日の道具引継ぎがなされ、また、この紙の余白部分を使って同年同月二十九日の引継ぎがなされている。明暦三年の引継ぎは、また一枚の紙を足しているのである（詳しくは後述）。

『真田家文書』には、この翻刻がなされており、周知の史料となっている。[2] ただ、今まで述べてきたような視点では検討されてこなかった。そのため、まずはこの目録の成立について年次をおって考えてみることとしたい。

① 元和二年七月の引渡し

この目録の原本が成立したのは、元和二年七月十三日である。これは、後述のように阿倍正之から小笠原忠実への松代城本丸内の諸道具引渡しに関するものである。本丸の道具は二系統に分かれていた。それは、「花井主水正仕置道具分」と「城付諸道具分」である（写真5、6）。前者に

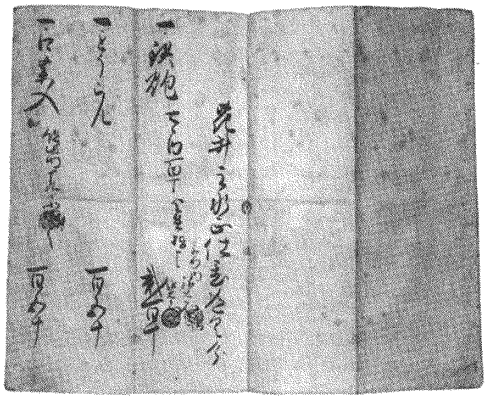

写真5

写真6

ついては、この道具の引き渡しが松平忠輝の改易に伴うものであり、この花井主水正とは、松代城代（主）の花井義雄をさす。おそらく、花井義雄が松代から移る際、本丸に道具を残し、これを書き記して引き継いだのであろう。後者は、おそらくは花井主水正が松代城に入る前から引継がれていた道具を書き記したものと思われる。このように、道具に二系統のものが出来たのは、おそらくは忠輝の改易という突発的な事件によって、その引継ぎがなされなかったためと思われる。二系統の道具が当初から一つの帳面として成立していたのか、それとも別々に作られて二帳であったものを、後に一つの帳面としてまとめられたのかは不明である。しかし、帳面自体には不自然さがないので、当初からこの二系統の道具を一冊の帳面に装丁して引渡しがおこなわれたのであろう。

② 午五月二日の引渡し

元和四年（午年）五月二日、松平忠昌が移封となったため、次の松代城主である酒井忠勝へ同じく道具が引渡された。先にみた元和二年の道具帳とは、装丁から見ると、ひとつの帳面となっている。ただよく観察するといくつかの問題点が指摘される。

第一に、元和二年に、小笠原忠実から松平忠昌が道具を引継いだことを示す記述がないこと。すなわち、あるべき一回分の引継ぎ分が残っていないということである。

第二に帳面裏の紙継ぎの、割印が押されていたと思われ

る部分が切り取られ、新たに別の紙が付け足されているということである。実際、表紙には三つの割印が押されているものの（写真1）、裏には二つの割印しか確認できない。裏に押されている割印は、帳面の継ぎ目ごとに捺されているものと同じであり（写真2）、このうちの裏にしか押されていない一つの印は本文中に五カ所確認される（写真5、左端中ほどの印）。これは、元和二年の引継ぎ段階からの不足分を書き記したものである。

以上の問題点を解決すると、次の二つの結論が導き出せる。

まず、元和二年の帳面を元和四年にいたって、帳面最終頁にあったと思われる小笠原忠実から松平忠昌へ引継いだことを記す部分が取られた。そして帳面の裏側にあった、帳簿の割印部分も取り払われ、新たに紙一枚が付け足され、そこに、午五月二日付の引渡しがなされた。

引渡しにあたって、松平忠昌側で道具の員数の照合がおこなわれている。そして不足する分については、不足数を新たに書き加えて黒印を捺した。この二種類の黒印は（写真3上2つの印）、おそらくは引継ぎの実務にあたり、松平忠昌の臣として見える、太田曽兵衛と野村拾大夫のものと思われる。

装丁し直され、引継ぎ目録が完成すると、その表紙に新たに一カ所に印を捺し、裏には別に紙を貼り、そこに二人の印を捺して酒井忠勝側に目録が差出されたのである。

③　元和八年十月二日の引渡し

元和八年の引渡しについては、元和四年段階に作られた（装丁し直された）目録に新たに紙を一枚付け足し、その付けたし部分とそれまで伝えてきた目録との間に、酒井忠勝の家臣で、この引渡しの実務担当者であった、角田儀右衛門が割印をしている（写真3、下1つの印）。また、最終行には「墨付九枚、但表紙共」と書き（写真4、第一行目）、ここに坂本弥右衛門が黒印を捺して帳面が完成した。

目録にも手が加えられている。元和二年段階の目録に新たに発生した不足分を書き足している。これは、前出の酒井忠勝の家臣で実務担当の坂本弥右衛門・角田儀右衛門二名の黒印（写真5、右下二つの印）によって五カ所に書き加えがみられる。このように、目録のなかには、二段階の不足分の書き足しがなされるが、元和四年段階の書き足しは紙の上半分に、元和八年のものは紙の下半分を原則として使用している（写真5）。おそらく、元和四年段階では、

元和二年の目録に記されている数量が書かれている部分（料紙下部分）との重複を避けるために料紙の上の部分に書いたのである。その後元和八年の訂正にあたっては、元和四年部分との重複を避けようとして、当初の員数が記されている部分に近い料紙の下の部分に書き足したのであろう。

④　元和八年十月十九日の引渡し

さて、十七日後には、仙石氏から真田氏に松代城と本丸の道具が引渡されるのであるが、この引渡しに際して、③で付け足された紙の余白部分にサインすることで引渡しを済ませている（写真4、2行目以降）。「墨付九枚但表紙共」と書いたのが③の最終段階であり、この意味はこれより先には記述がないことを証明したものである。この先（奥）の部分に引渡しに関するサインがなされたのである。

⑤　明暦三年七月二十三日

さて、明暦三年に真田信之がその子信政に本丸を明け渡して柴へ隠居することとなる。そのため、やはり同じように道具の引渡しがなされている。これは、沼田城主から松代城主に移るという従来の城主変更と同じ事例であり、際立って異質なことではなかった。この時の引継ぎは、やはり一枚の紙を付け足し、その紙継ぎの部分には割印を捺している（写真4）。この割印は、今までの例からすると、引渡す側である信之の実務担当者がおこなったものと思われる。

以上、①から⑤までの段階でこの帳簿がどのように装丁し直されてきたかを見た。このなかではっきりとしたことは、元和二年段階の道具帳を尊重しながら、できるだけ大幅な装丁変更をしないという態度が読み取れる。そのため、元和二年にどんな道具が本丸にあったかがその後の引継ぎの段階でもわかるようになっている。また、どの段階でどの道具がどれだけ減ったかもわかるようになっている。

このように引継がれた本丸の道具も、松代・真田家二代藩主信政以降その引継ぎはなされなかった。これは、さまざまな内的・外的要因にあると思われる。そして、この道具帳は、現用文書として武具方で保管されるのである。(3)

二　元和二年七月の引渡の背景

この道具帳のもととなっているのは、先に確認したよう

に元和二年七月十三日に小笠原政信らが小笠原隼人・犬飼半左衛門に引渡した道具帳である。この小笠原隼人・犬飼半左衛門は、米山一政氏の注によれば小笠原忠真の臣とする。『寛政重修諸家譜』によれば、小笠原忠実（忠政とも）は「（元和）二年六月越後少将松平忠輝朝臣の所領を没収せらるにより、城請取の役をうけたまはりて信濃国松代におもむく」とある。また、家臣に犬飼半左衛門がいたことは『同書』から明らかであるので、この道具帳は、元和二年に松平忠輝が改易された後、松代城請取り役を帯びた小笠原忠実に対して引き渡された（受け取った）帳面ということになる。

この引渡し側の人物である、篠ヶ瀬左太夫・松平善右衛門・小笠原若狭守（写真2、下の3名）について米山一政氏は、篠ヶ瀬左太夫については何らの注を示さない。松平善右衛門については、松平信吉の子・季治にあてている。この人物の経歴について『寛政重修諸家譜』では、「家臣となる」とあるだけである。小笠原若狭守については小笠原政信をあてる。この時には古河城主となっている。三人はおそらくは城の引き渡しの実務面を担当した人物と思われるが、その引き渡しの指揮をした人物として、阿倍正之があたったものと思われる。『寛政重修諸家譜』によれば、阿倍正之は、「（元和二年）七月上総介忠輝朝臣の封地越後国及び信濃国河中島を没収せらるるのとき、検使として軍勢をひきゐ、彼地におもむき、河中島四郡のことを沙汰す」とあり、幕府からの検使としての役割を持って入部したことがわかる。こうしたことから、おそらくは、阿倍正之から小笠原忠実に松代城の道具の引渡しがなされたものと思われる。

この時点の道具帳で注目すべきは、すでに述べたところだが、「花井主水正仕置道具分」が別に項目立てされていることである。「花井主水正仕置道具」は幕末までその存在が確認できる(補1)ため、江戸時代を通じて真田家にあっても、それ以外の道具とは何らかの区別がなされていたものと思われる。また、「城付諸道具分」というものがあり、これは「亥九月請取」と異筆で書かれている（写真6）。これはいつのことを指すのか不明であるが、「花井主水正仕置道具」と区別されていることから、花井主水が松代城に入る以前から引き継がれてきた道具を指すものとも思われる。

三　畳・戸障子の引渡し

真田家文書中の「出浦文書」[4]には、『松城本丸畳戸障子目録』[5]・『本丸おうへ畳戸障子目録』[6]・『松城三ノ丸戸障子目録』[7]がある。ただしすべて写しである。これらは、建物の畳・戸障子の引継ぎ書であり、裏を返せば建物の引継ぎをも意味している。[補2]この三つの目録のうち、『松城本丸畳戸障子目録』は、先に詳しく検証した、『松城本丸残置諸道具目録』と同じように、元和八年に真田家が松代城に入る時点までは、歴代松代城主や松代城の請取り役によって引継がれている。このことから、松代城の本丸のうちには、花井主水正が松代城を去る段階には、本丸広間百四十一畳半、書院百四十一畳、本丸おうへ三十六畳（？）、料理之間の四つの空間があったことが想定される。そして個々の空間には、「〜之間」という部屋がいくつも存在していたのである。

おうへ（御上）とは、「室町桃山において、高貴な人の夫人を称するとともにその居室を指し、または家族が起居する独立の建物も称した」という説明がある。[8]藩主や藩主夫人が私的に生活する空間のことを指している。使われている道具で言えば「奥」ということになる。このように、いわば奥といわれる施設が、花井主水正の頃には本丸の御殿内に整っていたことがわかる。

おうへについては、『本丸おうへ畳戸障子目録』が元和八年に酒井忠勝の移封の際の引継ぎ段階で新たに作成されている。これは元和二年の目録中にある畳の数とまったく違っている。実に三百六十二畳になっている。十倍の数である。また、部屋の数もかなり増えている。戸障子についても同じことがいえる。ということは、酒井忠勝が松代に居城を構えた四年余りの間に、おうへの部分が増改築されたということとなる。これだけの事実から判断することはできないが、酒井忠勝段階から松代城における居宅部分に対する重視策があったのかもしれない。これは、松代城が防禦施設といった意味合いから、藩主の居住や儀礼空間という性質への変化を示すものかもしれない。ただ注意しなければならないのは、元和二年段階の畳数は極端に少ないので、これを訂正する意味で目録が作りかえられたのかもしれないということである。

元和八年に新たに作成された引継ぎ目録には、ほかに

『松城三之丸戸障子目録』がある。この目録によれば、三之丸には台所、広間などという空間があった。また、こうした空間には畳も敷かれていたようではあるが、「きれ」ているため、目録化されなかったという。三之丸にどのような施設があったかは不明であるが、元和八年に真田家が松代に入部する時には部屋の名称などがはっきりと記されている。三之丸に酒井忠勝の頃より以前になんの建物もなかったかといえばそうではない。この目録が作成されて引継がれる時、「本帳ハ無御座、但主膳家二而御座候」とあり、元和八年以前の引渡し、すなわち、酒井忠勝が松代城主であった前にも三之丸の建物に関する引渡し帳があったことが知られるのである。ただ、ここに示されるように原本は主膳家にあるがこれが誰を指すのかは不明である。

四　明暦における道具の引継ぎ

さて、城に付随する諸道具、具体的には、鉄砲などの武器や畳・戸障子についての引継ぎは、現存する道具帳からすると、明暦三年が最後である。この時には、花井主水正の改易時点からの道具と、新たに二つの道具帳が作製された。その一つが、「もめんあかね羽織」などの服飾や、「京銭」「たいす黒ぬりたな」などの調度品にいたる道具類を記した『御城残置道具帳』であり、もう一つが鉄砲や大筒などの武器の数を記した『御城物之帳』である。この二つの道具帳は、青貝御紋附御文庫に『松城本丸残置諸道具目録』とともに納められていた。(9)

『御城残置道具帳』は多岐にわたる道具を書き連ねている。この内容は、今まで見てきたような城に付随する道具の内容とは異質な存在である。今述べたように、服飾や調度品が新たに加えられている。「京銭」や「水差」のように城の防備とはほとんど関係を見出せないものばかりである。ここに至って、先に触れたように、おうへに置かれた道具（奥道具）をも引継ぐことがあったのかもしれない。また、もしかすると本丸広間での飾り道具としての「たいす」（台子）であるのかもしれない。いずれかは判断に苦しむが、この段階になると、部屋を飾る「飾り道具」が「城付道具」として認識されるようになり、引継ぐべきものとなったといえよう。

さて、本来の城防備道具としての鉄砲などについては『御城物之帳』(10)がある。これもまた、今までの城付随の道

表2 「御道具帳」(明暦3年7月23日) より作成

名称(単位)	御城	柴	二ノ丸	御広間	水手御当所	大手御番所	蔵
鉄砲筒袋	640	71	5	2	3	10	
大御鉄砲ふいん	3						
御鉄砲おうら	335	70					
鉄砲うら	2	2					
と薬入		50				10	100
口薬		70	5			10	117
さやか		20	5				9
木綿火縄		20					213
火縄	2,000						2,000
御鑓		77	100	120	5	10	431
御弓薬箱		10		5			84
御口玉		1					1
なまり		10					67
ゆわう							150
							5
御申たてみ							2
銅あかけ							28
御弓かか							1
御鉄砲かけ							1
いか							1
横竿筒		10					80
かうりふた請		10					85
いのふりふり		10					30
御のふりこ		200					230
御足軽はた		200					200
足軽こはた請筒		200					70
御のふりのだし							27
鉄砲かたあて吊鉦		50					146
幕		27					10
風							1
御茶釜							2
あま草の絵							1
鉄砲かけ							2
鑓のふるさや							1
鉄砲の薬(貫目)							15
塩硝(貫目)							21貫500目
なまり(貫目)							57貫200目
鉄砲薬(箱)		10					90
矢から(筋)		100					120
御長刀(振)		30					1
番具足(領)		200					460
皮笠		200					250
御馬鉄二重笠		1					1
御のふり竿(本)		10					110

具帳とは違った引継ぎがなされている。この内容を表2としてしめす。これを見ると明らかなように、主だった武器が松代城本丸（蔵を含む）と信之が隠居した場所である柴（長野市松代町柴）に分けられている。また、松代城の二之丸・御広間（三之丸のことか）・水手御当所（城北側）・大手御番所（城南側か）という、城の重要な防禦機能を持つ場所にも武器の分割がなされているのである。このようにみると、「御城物」（城付諸道具）は、単なる本丸の道具を示すものではなく、柴の武器まで含むものに広がったのである。裏を返せば、信之が隠居した柴の施設をも城の一機能をはたす施設として考えていたのである。この背景として、再三述べたように、沼田城主であった信政が松代城主となり、松代城主であった信之が隠居することにある。信之のこうした隠居方法は、たとえば家康のそれによく似ている。信之にとっては、別に城を構えるという意味合いがあったのかもしれない。柴の居宅がどのようにつくられたかは不明である。何らかの既存施設を利用したのかもしれない。

さてこれら大量の武器は、元和二年以来引継がれてきた道具を含むものとは考えられない。なぜなら、元和二年からの道具はそれだけで引継ぎがなされているからである。とすれば、ここにあらわれる道具は、信之段階で蓄積されたものであろうと思われる。そのために、信之の隠居先にまで道具（武具）を移すことができたのだと思う。

まとめ

煩雑な論証をしてきた。今回の検討主眼は、真田家の大名道具のうち、武具と分類してあるもののなかには、真田家が入部する前から引き継がれてきた道具があったことを触れた。そして、奥道具・表道具の判断はできないが、飾り道具と思われるものが「城付諸道具」として見えるのは、明暦二年になってからであることもわかった。

これからも、真田家大名道具の全容を解明していきたい。

註

（1）拙稿「長野県宝『真田家文書』の基礎的考察」（『松代』十号　一九九七年）

（2）米山一政編『真田家文書』上巻　一〇九号文書

(3) 前掲註(1)参照
(4) 同右
(5) 米山一政編『真田家文書』上巻　一一一号文書
(6) 『同右』　上巻　一一九号文書
(7) 『同右』　上巻　一二〇号文書
(8) 『建築大辞典』(彰国社刊)
(9) 米山一政編『真田家文書』　上巻　二四八号文書
(10) 『同右』　上巻　二四九号文書

補註

(補1) 「大鋒院殿御事蹟稿」巻一には、享保の火災の後にも現存するものありとしている。

(補2) 小泉和子『道具と暮らしの江戸時代』によれば、これらのものもすべて道具に含まれる。

史料紹介

真田信之の隠居・三代藩主の擁立に関わる文書

いわゆる「古文書」と呼ばれる文書は、その多くが戦国時代から江戸時代初め頃のものである。このなかには、松代藩三代藩主の擁立に関するものも数点存在する。今回紹介する史料は、「古文書」には入っておらず今まで全く紹介されたことのない、真田信之の隠居に関わる文書（1）～（3）と、三代藩主の擁立に関わる文書（4）～（17）である。これらの文書の内容は、「古文書」のなかのものよりも内容としては詳しく、かつ量が多いため、あまり知られていなかったことが初めて明らかとなる。

明暦四年（一六五八）、松代藩二代藩主・信政は他界する。信政は遺言のなかで、幼少の右衛門佐へ跡式を継がせることを求める（4）（5）。信政の死後、隠居の身であった信之は、幼少の右衛門佐に後を継がせるため、各所に文書を送った。また、信政の遺品をそうした人々に贈答している。こうしたはたらきかけによって、万治元年六月には跡式の内諾が得られたようである（11）。信之の最晩年、真田家にとっては幼少の右衛門佐（のちの幸道）を藩主にしようとすることはかなりの冒険であった。これが成し遂げられた背景には、信之（一当斎）の努力があったと思われる。こうした視点で、この文書群を見ていただきたい。

なお、信之の隠居に関わる老中からの文書など三点（1）～（3）を最初にかかげておいた。

翻刻にあたって、は松代古文書クラブ、および島田和氏に依頼した。

（1）　酒井忠清書状

貴札致拝見候、
然者貴様御隠
居之御訴訟
被仰上候ニ付而、御
知行之儀何様
にも　上意次第
と各へ被仰入候事ニ
御座候得共、若御
願之儀も御座候哉ニ
御尋候者、拙者心得
可罷有御書中之
趣承望候、松平
（信綱）豆州、阿部
（忠秋）豊州と可申談候
間御心易可被思
召候、少も御如在ニ
不奉存候、何茂
明晩致参上
可得貴意候、委
細者玉川左門方へ
申達候、恐惶謹言

酒井雅楽頭
忠清（花押）

（明暦二年）
九月十四日

真田伊豆守様
参貴報

（2）　酒井忠清書状

貴札致拝見候、
公方様弥御機嫌能
被成御座候間可御心易候、
將又貴様御氣色御
再発ニ付而五雲子方江
奉書遣忝思召候由
尤候、向寒天候間御氣分
如何と無御心元存候、
猶期後音之時候、
恐惶謹言

酒井雅楽頭
忠清（花押）

（明暦二年）
九月廿一日

真田一當斎様
貴報

（3）　石川貴成書状

尚々御当地そろ〳〵
作事出来、町方も其通（カ）候間
少御なくさみニ今一度
御こし被成候へく候、拝眉
度存候、いつそやも申上候
酒雅楽頭殿別而御念比之
御事ニ御さ候、偏ニ貴様
御かけと奉存候、御次而ニて
可然様ニいよ〳〵奉頼存候、
以上、

去三日貴札拝見仕候、
殊更塩鮭貳尺被
下置候、当年拂底
御座候処別而忝賞
翫仕候、先以御氣色
別条無御座候由、寒
氣時分不及申、御
保養専要ニ奉
存候、私儀八月中旬
勢州桑名為
御目付罷越、彼地
首尾能（勤カ）謹明去
十四日外着（カ）仕候、此
表弥御靜謐儀候間
貴意安可被思召候、
猶奉期後慶之
時候、恐惶謹言

石川弥左衛門
貴成（花押）

（明暦二年カ）
十二月十七日

伊豆守様
貴報

（4）　真田信政遺言状写

今度与風相煩、アイはて候、

御奉公も不申上方々無是非
義ニ候、然ハせかれ壱人御さ
候、不及申上何ノ御用ニもた
ち申さぬせかれノ義ニ候へと
も御情ニミやうしたち申様ニ
被　仰付被下候様ニおの〳〵
様たのミ奉候、

御老中様

（5）真田信政遺言状写

今度不慮之煩差出相果申候、
何之御奉公も不申上無是非儀
ニ奉存候、然者忰壱人御座
候、幼少ニ御座候得共拙者跡
式之儀被仰付候様ニ被仰上可
被下候、各様奉頼存候、
右之通同性伊豆守方ゟ可申上
候、

（明暦四年）
一月十四日

右者御老中様へ

御書置之写

原主膳手跡

（6）遠山政亮ら書状

去十五日之貴札致
拝見候、然者御同苗内記殿
御跡取之儀、御息右衛門殿へ
被　仰付候様ニと御老中江
被仰置候、貴様ニも其通ニ被
思召候付而内記殿御家来衆
為御使者御老中へ被遣候間
高力左近殿致御相談御老中へ
可申入之由被仰下得其意
御尤御座候、即左近殿
申談、右御家来衆召連
今朝御老中へ致随候被
仰下候趣具ニ申達候処
首尾無残所御挨拶ニ而
御座候間御心易可被思召候、
内記殿御書置并貴様ゟ之
御状、阿部豊後守殿御月番ニ而
御座候故、御請取置被成候、
早々御老中へ申達御報可
申上之処、彼是と致延引候、
委細従御使者可被申上候、
恐惶謹言、

遠山主殿
政亮（花押）
（明暦四年）
二月晦日

内藤帯刀
忠興（花押）

真田伊豆守様

御報

（7）内藤忠興書状

尚々ケ様ニ申入候
中ニも　仰出
御座候ハハ早々御吉左右
可申入候、以上、

一筆致啓上候、先以
公方様益御機嫌能
被成御座恐悦何方も
御同意奉存候、貴様
弥可為御無事と珍重
奉存候、然者御同姓
内記殿御忌も頓而明
申候間、御跡取之儀
最前御老中へ被仰
入之通右衛門殿江近日
無相違可被　仰付と
存候、御老中弥御失念
不被成候様可被仰達之旨
高力左近殿へも内々
可被仰遣候、左候ハハ左近殿
と
拙者弥申談御老中へ
可申入候、其中拙者
壱人よりも次手次第
御老中へ可申達候、
少も油断不仕候之間
御心安可被思召候、追付
御吉左右可申入候、恐惶
謹言、

内藤帯刀

忠興（花押）

（明暦四年）
三月廿一日

真田伊豆守様

人々御中

（8）高力高長書状

今月廿六日之貴札
到来忝令拝見候、
先以頃御氣分悪
御座候旨無御心許奉
存候、不及申上候へとも
御保養専一ニ存候、
然者御同姓内記殿
跡式之儀、最早忌も
明申候間、近日
仰出も可有之と
内藤帯刀殿より、
被仰遣候付、弥可
申談之旨得其意
存候、猶期後音
之節候間不能具様、
恐惶謹言

高力左近大夫

高長（花押）

（明暦四年）
三月廿九日

真田伊豆守様

貴報

（9）内藤忠興書状

尚々御同姓右衛門殿へ比日も
懸御目候、一段御息災御座候間
御心易可被思召候、次ニ折節
従在所任到来糟漬うまし（カ）一桶
令進覧之候、聊書印迄御座候

一筆致啓上候、先以
公方様倍御機嫌能
被成御座恐悦何方も
御同然奉存候、貴様弥
御無為ニ可有御座と
珍重奉存候、此方
別条無御座候、将又
御同姓内記殿御跡
恙之儀、疾ニ　仰出シも
可有御座と存候処
延々ニ罷成無御心許
可被思召と存候、就其
頃日於　殿中本多
（信政）内記殿へも致相談候処、
兎角御老中へ従
貴様弥被仰達可然由ニ
御座候間、御分別被成
御状被遣御尤候、ケ様ニ
申進候中ニも　仰出シ
御座候へハ猶以目出度
存候、委細御家来衆
口上ニ可被申上候、何も期
後音之時候、恐惶謹言

内藤帯刀

忠興（花押）

（明暦四年）
五月十日

真田伊豆守様

人々御中

（10）遠山政亮書状

猶以弥御機嫌能被成
御座候哉、承度奉存候、
以上、

一筆致啓上候、先以
当御地御静謐
公方様倍御機嫌能被
為成御座恐悦御同然
奉存候、貴様弥御達者
可有御座と珍重奉存候、
爰許右衛門殿一段御
無事御座候間、貴意安
可被思召候、将又内記殿
御跡恙之儀、疾ニ
仰出も可在御座存候所
延々ニ罷成無御心許
可被思召と存候、就夫
頃帯刀本多内記殿と
於　殿中御相談申候所、
兎角従貴様御老中へ
被仰達可然之由御座候間

御分別被遊被遣御尤
奉存候、委細之儀者
帯刀方ゟ可得御意候、
恐惶謹言

遠山主殿

（明暦四年）
五月十日　政亮（花押）

真田伊豆守様

（11）遠山政亮書状

去十七日十八日両通之
御飛札、同十九日廿日ニ
相届、同十九日之貴札
御家来玉川織部方
被致持参廿三日拝見仕候、
被仰下之趣被得其意
御尤御座候、一昨廿四日ハ
御精進日ニ御座候付、
昨廿五日御家来織部
帯刀致同道御老中へ
参候て、内記殿御跡職
無相違右衛門殿へ被
仰付難有被思召之段
帯刀具申上候、高左近殿ハ
御子息源三郎殿御礼故
御隙入之由ニ而帯刀計
罷越候、将又内記殿
御遺物、右衛門殿御礼之
節御上物之儀帯刀処ゟ
可申上候、恐惶謹言

遠山主殿

（明暦四年）
六月廿六日　政亮（花押）

真伊豆守様
参貴報

（12）神尾天勝書状

尚々御息堅ニ
被成御座候由、目
出度存じまいらせ候、
我等も達者ニ罷有候、
貴札忝令拝見候、
然者御同性（姓）内記殿
御跡式、右衛門殿へ
無相違被　仰付
忝被思召候旨御尤
奉存候、其節於
御城私肝奠申候
段被聞召御満足之
由御礼被仰越
御慇懃之至御座候、
将又右衛門殿御事
御幼少ニ御座候間、
向後御如在申上
間敷由被仰下令
得其意候、相応之
御用等も御座候ハヽ
聊疎意存問敷候、
猶期後喜之時候、
恐惶謹言

神尾備前守

（明暦四年）
六月廿九日　元勝（花押）

真田伊豆守様
返報

（13）本多重昭書状

家礼之者方迄
飛札、殊塩鷹（カ）壱
首被給（カ）遠路御心
入之段欣然之至候、
如来意今度
道中無異儀
参勤申候、然者真田
内記殿御跡職
御同性右衛門佐殿へ
無相違被
仰付目出度存
事ニ候、尚期後
音之時候、恐々謹言

本　飛驒守

（万治元年）
七月八日　重昭（花押）

玉川左近殿

(14) 遠山政亮書状

猶々伊豆守殿右三人之衆被召出万事御懇ニ被仰聞珍重御同意奉存候、高力左近殿ハ御暇出申候故其節御登城無之候、其段伊豆守殿へも帯刀ニ申達候、

一筆致啓上候、先以公方様益御機嫌能被成御座恐悦奉存候、御同苗右衛門殿継目之貴様弥御堅固御座可被成と奉存候、然者御礼御進物、貴様御礼之御樽肴、内記殿御遺物昨十六日小山田采女大熊庄左衛門金井弥平兵衛御城へ持参首尾能上り目出度令存候、貴様御満足之程奉察候、其節帯刀拙者致登城、松平伊豆守殿御月番にて懸御目御懇ニ被仰首尾残所も無御座候間貴意安可被思召候、委細者右衛門殿御家来衆より可被申上候条不能詳候、恐惶謹言、

遠山主殿
(万治元年)七月十七日　政亮（花押）

真伊豆守様
参人々御中

当月廿日之尊書拝見仕候御同性右衛門佐殿首尾能御継目之御礼被差上候儀被聞召付御大慶被思召之段無御余儀候事ニ御座候、乍憚於私(カ)式千秋万歳目出度奉存候、御慇懃之尊管被成下乍忝痛入奉存候、猶期後喜之時候、恐惶謹言、

小倉忠右衛門尉
(万治元年)七月廿七日　正守（花押）

真田一當様
尊報

(15) 小倉正守書状

尚以貴殿様弥御息災ニ被成御座候由目出度奉存候、右衛門佐殿一段御堅固ニ御さ候間可被安尊慮候、以上

(16) 内藤忠興書状

当廿日之貴札忝令拝見候、如仰御同性右衛門殿継目之御礼被仰上候付而従貴様之御祝儀、右衛門殿御進物、内記殿御遺物等御家来衆首尾能被差上御満足可成之由御尤御座候、於拙者も大慶存事候、此段先書ニも申入候、其節拙者主殿罷出、御老中へ申達候御礼被仰聞御慇懃之至御座候、此度御老中へ為御礼可然被進候間、弥参會之節可然様可申入之由得其意存候、将又従右衛門殿為御祝儀銘々へ丁寧成御音信共、殊為内記殿御遺物御道具被懸御意忝存候、併御応懃ヶ間敷御事ニ存候、御断申入度候へ共左様ニ仕候へハ却而隔心之

様ニ可被思召と存申請候、此
方之儀委細小山田采女方大熊
庄左衛門方可被申上候条不能
備候、恐惶謹言、

内藤帯刀
（万治元年）　忠興（花押）
七月廿七日

真田一當様
貴報

（17）　遠山政亮書状

当廿日之尊書忝
致拝見候、如仰御同名
右衛門殿継目之御礼
被仰上候付而貴様ゟ之
御祝儀、右衛門殿御進上物
内記殿御遺物等御家来
衆首尾能被差上
御満悦被成候由御尤
奉存候、於拙者式大慶
不過之奉存候、此段
先書ニも申上候へキ、其節
帯刀拙者罷出御老中へ
申達候御礼被仰聞
御慇懃之至御座候、将又
右衛門殿為御祝儀銘々ニ
被懸御意、殊ニ内記殿
御遺物結構成御道具
被下置忝次第奉存候、
委細之儀者小山田采女、
大熊庄左衛門方口上ニ
可被申上候、恐惶謹言、

遠山主殿
（万治元年）　政亮（花押）
七月廿八日

真田一當様
貴報

表11　地図，絵図ほか

	番　号	史　料　名	年月日	数量	
(1)	6-4-7	外冠略記　蝦夷国畧図・大世界万国之図	1822. 7. 10	1	〔世界〕
(2)	6-4-8	世界一覧之目鏡　近海巡見休泊割名前	1850. 5	1	
(3)	6-21-1	伊豆国全図凡例	1794	1	〔日本〕
(4)	6-21-2	奥州與松前地接境海門大槩図	1834	1	
(5)	11-2-23-2-11	松平大和守浦賀陣屋之図	1846. 6. 24	1	
(6)	11-2-23-2-12	浦賀絵図		1	
(7)	6-4-54	長崎港絵図		1	
(8)	6-4-29-3	魯西亜人戎衣図		1	〔人物〕
(9)	6-4-30-2	松前漂着北亜墨利加人図	1846. 6	1	
(10)	6-21-4	異国船之図　一巻	1792. 9. 5	1	〔異国船〕
(11)	6-4-29-1	箱館表東方沖合江参候魯西亜船之図	1807. 5. 19	1	
(12)	6-21-3	異国船之図	1818. 5. 13	1	
(13)	6-21-3-1	ＢＲＯＴＨＥＲＳ　船の図（浦賀沖）	1818. 5. 13	1	
(14)	6-21-3-2	阿波国洋合ニ見エ候異国船図	1829. 12	1	
(15)	11-2-23-3-3-6	異国船絵図面　付竹ヶ岡先陣壱番乗	1848. 5	3	
(16)	11-2-23-3-3-4	異国船警衛之図		1	
(17)	11-2-23-3-3-5	亜米利加船　絵図		1	
(18)	6-4-30-1	和蘭陀船之図		1	
(19)	6-21-3-3	異国船の図		1	
(20)	6-21-5	異国大乱火(図)		1	
(21)	6-21-6	信濃守殿　阿蘭陀マリンキ龕絵図　井上左大夫		1	

表12　書簡ほか

	番　号	史　料　名	年月日	数量
(1)	6-4-35-1	琉球中山府布政大人宛　拂国遠人夥爾　助奉呈文	1844	1
(2)	6-4-35-2	〃		1
(3)	6-4-91-37	朝鮮国任譯共より差出候真文三通　外	1849. 3	1
(4)	6-4-91-16	与川路聖謨	1851. 2. 26	1
(5)	6-4-37	存付之儀申上候書付(写)　江川太郎左衛門		1
(6)	6-4-55	縣川源三郎より差出候書付写		2

(7)	11-2-23-25-26　沿海御備場御用ニ付御暇被下　井伊掃部頭　外		1	
(8)	11-2-23-25-29　御備場御達		1	
(9)	6-4-2　大原左金吾海防等之論	1797.9	1	〔海防論〕
(10)	6-19-3-36　海防之大意　三十六	1840.4	1	
(11)	6-19-3-37　海防之巻　三十七	1840.4	1	
(12)	6-19-3-38　海防録　図11枚　小札1枚添　三十八	1840.4	1	
(13)	6-4-6　無二念打払復古広堂秘箧中一冊	1848		
(14)	6-4-93　読海防私策　大槻　崇	1849.10	1	
(15)	6-4-27　江戸近海巡見一件	1850	1	
(16)	6-4-28　異国船打払意見書			
(17)	6-19-7-1-11　求玄先生　海防録ニ挟有之図十一枚ニ小札一枚		1	
(18)	6-21-103　水法　附海防　全		1	
(19)	6-21-98　井上左大夫　上書　佐藤百祐申立候火船拵方并仕掛方訳書	1809.6	1	〔銃器〕
(20)	11-2-10-3　炮術御伝書拝見誓詞	1827.10	1	
(21)	6-19-3-24　異寇海岸銃砲之巻　二十四	1840.4	1	
(22)	6-19-3-25　異寇海岸火術之巻　二十五	1840.4	1	
(23)	6-19-3-26　船戦火術之巻　二十六	1840.4	1	
(24)	6-19-3-29　倭兵水戦之巻　二十九	1840.4	1	
(25)	6-21-101　臨時問答(西洋砲術についての問答)	1841.5.11	1	
(26)	6-4-83　酉年勘策拾得	1849.10	1	
(27)	6-4-91-27　和洋砲戦論	1849	1	
(28)	6-4-57-4　臼砲之図		1	
(29)	6-19-10　申上候書付　モルチール筒　ホウキッスル筒之次第申上候　高島四郎大夫		1	
(30)	6-19-13-1　硝石丘作方		1	
(31)	6-19-13-2　火砲誌　合薬法		1	
(32)	6-19-13-3　火砲新書・硝石丘造法　中不審之条答書		1	
(33)	6-19-14　袋　真信濃守様　御直読　炮術書物書状在中(14-1―7)		1	
(34)	11-2-14-9　竹田作郎書状(炮術関係)		1	
(35)	6-21-7　上　蒸気船＜文書＞		1	
(36)	6-21-102-1　水戦并火術用法記　馬場為八郎訳　馬場為八郎口上書添		1	
(37)	6-21-102-2　水戦并火術用法記　馬場為八郎訳		1	

(6)	6-4-81　己酉風説	1849	1	〔その他〕
(7)	6-4-91-1　己酉仮綴　六（異船一件　外　風説）	1849	1	

表8　アヘン戦争

	番　号	史　料　名	年月日	数量
(1)	6-4-34-1	鴉片始末（斎藤馨子徳原稿）		1
(2)	6-4-34-2	〃		1
(3)	6-4-91-24	鴉片始末　斎藤馨子徳稿		1
(4)	6-4-36	紀阿片煙之変（佐嘉文学草場佩川著）		1
(5)	6-4-39	（アヘン戦争記録）		1
(6)	6-4-50	（アヘン戦争記録）		1
(7)	6-4-85-6	阿片戦争関係三篇　道光帝策問、読夷匪犯境		
(8)		録詩、門田朴斉藤海防雑詩	1842	1
(9)	9-4-40	唉夷伝等天下諸国檄　外	1842	1
(10)	6-4-48	英国侵犯事畧和解		1
(11)	6-4-38	欽差大人奏准議禁鴉片交易		1
(12)	6-4-91-19	問広東唉夷情形畧陳于左		1

表9　ペリー来航関係

	番　号	史　料　名	年月日	数量
(1)	6-4-33	米艦浦賀入港関係絵図	1853.6	14
(2)	6-4-91-9	（亜墨利加船浦賀湊え渡来ニ付）茂八郎、友喜		
		申上	1853.6	1
(3)	6-16-49-1	亜墨利加合衆国よりの書翰の儀に付（写）	1853	1
(4)	11-2-23-2-3	浦賀風説		1
(5)	11-2-23-2-10	浦賀蛮船より入手のピスコイト（ピスケツト）		1

表10　海防関係

	番　号	史　料　名	年月日	数量	
(1)	11-2-23-25-12-①	長崎奉行　浦賀奉行江御達之書付	1846.7.20	1	〔布告〕
(2)	6-4-91-34	領地海岸守衛の義ニ付仰付	1848.8.12	1	
(3)	6-4-84	戸田伊豆守浅野中務少輔　浦賀表備方之			
		儀ニ付申上	1849.10	1	
(4)	6-4-91-7	浦賀奉行浅野中務少輔より差出候届書　写	1850.7.2	1	
(5)	6-4-91-41	海防掛え（大森村へ大筒町打場取建）	1850.12.29	1	
(6)	11-2-23-25-12-②	松平土佐守（沿海防備に付帰国暇願）		1	

(30)	6-4-91-21	秋月領漁人遇異船始末	1	
(31)	11-2-22-26-2	異国船渡来ニ付長崎表より申越候書状写	1	
(32)	6-4-56-4	琉球国那覇沖へ異国船漂来届　松平大隅守	2	〔琉球〕
(33)	6-4-91-36	松平大隅守御届(琉球国へ異国船漂来ニ付)	1	
(34)	11-2-23-2-14	琉球国江異国船渡来　御届	1	

表7　オランダ風説書ほか

	番号	史料名	年月日	数量	
(1)	6-21-97-1	唐紅毛船ニ而玉除仕法之儀長崎奉行より申上候書付	1809.3	1	
(2)	6-4-45	天保十己亥年　風説書	1839	1	
(3)	6-21-107	子丑西洋風説和解極秘書	1840-41	1	
(4)		(唐国にてエゲレス人のアヘン商法停止方ニ付)			
(5)	6-21-108	御内密申上候別段風説書(　〃　)	1841-42	1	
(6)	6-21-109	〃　(　〃　)	1842-43	1	
(7)	6-4-53	阿蘭陀国王より書簡持参長崎奉行請取候節席絵図	1844.7	1	
(8)	11-2-22-16	辰七月久留米藩士手翰(渡来阿蘭陀船)	1844.7	1	
(9)		乗組の唐人より差出候書翰和解			
(10)	6-4-47	阿蘭陀国王使節御奉行所御呼出ニ付左之通御達	1844.8	1	
(11)	11-2-23-25-1	未秋来船の加比丹申上の大意　外	1844	3	
(12)	11-2-24-1	弘化四年未加比丹風聞書	1847	1	
(13)	6-4-62	千八百四十八年　嘉永元年戊申　別段風説書	1848	1	
(14)	6-4-82	庚戌六月入津和蘭人別段風説書	1860.6	1	
(15)	6-4-19	(亥之風説)　来朝之阿蘭陀船より差越候横文字書和解	1851	1	
(16)	6-4-79	和蘭陀別段風説書　嘉永四年辛亥七月　崎陽譯	1851	1	
(17)	6-4-43	渡来之阿蘭陀より差越候横文字書簡和解		1	
(18)	6-4-49	和蘭国王より江府江奉呈候書簡		1	
(19)	6-4-85-12	阿蘭陀人等御尋之趣御答申旨横文字和解		1	
(20)	6-4-91-22	亥年風説書之内　去戌年蝦夷沖にて日本船漂泊一件		1	
(21)	11-2-24-3	六月廿六日渡来の阿蘭陀船差越候横文字書翰和解　別段風説書		1	
(1)	6-4-80	和蘭宝函　全	1839	1	〔蘭関係〕
(2)	6-4-91-25	和蘭秘説		1	
(3)	6-4-91-26	毀蘭説	1850	1	
(4)	6-4-42	唐国表エキリス人取騒候哉之風聞書		1	〔唐関係〕
(5)	11-2-22-26-3	唐通詞より差出ス和解	1845.7.4	1	

(35)	6-4-64-6	イギリス船出帆申上　米倉元兵衛	1	
(36)	6-4-64-7	異国船ニ付て御届　松平大和守家来外	1	
(37)	6-4-64-8	某書状	1	
(38)	6-4-64-9	豆州下田湊江掛留候異国船取計方乃義	1	
(39)		ニ付申上候書付　江川太郎左衛門	1	
(40)	6-4-64-10	房州沖異国船相見候諸家御届	1	
(41)	6-4-91-12	イギリス人広東表江罷越候荒増申上　寧波船財副銭少處	1850.7	1
(42)	6-4-26	異国船異変之節評議伺書	1850	1
	……＜以下年代不詳＞……			
(1)	6-4-46	當月二日朝六ツ四合頃白帆注進之事		1
(2)	6-21-99	井上左大夫　上書　外異応接事略　異国通商略記(合冊)		1
(3)	6-21-100	諸蕃夷通商往来之始末書抜　宮崎次郎大夫・本多喜八郎		1
(4)	11-2-14-3	異国船渡来異国人上陸ニ付御届之写		1
(5)	11-2-14-5	異国船渡来ニ付御届之写		1
(6)	11-2-22-8	異国船渡来御届写　大村丹後守　松浦壱岐守　小笠原右京大夫		1
(7)	11-2-22-14	覚(外国えの漂民共請取方の義　渡来の異国人申口覚)		1
(8)	11-2-22-26-1	(異国船渡来ニ付)御用番様え御書付写し		1
(9)	11-2-22-26-4	御用番青山下野守様へ御届(イギリス船八日長崎出帆)		1
(10)	11-2-22-32	鳥居甲斐守申渡し　外　異国船渡来御届		1
(11)	11-2-23-2-8	加納備中守御届(異国船渡来)		1
(12)	11-2-23-2-13	異国船相見候ニ付御届　松平下総守　外八通		1
(13)	11-2-23-3-3-2	三宅土佐守より秘ニ借用　(北亜墨利加カロリナ船渡来一件探索書)		1
(14)	11-2-23-25-8	崎奥佛船紀事　添10月26日壱岐書状		1
(15)	11-2-23-25-18	松平大隅守御届(異国停泊)		1
(16)	11-2-23-25-20	某書状(異国船の異向を報じる)		1
(17)	11-2-23-25-28	異国船御届　并御備場御達		1
(18)	11-2-23-25-35	南部信濃守　外　異国船御届		1
(19)	6-4-65	異国船ニ付て諸家御届(南部領)		1 〔北辺〕
(20)	11-2-14-1	異国船北海江相見候ニ付御届之写		1
(21)	11-2-14-7	蛎崎(松前藩士)(異国船渡来を報じた)書状		1
(22)	11-2-23-25-23	津軽越中守家来　安藤虎之　申上(異国船渡来)		1
(23)	11-2-22-35	異国船房州洲之崎内海乗入ニ付　御届　松平下総守　外		1 〔本州〕
(24)	11-2-23-3-3	奉返上　頼母　浦賀夷国舟一件		1
(25)	11-2-23-25-22	某書状(浦賀記聞云々)		1
(26)	11-2-44-2-6-1	三月十一日異国船西アメリカ浦賀湊江入津		1
(27)	11-2-44-2-6-2	異国船浦賀湊入津御届		1
(28)	6-4-91-33	覚(隠岐国　異国船渡来)		1
(29)	6-4-85-4	日向国那珂郡福島都井浦漁人　異船と遭遇　異人と回答に及びし一件御届		1 〔九州〕

表6　異国船渡来

	番　号	史　料　名	年月日	数量
(1)	6-4-58	ヲロシヤ船壱艘長崎表江渡来之次第	1804.9.6	1
(2)	6-4-59	ヲロシヤ船長崎着岸一件	1804.9	1
(3)	6-4-60	クルーセンスルルン日本紀行十四篇之内		1
(4)	6-4-85-11	箱館住居意志より宿谷喜太郎方江文通之写	1807	1
(5)		（エトロフ島へ異国船来襲の件）		
(6)	6-4-25	異船渡来ニ付場所取斗書	1808.8	1
(7)	6-4-23	松前御固所江異国船来候一件	1831.2	1
(8)	6-4-61	魯西亜国之風説	1834	1
(9)	6-4-85-9	前隆之助届（エトロフ島へ異国船漂流人上陸之一件）	1836.5.28	1
(10)	11-2-22-21	房総御備場え異国船渡来の節人数差出候様		
(11)		達置候処最早不及其儀旨被仰出　堀田備中守	1844.5.24	1
(12)	6-4-52	長崎表　英国船観察届書	1844.12.7	1
(13)	11-2-23-20	異国船渡来　琉球一件	1846.5.3-6.3	1
(14)	11-2-23-2-6	廻島中異国船相見候御届書写	1846.5.24	1
(15)	11-2-23-3-3-1	鳶渡世金太郎　異国船見聞候次第　并浦賀奉行		
(16)		浦賀奉行より四度目御届	1846.5.28	1
(17)	11-2-23-3-3-8	異国船渡来御届書　外	1846.6	1
(18)	11-2-23-25-34	松平下総守　内　和田孫兵衛　内々申上	1846.6.21	1
(19)		（異国船渡来警衛船）		
(20)	11-2-23-1-4	黒田藩某書状之内（崎陽入津之異国船）	1846.7.14	1
(21)	11-2-23-25-12-③	松平大隅守　（琉球国へ異国船渡来御届）	1846.10.20	1
(22)	11-2-23-12	異国船渡来関係　伺書　申上書	1846	1
(23)	11-2-14-4	異国船渡来之写	1848.4	1
(24)	11-2-23-3-3-7	異国船渡来御届書　外	1848.6	1
(25)	11-2-14-2	異国船渡来ニ付御届之写	1848	1
(26)	6-4-63	異船略話	1849.4.8	1
(27)	6-4-91-42	異国船折々渡来致候付　面々江御渡御書取	1849.5.5	1
(28)	6-4-91-32	異国船渡来ニ付城築立仰出	1849.7.10	2
(29)	6-4-91-29	異国船渡来之節　御触	1849	1
(30)	6-4-64-1	御請書　岡村備後守	1849	1
(31)	6-4-64-2	内藤新宿正受院風聞		1
(32)	6-4-64-3	諏訪庄助書状		1
(33)	6-4-64-4	異国船渡来御届	浦賀へ異国船来届出	3
(34)	6-4-64-5	フランス船渡来風説		1

20『中ノ濱万治郎異国物語』1冊	89『異国船浦賀表渡来』1冊
31『漂流記事』6冊	90『(嘉永六年)異国船渡来一件』1冊
83『漂民帰国記』1冊	47『西洋列国史略』(1809) 1冊
46『朝鮮人書簡之写』1冊	24『和蘭記略』1冊
48『魯西亜地名異称考』(1796) 1冊	25『沿海異聞』20冊
33『魯西亜史略』2冊	27『環海異聞』6冊
21『魯西亜書牘和解』1冊	28『阿芙蓉彙聞』7冊
44『魯西亜使節渡来之節 応接之記』1冊	34『海外新話』5冊
	35『遭厄日本紀事』4冊
91『我羅斯文字』1冊	10『蕃談』
92『諸蕃賢行録』1冊	86『北地危言』
45『亜米利加人下田湊江来船 応接之記』1冊	37『異船渡来一件』8冊
	38『萬國舶旗圖譜』1冊
87『浦賀始末』1冊	41『西洋商舶原始並諸説』1冊
88『後明風聞書』1冊	43『海外異伝』1冊
30『合衆国書翰和解』2冊	82『狄艦事略』(葦原逍暦)

表4 「真田家関係 外」～(1)～

31-1-38 『漂民紀事 外」1冊

(2) 『真田宝物館収蔵文書中の目録未作成分の目録』(1990.3) より～

〔真田幸貫 (1791-1852／老中1841-44この間〈1842-44〉同海防掛) 関係を中心に〕

表5 漂流

	番号	史料名	年月日	数量
(1)	6-21-97-2	薩州漂流人申候台湾軍船之部 井上左大夫上書	1809.4.16	1
(2)	6-4-56-1	與居嶋村亥之助漂流之次第	1846.5	3
(3)	6-4-24	亜墨利加州人松前表江漂着一件	1848.5	1
(4)	6-4-1	高田屋嘉兵衛虜地而与家弟手書謄本	1850.7	1
(5)	6-4-91-15	松平薩摩守 御届 (琉球国へ漂着 中の浜万次郎外一件)		1
(6)	11-2-22-33	漂流人に付 申達し		1

○真田宝物館所蔵海外情報関連資料目録(稿)

出典(1) 『真田書籍台帳』⇨表１～４
出典(2) 『真田宝物館収蔵文書中の目録未作成分の目録』(1990.3)⇨表５～12
～〔海防・アヘン戦争・国際法〕をキーワードにして抽出～

表１ 「日本歴史の部」～(1)～

50『海防彙議』(塩田順庵編 1848) ９冊 (写)
＊巻八に「上真田侯書 佐久間修理」所収.
51『海防彙議 補附録』６冊 (写)

＊書名の前の番号は、『真田書籍台帳』所載の分類番号。

表２ 「地理，地図の部」～(1)～

15『蝦夷沿革考 上』１冊 (写)
21『蝦夷草紙』４冊
22『蝦夷拾遺』(佐藤玄六郎 1786) ４冊
35『蝦夷地方沿革図』１冊
60『北槎聞略』８冊
61『蝦夷闔境輿地全図』１冊
62『蝦夷常用集』８冊
63『松前志』(1782) ７冊
64『東蝦夷夜話』(大内相斉 1861) ３冊
65『北夷備致』(1809) ３冊
66『北夷談』３冊
67『エゾ図』１冊
84『北蝦夷図説』(1855) ４冊
91『蝦夷図全図』(林 子平) １冊
7『新訂坤輿略全図』(1852) １冊
30『地毬全図略説』(1792) １冊
86『辺要分界図考』(1804) ８冊
87『地球説略』(箕作阮甫 1860) １冊
90『朝鮮国全図』(林 子平) １冊
92『三国通覧輿地路程全図』１冊
93『無人島図』(林 子平) １冊
13『三国通覧』(林 子平 1785) １冊
14『三国通覧』図説 (林 子平，桂川甫周) １冊
55『諳厄利亜人性情志』(1825) １冊
56『豪斯多辣利訳説』１冊
57『英吉利新志』１冊
59『印度志』１冊
82『海国図志』11冊
54『萬國標幟』１冊
81『萬國旗章圖譜』１冊

表３ 「記録の部」～(1)～

81『別段風説書』１冊
23『阿蘭陀船より差出候別段風説書』１冊
84『和蘭風説書』１冊
12『外蕃通書』(近藤重蔵) ８冊
13『海外漂話』(1847) ３冊
15『寛政漂流帰国記』１冊
17『呂宋国漂流』１冊
18『魯西亜一件 漂流人四人申口』１冊

を下敷きにしております。発表の機会と発表後にさまざまなアドバイスを与えてくださった皆様に御礼申しあげます。

また、準備段階から資料調査にご協力くださった真田宝物館の皆様、とりわけ学芸員の原田和彦氏・小林里美氏に感謝申しあげます。

（上田女子短期大学助教授）

本『沿海異聞』について（上）」（『松代』第9号　1996.3）、同氏「真田宝物館書目誌　蝦夷常用集について」（『松代』第10号　1997.3）参照。

(4) 拙稿「信州洋学史研究序説　付．信州洋学史関係研究文献目録（稿）」（『上田女子短期大学紀要』第16号　1993.3）

(5) 象山の魏源批判は、藩所蔵の『海国図志』と個人蔵の『聖武記』によるものと思われる。象山手沢の『聖武記』は、現在、個人（大庭　脩氏）蔵。（大庭　脩氏『漢籍輸入の文化史――聖徳太子から吉宗へ――』研文出版　1997.1）

(6) 「降伏の白い旗は、いつ生まれたのか」として、松本健一氏は、その著『白旗伝説』（新潮社　1995.5）の中で、次のように述べられている。

源氏の白旗であり、弔いの旗でもあった「白旗」が、いつのころから、降伏の意味をもつようになったのだろう。戊辰戦争に敗れた会津藩は、明治元年(1868)9月22日、若松城追手門のまえに、白い降伏旗三旒をたてている。（中略）

わたしが調べたかぎりでは、日本で降伏の合図として白旗がたてられたのは、この会津藩の例が最初である。これ以前には、例がない。そうだとすると、白旗が降伏を意味するということをわたしたち日本人が知ったのは、やはり、黒船にのったペリーが「通商」をしないのなら、戦争をはじめる、そのときの降伏用にといって、「白旗二旒」を贈ってきたときのことなのではないか。（p. 228-229）

(7) 高井鴻山記念館（長野県上高井郡小布施町大字小布施805-1）所蔵。

【参考文献】

埴科郡教育会編『感応公と佐久間象山先生』寺澤鶴吉（長野）1913.10

増田　渉氏『西学東漸と中国事情――「雑書」札記――』（岩波書店　1979.2）

向井　晃氏「海外情報と幕末の九州」杉本　勲氏編『近代西洋文明との出会い――黎明期の西南雄藩――』（思文閣出版　1989.10）

王　暁秋氏（小島晋治氏監訳）『アヘン戦争から辛亥革命　―日本人の中国観と中国人の日本観』（東方書店　1991.12）

片桐一男氏「オランダからの『風説書』と舶載品」『日本の近世　6　情報と交通』（中央公論社　1992.5）

園田英弘氏『西洋化の構造　―黒船・武士・国家―』（思文閣出版　1993.10）

田中　彰氏編『日本の近世　18　近代国家への志向』（中央公論社　1994.5）

松本健一氏『〈日本の近代1〉開国・維新1853～1871』（中央公論社　1998.11）

松本健一氏「人事の尽くるところ天命なり――佐久間象山伝」『This is 読売』（読売新聞社）1997年1月号～1999年3月号，『正論』（産経新聞社）1999年5月号～（連載中）

【付記】

本稿は、「1998年度　日韓・韓日文化交流基金主催　第11回合同学術会議『日本のアジア認識、韓国のアジア認識』」（1998.10.17）における、松本健一氏との共同発表

あり、またそれぞれ『英国史記』『英国志』(上田藩)、『英国史略』(小諸藩)を所蔵しており、アヘン戦争の一方の当事国・イギリスについての情報収集が心がけられている(松代藩にも⑥～⑨のような書物がある)。

このほか、アヘン戦争の情報が伝わるや、老中水野忠邦がオランダ商館に、いちはやく発注した『海上砲術全書』は、松代・高島・松本の各藩でも所蔵している。

また、ここに松代藩等の御用商人にして、佐久間象山とも親交のあった小布施の高井鴻山所蔵資料(7)をつけ加えておきたい。

鴻山の蔵書には、『海国図志』(墨利加洲部6冊、澳門月報・火輪船図説2冊)がある。また、葛飾北斎の下絵によって鴻山が描いた「象乗り異国人図」は、海辺防備を訴えるものとして解されている。すなわち、象は外国の巨大な勢力を、象に乗る3人の人物は、西洋文明やアヘンの流入などを暗示し、日本の将来に警告を与えていると見られている。

海外情報は、民間にも正確に伝わっていた証左と言えよう。

4. ま と め

幕末史の信州諸藩中にあって、対外的関係に関わる面で大きな動きをなしたのは松代藩である。他の藩は、国力弱小で(信州の雄藩と言われた松代藩でも10万石)、結果的には幕政を左右する動きを示したところはない。が、諸藩に残された蔵書(目録)・文書を見ると、それぞれに情報を収集・蓄積し、国難に対応しようとしていた形跡がうかがえる。

5. 今後の課題

今回は、所蔵資料の概観にとどまった。各資料の読み込みを深め、有機的な配列での整理をはかってみたい。

【注】

(1) 紙屋敦之氏「大君外交の海外情報ルート」(岩下哲典氏・真栄平房昭氏編『近世日本の海外情報』岩田書院 1997.5)

(2) 永用俊彦氏「近世後期の海外情報とその収集――鷹見泉石の場合――」(注1前掲書所収)

(3) 佐々木利和氏による紹介が継続中である。同氏「真田宝物館書目誌考 松代文庫

⑨『ゴドゥイン：英国政治史』（英書）

などがあり、アヘン戦争関連の基本書（①～③）を揃え、海戦において重要な意味を持つ旗印にも目が行き届いている（④・⑤）。

『海国図志』11冊の内訳は、墨利加洲部6冊、籌海篇2冊、俄羅斯國2冊、普魯社國1冊である。同書の著者・魏源には、海防論として同主旨の『聖武記』の著作があり、象山は個人で所蔵し目を通している(5)。

また、『阿芙蓉異聞』は、何人かによってよく読み込まれており、注目すべき頭注・書き込みが数か所ある。

〈1〉「英夷侵犯始末」の本文（道光22年7月の一節）に対する頭注

「英夷ノ法　白旗ヲアクルハ和談ノ印　赤旗ハ合戦ノシルシ」

（巻三・32丁裏）

松本健一氏の調査によると、日本人が降伏の際に、白旗を挙げるようになるのは、ペリーに教えられて以後のことである(6)。この注の記入者・記入時期の特定は、興味深い今後の課題である。

〈2〉「齊昭日」という朱注（巻三に3カ所、巻四に1カ所）

齊昭とは、水戸藩の徳川齊昭であろう。どのような状況で、誰が彼の言を注として記入したのか、何らかの傍証をつかみたい。

このほか『鴉片始末』は、象山の跋を含むものである。

こうして見ると、すでにアヘン戦争以前から、そして以後も、海外情勢の分析のために情報が数多く集められている。「情報」収集の大切さがよく理解されていることがうかがい知れる。幸貫や象山の情勢判断・思考形成も、これらの文献・記録による裏づけがあってこそである。

3—4　信州の他藩の蔵書

なお、参考までに信州の他藩の蔵書も、同様の観点から見ておこう。

上田藩	小諸藩	岩村田藩	高島藩
『阿芙蓉異聞』 『万国旗章図譜』 『万国公法』2部	『海国図志』 『鴉片始末』 『異国旗号』	『万国公法』	『瀛環志略』

洋学摂取に関心を払っていた上田藩・小諸藩には、このほか『英政如何』が

な根拠となった。また、戦争の経過や清国の敗因などを論じたアヘン戦争関連の書物が数多く著された。清国敗戦の主因としては、固有の儒教文化を絶対視し、欧米文明の長所、とくに兵器・艦船・航海術などの吸収を怠ったこと、アヘンの氾濫を許したことをあげ、「天が与えた前者の鑑」との意識のもと、活発な論議が展開されることとなった。佐久間象山・吉田松陰をはじめとする幕末期の思想家たちも、その思想形成に影響を受けている。

3—2　パトリオット・佐久間象山登場の背景

アヘン戦争における清国惨敗の知らせに、最も衝撃を受け、敏感に反応し、行動を起こした幕末期の思想家は、佐久間象山であろう。四方を山で囲まれた信州・松代は、水戸藩や福井藩、あるいは長州藩や薩摩藩などのように海岸線を持ち、否応なく海防（国防）意識に目覚めさせられる所ではない。それではいかなる理由で象山は、アヘン戦争に触発されたかたちで「海防八策」(1842.11) を書くに至ったのか。

それは、象山を引き立てていた藩主・真田幸貫が老中海防掛に就任し(1842)、彼をそのブレーンに加えたからである。藩政ともども改革の気運に燃えていた幸貫は、象山に蘭学修業を促し、海外事情の研究に従事させる一方で、オランダ商館に武器を発注して、藩の兵制改革にも取り組んだ。オランダ式からイギリス式へ、さらにはフランス式に制度を変えていった軍隊は、後年、戊辰戦争の際に会津若松城下で、会津側から「薩長真田に大砲なくば官軍破るも何のその」と謳われるほどに成長した。

3—3　藩校蔵書・藩文書から見る危機対応—情報の集積—

松代藩の藩校蔵書は、信州11藩の中にあっては屈指のもので、洋学関連の書籍も兵学分野を中心に充実している(4)。「アヘン戦争・国際法」をキーワードに書目を列挙してみると、

①『海国図志』　⑤『万国旗章図譜』
②『阿芙蓉異聞』　⑥『諳厄利亜人性情志』
③『鴉片始末』　⑦『英吉利新志』
④『万国標識』　⑧『エドワード：英国内乱史』（英書）

具体的には、「我羅斯文字」「魯西亜地名異称考」などわが国の北辺を脅かすロシア関連の資料、「和蘭風説書」「別段風説書」などアヘン戦争に直接関連するもの、「海外漂話」「寛政漂流帰国記」など海外漂流民の記録、さらには、「異国船浦賀渡来」「亜米利加人下田湊江来船応接之記」などペリー来航に関する記録類等が多数ある。

早い時期から広範囲に情報収集を行なうことは、こと外交関係においては、必須であろう。1842年には、松代藩第8代藩主・真田幸貫が老中海防掛に就任している。1840年代の資料の充実ぶりは、当然と言える。

なお、真田幸貫と同時期に老中海防掛を勤めたのが古河藩主・土井利位である。そして、幸貫を佐久間象山が補佐したごとく、土井利位を補佐したのが、古河藩家老・鷹見泉石である。今日、鷹見家に伝わる海外情報関係資料について、永用俊彦氏は、①蝦夷地・ロシア、②朝鮮・対馬、③長崎、④中国、⑤オランダ、⑥琉球・薩摩、⑦離島という分類項目をたて、書誌の紹介をされている。(2) その中には、『北槎聞略抄写』『海国図志』等、真田宝物館所蔵の資料と共通するものも散見する。(ちなみに、象山と泉石は、蘭学関係を中心に情報交換をしていた。)

このほか、蝦夷地・ロシア関係の資料が充実している点が特徴として挙げられる。(3) これは、松代藩が北辺の海防の援兵をしたりしたこと、藩主・幸貫が水戸藩の徳川斉昭と樺太開拓を計画したことが関係していると思われる。

3. その他の資料の特徴～アヘン戦争関係資料について～

前述のペリー来航関係資料にも、横浜警護を担当した藩として、貴重な資料が多いが、幸貫・象山のコンビが幕政に関与した時期に隣国で起こった大事件、すなわちアヘン戦争関係資料について、見ておきたい。

3－1　アヘン戦争の衝撃

アヘン戦争の経緯が日本に与えた衝撃については、「幕府の海防政策や幕末期の有識者に大きな影響を与えた」(『日本史広辞典』1997山川出版社) と簡潔に総括されている。すなわち、わが国文化の源流であり、世界の強大国として仰いできた清国の惨敗は、老中水野忠邦による天保改革の対外政策立案の重要

松代藩における海外情報の収集

——真田宝物館所蔵資料概観——

大　橋　敦　夫

1. はじめに

江戸時代も後半になると、日本の四囲を脅かす外国勢力の動きが顕著になる。人や物の漂流・漂着といった実体験が重ねられ、外国船の来航といった事態を迎えるに至り、海外情勢に無関心でいられない状況が出来した。藩領等が海に面している場合は、特にそうであった（水戸藩等）が、海岸線を持たない山国にある松代藩も、そうした時代の趨勢に敏感に反応している。その裏付けには、海外情報の収集があった。

本稿では、真田宝物館に所蔵される海外情報関係資料を概観し、幕末における松代藩の危機対応について考察の筆を及ぼしたい。

2. 真田宝物館所蔵の海外情報関係資料の主な特徴

『真田書籍台帳』ならびに『真田宝物館収蔵文書中の目録未作成分の目録』（1990.3）から、海外情報に関係する書籍・文書を拾い出すと、表１～12のようになる。

年代不詳のものもあるが、確認できる範囲で最も古いのは、1790年代からのもので、以後幕末に及んでいる。海外情報の集積が増えてくるのは、幕府をはじめ諸藩でも、安永７（1778）年、ロシア船が蝦夷地厚岸に来航して、松前藩に通商を求めて以来のことであるから、松代藩の情報収集活動は、素早い対応と言えるであろう。

また、その収集の範囲も幅広く、北辺から南端に及んでおり、近世日本の４つの海外情報ルート[(1)]——「松前口—蝦夷地」「対馬口—朝鮮」「長崎口—オランダ」「薩摩口—琉球」——からの情報が集積されている。

編集のまど

『松代』十二号をお届けいたします。本号にも多くの意欲的な論考をお寄せいただきました。

北原論文は、正保二年の江戸城外堀の堀浚普請についてです。真田宝物館ほかに残る普請に関する絵図面がどのような意味をもっていたのかといった検討は注目すべきです。従来、真田家の手伝普請について触れた論考がみえないため、この方面の研究としても、今後の展開が注目されます。

大橋論文は、真田宝物館が所蔵する海外に関する史料の位置付けを示そうとするものです。真田家の所蔵してきた史料には、諸外国に関する文献類が多く残されています。これらについての意義付けをめざした意欲的な論考です。

鎌田論文は、大谷津家に残る日記の翻刻です。大谷津家が松代藩政、あるいは文化に果たした役割がわかります。なお、大谷津家の伊勢上方巡拝日記については、『長野』一九七号に翻刻されています。あわせて読むと内容が深まります。

北村論文は、天保年間におきた飢饉について、町の施行と村の施行を論じたものです。良好な史料の紹介がなされており好論です。近年この分野の研究が盛んで、同じ素材を使った、鬼頭康之「松代藩『山中』の凶作・飢饉」(『信濃』五一―二)もあります。菊地勇夫『近世の飢饉』・『飢饉の社会史』や北原糸子『都市と貧困の社会史』などにみられるように、「施行」の分析を通じて近世社会の特殊性を描くことが可能です。松代領内のこの時期の特殊性が今後明らかとなるでしょう。

仁科論文は、横田家に伝わる古文書の史料紹介です。珍しい史料が多く紹介されています。松代藩庁に残る文書と、こうした家臣の家に残る文書との在り方が注目されます。

今回の史料紹介は、紙幅の関係から明暦四年の三代藩主擁立にかかわる史料を翻刻しました。この史料はいままで明らかにされてきませんでした。内容は藩主擁立に奔走する信之の姿を如実に伝えるものです。九十歳をこえた信之にとっては、非常な心労だったはずです。また信政の遺品は、この藩主擁立工作に使われたこともわかります。なお、先号から掲載している家臣の名簿は次号に送ります。

『松代』は十二号を世に送ることとなりました。もう十二年が過ぎます。この間には多くの論文が寄せられました。ただ、ある意味での内容のかたよりは否めない事実となっています。真田宝物館には非常に多くの美術品があり、これらの調査は手付かずの状況です。こうした史料紹介の場として、『松代』の刊行が始まりました。真田家の資料については、現在鋭意収蔵目録を刊行中ですが、これらの美術品の評価は複数の研究者の目が必要です。また、美術品の評価は一様ではないため、さまざまな人々によって議論される必要があります。

郷土史を論じる雑誌が長野県にあっては飽和状態となっています。こうしたなか、『松代』は何を求めるのか、これは重要な問題でしょう。郷土誌の松代版的なものではなく、「真田の歴史と文化」を真田家伝来の大名道具から究明できる場とすることが、この雑誌の「初心にもどる」ことなのかも知れません。

(H)

執筆者

北原糸子　東洋大学
大橋敦夫　上田女子短期大学
鎌田雄二郎　松代編集委員
北村保　長野市文化財保護審議会委員
仁科叔子　長野市文化財保護審議会委員
原田和彦　松代藩文化施設管理事務所

書名　松代　12号
　　―真田の歴史と文化―
発行日　平成十一年三月三十一日
編集者　真田宝物館
発行所　長野市教育委員会
　　松代藩文化施設管理事務所
　　長野市松代町松代四―一
　　〒三八一―二一六
　　☎〇二六―二七八―二八〇一

印刷　蔦友印刷株式会社

江戸城濠 麹町通ヨリ小石川口迄 堀方割

（東京大学総合図書館蔵）

本図は、正保二年（一六四五）の江戸城外堀の堀浚手伝普請の丁場割図である。この手伝普請の助役大名は、秋田藩佐竹修理大夫義隆（二〇万五千石）、盛岡藩南部山城守重直（一〇万石）、松代藩真田伊豆守信之（一〇万石）、松本藩水野隼人正忠清（七万石）、飯山藩松平万助忠倶（四万石）、高遠藩鳥居主膳正忠春（三万石）の六藩で、助役大名の総高は五四万五千石であった。これらのうち、松本藩水野家と飯山藩松平家を除く四藩は、これに先つ十年前この外堀構築の手伝普請に、他の東国大名四十五家とともに参加していた。真田家は、十年前の寛永十三年（一六三六）・正保二年（一六四五）の手伝普請の際も、藩主信之の他、沼田藩の河内守信吉、内記信政、隼人正信重も名を連ね、真田一族として参加している。正保二年の堀浚手伝普請は、その後、享保一八年（一七三三）、宝暦一二年（一七六二）、明和二年（一七六五）に行われた江戸城外堀の堀浚手伝普請の先駆となる型態であった。しかし、この段階では、後代のように、掛った経費を負担する御金御手伝ではなく、侍に限らず、足軽人足も国元から派遣され、実際の労役を担った。しかし、もちろん、こうした大規模な普請では、「日用（ひよう）」つまり江戸の土木請負業者が差配する江戸雇いの人足による作業分も当然含まれていた。図中の丁場区分に「日用ニ渡ス」とある箇所は、その事を指している。手伝普請における「日用」の存在は、近世の都市の労働市場を考える上で、重要な問題を孕む。それは、手伝普請という形態で、幕府が自らの出資によることなく、江戸城下の公共事業に都市下層を吸収させることができたからである。これはその一例でもある。

（北原　糸子）